「テルミドール９日のクーデタ」と
48セクションの軍人組織

松浦義弘

目　　次

はじめに 5

一　史料分析の着眼点 6

二　コミューンの派遣指令に軍人組織が応じなかったセクション 9
(1) 文民組織のいずれもが委員をコミューンに派遣しなかったセクション..... 10
(2) 文民組織のうちひとつ以上の組織がコミューンに委員を派遣したセクション... 12

三　コミューンの派遣指令に軍人組織が応じたセクション..... 14
(1) 文民統制が貫徹ないしはほぼ貫徹していたセクション..... 17
(2) 軍隊の指揮命令系統が機能していたセクション..... 20
(3) 司令官の了解なしに軍人組織（おもに砲兵）がコミューンの派遣指令に応じたセクション... 24
(4) 司令官や文民組織の反対を押しきって砲兵がコミューンの派遣指令に応じたセクション... 28

四　コミューンの派遣指令に軍人組織が応じた意味..... 31
(1) 指令の時間差と軍団の指揮命令系統..... 31
(2) コミューン経験とコミューン認識の変化..... 36
(3) コミューンの派遣指令に軍人組織が応じた意味..... 43

五　セクションの軍人組織とコミューン側の人物との言説のやりとり..... 45

六　軍人組織における政治的態度の変化の契機..... 50

おわりに 55
注 57
「テルミドール９日のクーデタ」における 48 セクションの軍人組織の行動····· 65

「テルミドール９日のクーデタ」と48セクションの軍人組織

はじめに

共和暦２年テルミドール９日のクーデタは、フランス革命を象徴する事件として多くの歴史家によって言及されてきた。にもかかわらず、「テルミドール」にかかわる史料を包括的に検討することによってこの事件を論じた研究は、わずかにＰ・サント＝クレール・ドゥヴィルの研究とＡ・ソブールの研究を数えるにすぎない[1]。最近刊行された『フランス革命歴史地図 11 パリ』のテルミドール９日のクーデタにかんするデータもすべて、これらふたつの研究からとられている[2]。以下ではまず、「テルミドール」のあらましを従来の研究に依拠して紹介し、そのうえでそれらの研究を批判的に検討し、本稿の課題を提示しておきたい。

クーデタの発端は国民公会にあった。共和暦２年テルミドール９日（1794 年７月 27 日）、正午ごろ演壇に立ったサン＝ジュストは演説をさえぎられ、つづいてロベスピエールとその仲間にたいする告発がつづくなか、午後４時ごろ、ロベスピエールら５人の逮捕が決定される。このニュースをうけてパリ・コミューン総評議会が午後５時半に招集され、48 セクションの国民衛兵と砲兵にたいして派遣指令が出される。この指令に応じて部隊を市庁舎前のグレーヴ広場に派遣したのは 16 セクションにすぎなかったが、午後７時ごろには蜂起コミューン側が軍事的に圧倒的に優勢となる。しかも逮捕されたロベスピエールらも解放され、市庁舎につぎつぎと到着する。

これにたいして国民公会側の対応は迅速であった。午後７時に再開された国民公会は、午後 10 時半ごろ、ロベスピエール派を「法の外におく」（裁判なしで処刑する）ことを決定し、議員のなかで唯一軍人であったバラースにパリの国民衛兵部隊 la force armée de Paris[3] の指揮がゆだね、国民公会の決定を説明して支持を得るためにセクションに委員を派遣したのである。いっぽう、グレーヴ広場にとどまっていた兵士は、食糧の補給もなく、コミューンによる命令もないという状況のなかで、国民公会の決定を知って当惑する。夜半から降りだした雨のせいもあったろう、午後 10 時ごろから三々五々と広場から消えていき、翌 10 日午前１時半ごろ、最後の兵士が広場をあとにする。こうして午前２時ごろ、バラースの部隊はロベスピエールらをなんなく再逮捕し、その日の夕方、ロベスピエールらは断頭台の露と消えることになるのである。

以上が、「テルミドール９日のクーデタ」と呼ばれる事件のあらましである。

従来の研究がとくに重視するのは、国民公会と蜂起コミューンの両陣営の力関係を決定するうえできわめて重要な 48 セクションの国民衛兵と砲兵の動向である。この点につきソブールは、細部の事実（たとえば動員された大砲の数）にかんしてドゥヴィルの指摘を若干修正してはいるものの、おおむね彼の主張を踏襲している。すなわち、48 セクションのうち 16 セクシ

ョンのみがコミューンの要請におうじて国民衛兵を市庁舎に派遣した、とし[4]、市街戦において決定的に重要な砲兵隊[5] にかんしては、クーデタ当時パリに残っていたセクションの砲兵部隊は32、そのうち17部隊が蜂起コミューン側につき[6]、13部隊が国民公会側につき[7]、タンプル塔とアルスナルを警備していた2部隊は事件に参加しなかった、と結論づけている。こうしてテルミドール9日の午後7時ごろから午後10時ごろまでは、グレーヴ広場に三千人以上の国民衛兵にくわえて32門の大砲を装備した17セクションの砲兵隊が集結しており、軍事的な観点からみれば蜂起コミューン側が圧倒的に優勢であった。したがってコミューン側の蜂起が失敗した根本的な原因は、蜂起を先導しなかったロベスピエールらコミューン側の指導者にあった、というのがソブールをはじめとする従来の研究者の見解である[8]。

以下では、この従来の見解を再検討する。とくに問題としたいのは、従来の見解が、各セクションの軍人組織（国民衛兵と砲兵）がコミューンの派遣指令に応じた時点で、それらの組織はコミューン支持派である、と解釈している点である。はたして、そうなのであろうか。コミューンの派遣指令に応じたことが、それらの組織の最終的な政治的選択を意味したのであろうか。本稿では、それぞれの軍人組織が政治的態度を変えるさいに、それをどのような言説によって正当化したのかという点に注目することによって、コミューンの派遣指令に応じて市庁舎におもむいた国民衛兵や砲兵が、かならずしもコミューン支持派を意味するわけではなかったことをしめしたいと思う。とりわけ、逮捕されたロベスピエールらの議員や国民衛兵総司令官アンリオを解放するために国民公会に向かったとされ、結果的にアンリオを解放することになった国民衛兵や砲兵の行動（以下では「アンリオ解放」と略記）とその言説に注目することによって、その点をあきらかにしたい。

なお、本稿で利用した主な史料は、バラースのテルミドール14日の指令に応じてテルミドール8～10日の出来事にかんして各セクションの国民衛兵司令官などが提出した報告書である。ただし、この報告書はクーデタ当日から数日経過してからの報告書であり、クーデタ当日のセクションの総会、民事委員会、革命委員会の議事録などとの整合性のチェックが不可欠である。また、「アンリオ解放」に参加し、その結果として保安委員会によって逮捕された軍人の個人調書（国立文書館の整理番号 F^7 4577-4775[53]）や裁判記録も、必要なかぎりで利用した。

一　史料分析の着眼点

ここでは、どのような視点で史料分析をおこなってゆくのかを具体的にしめしておこう。

まず、セクションごとに国民衛兵、砲兵の2組織を別々の行動主体として想定した。同一セクション内の両組織間にはもちろん密接な関係が存在したが、事件への対応がことなるばあいがしばしばみられたからである。ただし、従来の研究のように1組織だけをとりだしてその政治的態度を48セクションにかんして分析するのではなく、ある程度セクションを枠組みとした分析をおこなった。そして各セクションの2組織、48セクション全体では96組織を対象に

して、それらの組織がテルミドール9日にどのような行動をとったのかを網羅的に調査する作業をおこなった。そのさい、48セクションの各組織のあいだの行動に相違がみられる主要なファクターをとりあげ、それぞれのファクターごとに各組織の行動を一覧できる表を作成した（文末の表を参照）。以下では、この一覧表でとりあげたファクターを順にとりあげ、それをどのようなかたちで一覧表化したのかをしめしておこう。

①報告書が残存しているかどうか。

48セクションの国民衛兵司令官は、テルミドール14日、パリ国民衛兵総司令官バラースから事件にかんする報告書の提出をもとめられた。この報告書が残存しているかどうかを表の「報告書」の項目でしめした。報告書が存在するばあいは「有」、存在しないばあいは「無」としている。なお、バラースは砲兵には報告書の提出をもとめておらず、砲兵の報告書は基本的には存在しないので、「無」とはせずに斜線を入れてある。残存する砲兵関係史料は、任意で（あるいはバラースの指令を誤解して）提出された報告書か、裁判における証言である。

②コミューン側の指令を実行したかどうか。

テルミドール9日にコミューン側が48セクションにむけてだした最初の指令は、市門の閉鎖である。それ以外に複数のセクションに警鐘を鳴らし、召集太鼓をたたくことを命じている。この指令を各セクションの国民衛兵が実行したかどうかをしめしたのが表の「コミューン指令」の項目である。「実行」「一部実行」「実行せず」で対応のちがいをしめした。「報告」は、国民衛兵がこの指令をセクションの民事委員会ないしは革命委員会に報告したことを意味する。

③コミューンの誓約要請にこたえて司令官は市庁舎におもむいたか。国民衛兵と砲兵は派兵指令に応じたか。

テルミドール9日、コミューン総評議会は、セクションの国民衛兵司令官と文民当局に祖国をすくう誓約をするために市庁舎に来ることを要請した[9]。この誓約要請にこたえて司令官が市庁舎におもむいたかどうかをしめしたのが、表の「市庁舎への司令官の派遣」の項目である。

また、テルミドール9日夕方には、国民衛兵の6軍団司令官にたいしてそれぞれ400人の兵士（したがってセクションごとに50人の兵士）をグレーヴ広場に派遣することを命じたパリ国民衛兵総司令官アンリオの指令（以下では「部隊派遣」と略記）[10]と、セクションの砲兵隊に2門の大砲とともにグレーヴ広場にくることを命じた参謀副官フォンテーヌの指令（以下では「砲兵・大砲」と略記）[11]がだされた。このアンリオとフォンテーヌの指令にこたえてセクションの国民衛兵や砲兵がグレーヴ広場に派遣されたかどうかをしめしたのが、表の「部隊の派遣」の項目である。「派遣」「無」「派遣せず」「派遣拒否」で派遣の有無と態度をしめし、派遣した兵士や大砲の実数が史料から判明するばあいは、その数をカッコ内に記した。

④コミューンの誓約要請に応じて市庁舎におもむいた司令官は、そこで誓約・署名したか。

セクションの国民衛兵司令官は、誓約をするために市庁舎にむかった。しかし市庁舎で誓

約・署名をもとめられたとき、彼らの対応は誓約・署名をしたものとそれを拒否したものとに分かれた。この対応の違いについては表の「コミューンでの誓約・署名」の項目でしめした。「署名」は誓約・署名をしたことを、「拒否」はそれを拒否したことをしめす。なお「誓約」は、コミューン側の記録では署名は確認されないが、誓約したことがコミューン側やセクション側の史料から確認できることを意味する。「誓約？」は推定であることをしめす。「無」は、コミューン側の記録に署名がなく、なおかつ誓約したことも署名したことも史料上うかがえないことをしめしている。

⑤各セクションの軍人組織の政治的態度の変化はどのような契機でおこったか。

政治的態度の変化の契機を軍人組織ごとにしめしたのが、表の「政治的態度の変化の契機など」の項目である。もちろん、当該組織にかかわる議事録や報告書がなければ「政治的態度の変化の契機」はわからないし、議事録や報告書があってもこの変化の契機があまり明確でないものや、せいぜい推定しかできないものもある。この点については「不明」「？」などでしめした。

⑥文民統制の原則は守られていたか。

共和暦2年フリメール14日（1793年12月4日）の法令によって、国民衛兵や砲兵とその指揮官は、総会、民事委員会、革命委員会などの「文民当局 autorités civiles」の指令によってのみ行動することが規定された[12]。この「文民統制」の原則が守られていたかをしめしたのが、表の「文民統制」の項目である。守られていれば○、守られていなければ×、明白にどちらともいえないものを△でしめした。なお、砲兵は、理論的にはセクションの国民衛兵司令官の指揮権のもとにあったが、実際は、統合参謀本部副官から指令を受けるのを習いとしていた[13]。

⑦文民組織はどのような行動をとったのか。

各セクションの文民組織（総会、民事委員会、革命委員会）が、コミューンの総会招集要請などにたいしてどのような態度をとったのかを簡略にしめしたのが、表の「文民組織の行動」の項目である。セクション総会を招集したのかどうか、とくに委員を市庁舎に派遣したかどうか、委員を市庁舎に派遣した場合、どの文民組織が派遣したのかを具体的にしめすことによって、軍人組織と文民組織とのあいだでコミューンの要請にたいする対応にズレがあったのかどうかをしめそうとした。

以上、各セクション2つの軍人組織、48セクション全体では96の軍人組織の行動に相違がみられる主要なファクターに注目し、それらのファクターを文末の表でどのようにとりあげたかを説明した。この一覧表をみれば、パリの48セクション全96組織がテルミドール9日にどのような行動をとったのか、そして各組織がどの時点で、どのような契機によって政治的態度を変えるにいたったのかが大まかには理解できるはずである。しかし以下では、従来、各軍人組織がコミューンの派遣指令に応じた時点で「コミューン派」と解釈されてきた点を考慮し、その点に焦点を当てた分析をおこないたい。具体的には、コミューンの派遣指令にたいする国

民衛兵と砲兵の対応の組み合わせを基準として48セクションをまずふたつのカテゴリーに分類したい。第1のカテゴリーは、国民衛兵も砲兵もコミューンの派遣指令に応じなかったか、応じた形跡のないセクション、第2は、国民衛兵か砲兵が、あるいはその両者がコミューンの派遣指令に応じたセクション、である。そしてここでは、第1のカテゴリーにかんしては、このカテゴリーに属するセクションの国民衛兵と砲兵の事実確認とその行動の特徴を代表的な事例をあげて指摘するにとどめ、第2のカテゴリーに該当するセクション、つまり、これまでの研究で「コミューン派」と解釈されてきたセクションの国民衛兵と砲兵の行動を重点的に検討することにしたい。

二　コミューンの派遣指令に軍人組織が応じなかったセクション

ここでは、国民衛兵も砲兵もコミューンの派遣指令に応じなかったか、応じた形跡のないセクションを対象として、国民衛兵と砲兵の動向を検討する。このカテゴリーはさらに、①国民衛兵も砲兵もコミューンの派遣指令に応じなかったセクション、②国民衛兵がコミューンの派遣指令に応じなかったセクション（砲兵は警備か不在か不明）、という2パターンに分けることができよう。これら2パターンに該当するセクションは、国民衛兵も砲兵もコミューンに派遣された様子がみられないセクションであり、その意味ではコミューンに与することがなかったセクションである。まず、事実確認からはじめよう。

①国民衛兵も砲兵もコミューンの派遣指令に応じなかったセクション

このパターンに属するセクションは、ボンディ、ボンヌ＝ヌゥヴェル、シャンゼリゼ、フォブール＝モンマルトル、フォンテーヌ・ドゥ・グルネル、ガルド＝フランセーズ、ギヨーム＝テル、アール・オ・ブレ、ルペルチエ、モンターニュ、モン＝ブラン、チュイルリの12セクションである。

従来の研究では、これらの12セクション以外に、グラヴィリエ・セクションの国民衛兵と砲兵もコミューンの派遣指令に応じなかった、とされている。しかし後述するように、グラヴィリエ・セクションの国民衛兵はコミューンの派遣指令にいったんは応じており（砲兵はおそらく不在）、このパターンには入らない[14]。またルペルチエ・セクションは司令官の報告書などがなく、軍人組織の動向は直接にはわからない。しかし夜9時すぎに招集された総会でコミューンの誓約要請が拒否されるとともに、公安・保安委員会の指令（部署・報告）が実施され、さらに革命委員会によって国民公会の防衛も表明されているため、国民衛兵も砲兵もコミューンの派遣指令に応じなかったと想定される[15]。

②国民衛兵がコミューンの派遣指令に応じなかったセクション（砲兵は警備か不在か不明）

このパターンに属するセクションは、アルスナル、ブリュチュス、シャリエ、コントラ＝ソシアル、アンディヴィジビリテ（司令官だけ誓約）、メゾン・コミューヌ、モントルィーユ、ピク、レピュブリク、レヴォリュショネール、タンプル、ユニテの12セクションである。

これらの12セクションのうち、シャリエ、モントルィーユ、レヴォリュショネールの3セクションの砲兵は、テルミドール9日にパリにおそらくいなかったため事件に関与していない。また、アルスナルとタンプルの2セクションの砲兵も、それぞれアルスナルとタンプル塔の警備についていたため事件に参加していない[16]。それら5セクション以外の7セクション、つまり、ブリュチュス、コントラ＝ソシアル、アンディヴィジビリテ（司令官だけ誓約）、メゾン・コミューヌ、ピク、レピュブリク、ユニテの7セクションにかんしては、砲兵がコミューンの派遣指令に応じなかったかどうか史料的に不明である。レピュブリク・セクションについては史料不足のため、国民衛兵の動向も直接にはわからない。ただし、テルミドール派のひとりクルトワの報告書から判断するかぎり、このセクションはコミューンの総会招集指令さえ無視ないしは拒否しており、国民衛兵もコミューンの派遣指令に応じなかったと想定される[17]。

以上、コミューンの派遣指令にたいする国民衛兵と砲兵の対応の組み合わせによって便宜的に①と②のふたつのパターンに分けたが、国民衛兵と砲兵がすくなくともコミューンに与しなかったという点では、①と②に属するセクションとのあいだに相違はなかった。むしろ、以上の①と②に属する24セクションの国民衛兵と砲兵の政治的態度にかんしては、同一セクションの文民組織のいずれかが市庁舎に委員を派遣しているばあいが、より問題であろう。それは、コミューンの派遣要請にたいする文民組織と軍人組織の対応にズレがあったことを意味するからである。そこで以下では、国民衛兵も砲兵もコミューンの派遣指令に応じなかったか、応じた形跡のない24セクションを、(1) 文民組織のいずれもが委員をコミューンに派遣しなかったセクション、(2) 文民組織のうちひとつ以上の組織がコミューンに委員を派遣したセクション、に分け、それぞれのカテゴリーに属するセクションの国民衛兵と砲兵の動向を検討することにしよう。

(1) 文民組織のいずれもが委員をコミューンに派遣しなかったセクション

このカテゴリーに属するセクションは、アルスナル、ボンヌ＝ヌゥヴェル、ブリュチュス、シャンゼリゼ、フォンテーヌ・ドゥ・グルネル、ギヨーム＝テル、アール・オ・ブレ、ルペルチエ、モンターニュ、モン＝ブラン、ピク、レピュブリク、レヴォリュショネール、タンプル、チュイルリ、ユニテの16セクションである。

この16セクションの国民衛兵と砲兵の行動に特徴的なのは、軍人組織がセクションの文民組織と密接な関係を維持し、その了解のもとで行動していること、つまり文民統制が実現している点である。

シャンゼリゼ・セクションは、その点で典型的である。副司令官ビュノン Bunon は、夕方7時15分に民事委員会にやってきてコミューンの指令（市門閉鎖）を受けとったことを知らせるが、そのさい彼は「委員会に報告することなしに国民衛兵部隊にどのような指令をだすことも自分にはできない qu'il ne se permettra de donner aucun ordre à la force armée sans en référer au Comité」とのべているからである。さらにビュノンは、コミューンの指令を議事

録に記録するとともに、国民公会に知らせるように民事委員会に要求している。そして7時半に第3軍団司令官マチス Mathis からの指令（アンリオの指令に従うな）を受けとり、実行している[18]。

モン＝ブラン・セクションでも文民統制がきわだっている。夕方7時にコミューンの指令（市門閉鎖）が副司令官のもとにとどき実施されるが、しかしこの指令はすぐに民事・革命委員会に報告され、その結果、市門閉鎖の解除をもとめる両委員会の指示をうけて市門が再開されているからである。8時にとどいた第4軍団副官補 sous adjudant general ワンロ Wanlot の署名がある公安・保安委員会の指令（アンリオの指令に従うな）にたいしては、アンリオの指令を受けとっていないし、部隊をコミューンに派遣してもいない、と報告している。こうしてこのセクションの司令官や副司令官たちは、公安・保安委員会やセクションの文民当局のさまざまな指令を熱心に遂行し、「われわれや総会とたえず連絡をとった n'ont cessé de communiquer avec nous ainsi qu'avec l'assemblée générale」と、革命委員会のメンバーから評価されることになる[19]。

とはいえ、以上ふたつのセクションの国民衛兵と砲兵がことさら特殊だったというわけではない。(1) のカテゴリーに属するセクションで、テルミドール9日に司令官や副司令官がセクションの文民組織とコミュニケーションをとらなかったものは皆無であり、両者のあいだで情報の交換や協議がなされることはごく一般的だったからである。その意味では、モン＝ブラン・セクションの革命委員会メンバーの評価は、文民組織のいずれもが委員を市庁舎に派遣しなかったセクションの軍人組織のすべてに妥当するといってよい[20]。

このようなセクション内の軍人組織と文人組織との密接な関係は、場合によっては、司令官や副司令官が文人組織にたいしてアドバイスをする事態までもたらしている。たとえば、アルスナル・セクションでは、副司令官ヴァンスノが夜9時に民事委員会に呼ばれてコミューンの誓約要請について意見を聞かれたとき、「わたしは1792年に法令で決められた宣誓をおこなっており、・・・その宣誓は有効だと思う que j'avois fait un serment décrêté en 1792 ..... que je le trouvois bon」と答えている[21]。また、ユニテ・セクションでも、夜8～9時にふたりの民事委員がコミューンの決定（総会招集・連絡、誓約要請）を司令官と副司令官に知らせにきたとき、彼らは「国民公会しか認めず、それに由来する指令にしか従わないという宣誓に固執したいと思う que nous persistons dans notre serment de ne reconnoitre que la Convention nationale et de n'obeir quaux ordres emanés d'elle」と答え、民事委員に公安・保安委員会にいってその件にかんする指示をもらうようにうながしているのである[22]。

以上のように、文民組織のいずれもが委員を市庁舎に派遣しなかったセクションでは、軍人組織と文民組織とのあいだに密接な関係が維持された結果として、国民衛兵も砲兵もコミューンの派遣指令に応じることがなかった。なかには、ギヨーム＝テル・セクションやアール・オ・ブレ・セクションの軍人組織のように、最初からコミューンの指令を自主判断で無視する――コミューンの指令じたい違法であるから当然といえば当然なのであるが――いっぽう、国

民公会の指令には無条件で従う組織もあった[23]。しかし多くのセクションのばあい、軍人組織の動員にかんする問題は、文民組織の了解のもとで、あるいはその指示のもとで対処がなされ、そのような文民統制の結果として国民衛兵も砲兵もコミューンの派遣指令に応じることがなかったのである。

(2) 文民組織のうちひとつ以上の組織がコミューンに委員を派遣したセクション

このカテゴリーに属するセクションは、ボンディ、シャリエ、コントラ＝ソシアル、ガルド＝フランセーズ、フォブール＝モンマルトル、アンディヴィジビリテ、メゾン・コミューヌ、モントルィーユの8セクションである。

(1) でとりあげた16セクションは、セクションの文民組織のいずれもがコミューンにひとりの委員も派遣しなかったセクションであった。これらのセクションの軍人組織が文民組織と密接な関係を維持し、その指令を熱心に遂行したことを考えるならば、それは当然かもしれない。しかしそれ以外の上記8セクションは、すくなくとも文民組織のいずれかがコミューンに委員を派遣したセクションであった。にもかかわらず、これらのセクションの国民衛兵と砲兵はコミューンの派遣指令には応じることがなかった。なぜなのだろうか。

その理由のひとつは、軍人組織が文民統制の原則をまもって文民組織に服したのにたいして、文民組織のほうが自由にみずからの意向で行動したためであった。

メゾン・コミューヌ・セクションのばあい、革命委員会がかなり早い時間（午後4時すぎ）に情報収集のために委員をコミューンに派遣した。司令官が委員会にあらわれ、「諸君の助言をもらいにきた je viens prendre votre conseil」とのべたのは、コミューンに派遣した委員が帰還してその情況を報告したあとであった。革命委員会は、「国民公会と公安・保安委員会以外の権力やそれらの指令以外の指令はみとめない」と決定し、司令官に同意を求めると、司令官も「わたしは委員会の指令なしでは何もしない Je ne ferai rien sans les ordres du comité」と答えるのである。さらに司令官が砲兵隊の隊長たちに「アンリオによる指令に従わないように」警告することも決定された[24]。

フォブール＝モンマルトル・セクションのばあいも、文民組織の意向で軍人組織の対応が決まっている。フォンテーヌの指令（砲兵・大砲）にかんしては、民事委員会と革命委員会のメンバーが相談して「大砲と国民衛兵部隊は出動しないことが決定された il fut décidé que les canons et la force armée ne sortiroient pas」からである。他方で、このセクションの民事・革命委員会は、夜9時に「総評議会の審議に参加」するために委員を派遣している[25]。

やや変則的だが、アンディヴィジビリテ・セクションのばあいも、文民統制が機能した。このセクションの司令官ペリユー Perilleux は、セクション宛ての公安・保安委員会の通達をコミューンにもっていった嫌疑でテルミドール12日に逮捕されている。司令官自身がテルミドール9日夜10時に民事委員会にやってきて公安委員会の通達を知る前に、コミューンで「自由と平等と友愛の宣誓をしてきたばかり」だと報告し、民事・革命委員会もコミューンの誓約

要請に応じて委員を派遣している。しかしセクションに見あたらない一門の大砲は「一週間前から修理にでており cette piece est à racomoder depuis huit jours」、総会議長は司令官に「コミューンの指令を受けとったら机の上におき、国民公会からの指令だけをうけとるべきだとはっきり要求して」いて、国民衛兵や砲兵がグレーヴ広場に派遣された形跡は見あたらない[26]。

以上の2セクションだけでなく、モントルィーユ、シャリエ、コントラ＝ソシアルなどのセクションも、軍人組織が文民組織と密接に連絡をとり、その指令に服して部隊をグレーヴ広場に派遣した兆候がないにもかかわらず、文民組織が情報収集などの理由で委員をコミューンに派遣したのである[27]。

コミューンの派遣要請にたいする軍人組織と文民組織の対応にズレが生じたもうひとつの要因は、文民統制とは別個に、軍人組織の指揮命令系統やネットワークが機能したためであった。

たとえば、ガルド＝フランセーズ・セクションでは民事委員会がコミューンの誓約要請にこたえて8人の委員を派遣しているが、軍人組織はコミューンの派遣指令に応じることがなかった。司令官と副司令官の合同報告書によると、午後4時ごろ、砲兵隊長からフォンテーヌの指令（砲兵・大砲）を知らされたとき、司令官と副司令官は「アンリオは逮捕を布告された、彼に従ってはいけない、大砲は国民公会の命令によってしか持ちだせない que Hanriot étoit décreté d'arrestation, et que nous lui defendions d'obeir et que les pieces ne sortiroient qu'avec un ordre de la Convention nationale」と主張し、砲兵隊長もこの主張に従ったのである。その後も、このセクションの軍人組織は第2軍団司令官の指令や公安・保安委員会の指令を忠実に実行している[28]。

ボンディ・セクションのばあい、文民統制にくわえて、軍人組織のネットワークと指揮命令系統が機能した。副司令官マヴィエ Maviez（司令官は病気）の報告書によれば、午後4時マヴィエがいないときに、准尉 adjudant によってアンリオの指令（部隊派遣）がもたらされたため、民事委員会と総会の議長が協議し、その動機を知るために准尉をコミューンに派遣する。このかんマヴィエは、第6軍団司令官オリヴィエ Olivier 署名の指令（革命委員1名を市庁舎に派遣せよ）をうけとるが、しかしオリヴィエ自身がこの指令を発した後にコミューンで国民公会にたいする「侮辱的な発言 les propos injurieux」を聞いてコミューン認識を変え、第6軍団本部にもどって所属の司令官たちを緊急召集する。その結果マヴィエは、夜7時にオリヴィエから公安・保安委員会の決定（アンリオの指令に従うな）の写しをもらい、それを民事・革命委員会に報告するのである。さらにマヴィエは軍団本部司令室にいって、オリヴィエに「市庁舎に国民衛兵部隊を派遣しなかった」ことを伝え、その後夜9時半にセクションにもどって、自分がいないあいだ砲兵隊長バケ Baquet がコミューンの指令（砲兵・大砲）をもらったが、「署名がない指令には従うことができない」と主張してこの指令を実行しなかったことを確認している。ちなみに、民事・革命委員会によって夕方6時にコミューンに派遣された委員がそこで誓約し、その後セクションにもどって誓約撤回したのは、夜8時半すぎのことで

あった。このあいだに、副司令官マヴィエによる報告もあってセクションの文民組織のコミューン認識も変化したのである[29]。

以上のように、国民衛兵も砲兵もコミューンの派遣指令に応じなかったセクションでは、軍人組織がさまざまな指令や情報を文民組織に報告し、文民組織の指示のもとに行動する文民統制が実現していることが一般的であった。コミューンの派遣要請にたいして軍人組織と文民組織の対応がことなるばあいも、文民統制が機能していなかったというのではなく、それとは別個に、軍人組織のネットワークや指揮命令系統が機能した結果であった。

三　コミューンの派遣指令に軍人組織が応じたセクション

これまでは、コミューンの派遣指令に国民衛兵も砲兵も応じなかったか、応じた形跡のない24セクション48組織を検討してきた。以下では、国民衛兵なり砲兵なりがコミューンの派遣指令に応じた24セクションを検討することにしたい。これら24セクションは、コミューンの派遣指令にたいする国民衛兵と砲兵の対応の組み合わせによって便宜的に4パターンに分けることができよう。その4パターンとは、①国民衛兵がコミューンの派遣指令に応じたセクション（砲兵は不在か不明、あるいは派遣拒否）、②砲兵がコミューンの派遣指令に応じたセクション（国民衛兵は派遣されず）、③国民衛兵も砲兵もコミューンの派遣指令に応じたセクション、④問題となるセクション、である。まず、事実確認からはじめよう。

①国民衛兵がコミューンの派遣指令に応じたセクション（砲兵は不在か不明、あるいは派遣拒否）

このパターンに属するセクションは、グラヴィリエ、フィニステール、マラ、ポワソニエール、レユニオン、それにシテ、ミュゼアムの7セクションである。

従来の研究では、グラヴィリエ・セクションは国民衛兵も砲兵もコミューンに派遣されなかったとされてきたが、このセクションの国民衛兵はコミューンの派遣指令にいったんは応じている（砲兵は不明）。さらに、シテとミュゼアムの2セクションは、国民衛兵だけがグレーヴ広場に派遣され、砲兵は不明とされてきたが、この2セクションの砲兵はコミューンの派遣指令を拒否している。なお、ポワソニエール・セクションの砲兵は、テルミドール9日にはパリを離れており、事件に関わらなかった可能性が高い。

②砲兵がコミューンの派遣指令に応じたセクション（国民衛兵は派遣されず）

このパターンに属するセクションは、ボン＝コンセイユ、ボネ＝ルージュ、ドゥロワ・ドゥ・ロム、フォブール・デュ・ノール、アンヴァリド、マルシェ、ミュチユス＝セヴォラ、ポパンクール、キャンズ＝ヴァン、サン＝キュロットの10セクションである。

このパターンに属するセクションにかんしては、パンテオン・フランセ・セクションをどう考えるかという点をのぞけば、従来の研究結果とことなるところがない。

③国民衛兵も砲兵もコミューンの派遣指令に応じたセクション

このパターンに属するセクションは、アミ・ドゥ・ラ・パトリ、アルシ、フラテルニテ、オム＝アルメ、ロンバール、オプセルヴァトワール（推定）の6セクションである。

従来の研究では、オプセルヴァトワール・セクションとパンテオン・フランセ・セクションの国民衛兵と砲兵はともに、コミューンの派遣指令に応じたコミューン派とされてきた。しかし、オプセルヴァトワール・セクションの司令官がコミューンにいって誓約したことはたしかであるが、そのさいに国民衛兵部隊を引き連れていたかは史料的に確認できない。あくまで推定である。また、パンテオン・フランセ・セクションの国民衛兵がコミューンの派遣指令に応じてグレーヴ広場に集結したかどうかについても、史料的に確定的なことはいえない。これについては次項で検討しよう。

④問題となるセクション

すでに指摘したように、従来、パンテオン・フランセ・セクションの国民衛兵と砲兵はコミューンの派遣指令に応じてグレーヴ広場に集結したとされてきた。しかしながら、砲兵がグレーヴ広場に集結したことは史料によって確認できるが、国民衛兵がコミューンの派遣指令に応じてグレーヴ広場に向かったかどうかの判断は推定の域を出ない。この判断の史料的根拠は、ただひとつ、パンテオン・フランセ・セクションの副司令官ビゴ Bigot の報告であり、従来の研究もこの報告だけを根拠に自説を展開している。

ビゴの報告によれば、テルミドール8日と9日には司令官が国民公会の警備に当たっており、ビゴが司令官役となっていた。テルミドール9日午後3時に、「400人の兵を市庁舎広場に派遣せよという参謀本部の署名があるが通常の証印のない指令 une ordre revêtue des signatures de l'état major, mais sans le timbre ordinaire danvoyer 400 hommes place de la maison commune」をうけとり、革命委員会の1メンバーに知らせる。一般的には、この最初の指令にしたがって部隊がグレーヴ広場に派遣された可能性が想定されるが、革命委員会の議事録はそれに否定的である。議事録によれば、午後4時に届いたこの国民衛兵の派遣指令を無視して「委員会は予定した議事をすすめ、自分の部署にとどまる」ことを選択しているからである。その後、午後6時にセクションの市民が周辺の召集太鼓の音を聞いてセクションの部隊本部に集結し、午後7時にはシャリエ・セクションの部隊が「われわれのカルチエ」に到着する。このさいにビゴは、部隊の半分を警備のためにセクションにのこし、「部隊の残りの半分の約1200人 lautre motié da peut pres 1200 hommes」とともに出発する。どこに向かって出発したのだろうか。もちろんグレーヴ広場に向かったと考えるのがもっとも自然だが、問題はその後である。以前のノートルダム橋の端に到着したとき、多くの兵士が国民公会に向かって走っていたので、その後を追い、ミリュー広場（la cour du Millieux）に到着し、そこで夜の9時半までとどまったというのである。（この部分の原文は、次のようになっている。[lautre moitié] ..... arrivé au bout du pont cy devant Notre Dame; la tout cour a la Convention, tout y suit et nous voilà arrivé dans la cour du Millieux, la nous restons jusqua 9 heur 1/2）この間、アンリオ罷免の法令や第一軍団指令官フォコニエと准尉が収監されたこと、さらに国民公

会を警備していたセクションの司令官が警備兵とともに部署を離れたことを知った。こうして指揮官がいない状態に陥ったビゴは、セクションの役人に相談したり、公安委員会に指示をあおいだりした（alors je me trouve sans chefs, que faire, je conssulte plusieurs officiers de ma section, nous apprenons les troubles et je vais au Comité de salut publique. Un represantant sor et me dit de retourner dans ma section et dy faire de fortte et frequantte patrouil le reste de la nuit）。またその間、砲兵が命令もないのに2門の大砲とともにグレーヴ広場に出発したことを知らされ、グレーヴ広場にまでいって砲兵を見つけだし（Dans cette interval nos deux piesce sont partie, je ne fai pas quel orde, lon me dit quil parte place de la maison commune, nous décidons de les aller cherché, arrivé sur la place, je les cherche, je les trouvea）、ただちに帰還指令を出している。そしてその途中、以前のノートルダム橋付近でアンリオとその騎兵隊によってはばまれたが、最終的に午後11時半にセクションの部隊本部に砲兵を連れ戻している[30]。

以上のように、パンテオン・フランセ・セクションの国民衛兵は、シャリエ・セクションの部隊の到着をきっかけとして、部隊の半分の1200人が出発している。しかし、「以前のノートルダム橋」のところまで来たときに、多くの兵士が国民公会に向かって走っていたので、その後を反射的に追ったのであろう。従来の研究では、これらの兵士は、革命裁判所の判事コフィナール Coffinhal の指揮の下、「アンリオ解放」のために国民公会に向かった部隊だと解釈されている[31]。国民公会に近い「ミリュー広場〔現在のカルーゼル広場〕」に夜の9時半までいたパンテオン・フランセ・セクションの国民衛兵が、そこでどのような役割を果たしたのかも不明である。その後、砲兵が大砲とともにグレーヴ広場に出発したことを知らされたビゴが、グレーヴ広場に砲兵を連れ戻しに行くさいに部隊をともなっていたことは、「われわれは2門の大砲を探しに行くことを決断する（nous décidons de les aller cherché）」という表現からも想定される。しかし、ビゴが指揮官の不在を知って公安委員会の指示をあおぐことまでしていることを考えると、ビゴは、大砲ともにセクションの砲兵を連れ戻すために、国民衛兵をともなってグレーヴ広場に向かった可能性が高いといえよう。

以上のように、コミューンの部隊派遣指令に応じたセクションの国民衛兵と砲兵の数という点では、本稿における検討結果も従来の研究とさほどちがわない。国民衛兵がコミューンの派遣指令に応じたセクション数は従来の研究では13、本稿での検討結果もおなじく13（オプセルヴァトワール・セクションの国民衛兵は推定）である。ただし本稿では、グラヴィリエ・セクションの国民衛兵は派遣指令に応じたと解釈し、砲兵を連れ戻すためにグレーヴ広場に向かったパンテオン・フランセ・セクションの国民衛兵は、コミューンの派遣指令に応じたものとはみなしていない。いっぽう、砲兵がコミューンの派遣指令に応じた17セクションにかんしては、従来の研究と本稿の検討結果は一致している。

しかし問題はその先にある。というのも、従来の研究では、国民衛兵と砲兵がコミューンの

派遣指令に応じた時点で、その軍人組織はコミューン派だと解釈されているからである。けれども以下の具体的な検討がしめすように、軍人組織がコミューンの派遣指令に応じたこととをもってその軍人組織の最終的な政治的態度を表現するものと考えることは、あまりにも単純すぎよう。情報が極度に混乱するなかでコミューンの派遣指令に応じることの意味を知って行動した軍人組織は、ほとんど皆無であったといってよいからである。したがって、各軍人組織がどのような契機でコミューンの派遣指令に応じたのか、とくにグレーヴ広場に到着したのちに政治的態度は変化したのか、変化したとすればどのような言説によってその変化を正当化しているのか、を具体的にしめすことがより重要であろう。

以下では、すくなくとも国民衛兵と砲兵のいずれかがコミューンの派遣指令に応じた24セクションの軍人組織の動向を具体的に検討してゆくことにしたい。ともすれば、セクションの国民衛兵と砲兵がともにコミューンの派遣指令に応じたセクションは、そのどちらかだけが応じたセクションよりもコミューン支持の傾向がより強いと想定されるかもしれない。しかしじっさいは、そうではない。そこで以下では、前章での検証結果もふまえて新たな分類基準を設け、24セクションを検討してゆくことにしたい。その分類基準とは、(1) 文民統制が貫徹ないしはほぼ貫徹していたセクション、(2) 軍隊の指揮命令系統が機能していたセクション、(3) 司令官の了解なしに軍人組織（おもに砲兵）がコミューンの派遣指令に応じたセクション、(4) 司令官や文民組織の反対を押しきって砲兵がコミューンの派遣指令に応じたセクション、である。

共和暦第2年フリメール14日（1793年12月4日）の法令の第19条では、あらゆる軍人組織とその司令官は、文民組織による「文書での指令」がなければ行動してはいけないと規定されていた[32]。したがって、この文民統制の規定からすれば、文民組織の了解なしに軍人組織の指揮命令系統にしたがった軍人組織は違法である。しかしながら、テルミドール9日のクーデタにおいて国民衛兵か砲兵がコミューンの派遣指令に応じた24セクションに限定するかぎり、文民統制の原則が貫徹されていたセクションはむしろ少数であった。そこで、フリメール14日の法令に規定された文民統制の原則を基準としてこれらのセクションを分類したのが、上記の分類である。いうまでもなく、(1) から (4) へと数字が大きくなればなるほど、文民統制の原則からより逸脱した行動をとった軍人組織をかかえるセクションということになる。とはいえ、この分類のどこに位置づけるべきか判断が困難なセクションもあり、この分類基準はあくまでひとつの目安にすぎない。以上の点に留意して、4つのカテゴリーごとに24セクションの軍人組織の動向を具体的に検討してゆくことにしよう。

(1) 文民統制が貫徹ないしはほぼ貫徹していたセクション

このカテゴリーに属するセクションは、アミ・ドゥ・ラ・パトリ（国民衛兵・砲兵）、アルシ（国民衛兵・砲兵）、シテ（国民衛兵）、ミュゼアム（国民衛兵）の4セクションである（カッコ内は、コミューンに派遣された軍人組織。以下も同様）。このうちシテとミュゼアムの2

セクションは、文民組織のいずれもが委員をコミューンに派遣しておらず、ミュゼアム・セクションは総会の招集さえ拒否したセクションであった。なお、アミ・ドゥ・ラ・パトリ・セクションの砲兵のばあいは、推定である。

まず、文民組織のいずれもが委員をコミューンに派遣しなかったにもかかわらず、国民衛兵がコミューンの派遣指令に応じたシテとミュゼアムの2セクションをとりあげよう（砲兵は派遣拒否）。

シテ・セクションでは、テルミドール9日夕方6時にセクションの市役人タンション Tanchon 署名の指令 (部隊派遣) がとどき、司令官ヴァネクはとるべき決定に確信がもてずに、この指令を「副司令官とふたりの革命委員会メンバー」に知らせ、さらに市庁舎に「囚人」がいるという指摘をうけて、「ただちに砲兵に大砲から離れないように命じ、どんなことが起きても国民公会にだけ従おうとわれわれのあいだで決意した j'ai donné sur le champ des ordres aux cannoniers de ne point quitter leurs pièces; et après avoir décidé entre nous que, quelque chose qu'il arrivât, nous n'obéirions qu'a la Convention Nationale」。その後、司令官は他の人びとの意向もあって、部隊派遣指令の目的を知るために部隊とともに市庁舎におもむく。そこでタンションにロベスピエールの護衛を頼まれるが、「ロベスピエールが国民公会によって逮捕を布告され、まさにそれによって彼は自分には疑わしく思えたので attendu que Robespierre était décrété d'arrestation par la Convention nationale; et que par là même il lui paroissoit justement suspect」、ロベスピエールの護衛を拒否する。その結果として、司令官ヴァネクは約1時間半拘束され、さんざん非難をうけたが、セクションに帰還し、総会招集直後に市庁舎での見聞を報告するのである。そして「従うべき唯一の権力 la seule autorité à laquelle ils doivent obéir」である国民公会に結集するように訴え、グレーヴ広場に残っている部隊に帰還命令を出している[33]。

いっぽう、ミュゼアム・セクションは、コミューンの総会招集要請を民事・革命委員会が拒否して、総会さえ招集しなかったセクションであった。夕方5時半ごろに砲兵隊長シェリ Chéry が民事委員会にやってきて大砲を持ちだそうとしたが、民事・革命委員は拒否している。しかしこのセクションの国民衛兵は、やや特殊な事情によってコミューンにおもむくのである。夕方5時半に第一軍団指令官フォコニエ Fauconnier が民事委員会にやってきて、公安委員会によって臨時の総司令官に任命されたことを告げる。そこに居合わせた司令官たちは、「セクションの国民衛兵部隊が彼によって署名された指令によってのみ動員されるように afin que la force armée de la section ne fut mise en mouvement que par ses ordres signés de lui」、フォコニエに委員会の記録簿に署名するよう求める。この署名をうけてフォコニエが要求した100人の部隊がさっそく提供され、グレーヴ広場にむかうのである。しかし、コミューンの通達（誓約要請など）や反乱情報、国民公会の通達（法の外におく）がとどき、6時以後は民事委員会や司令官と行動をともにしていた革命委員会は、グレーヴ広場にいる部隊を帰還させようとする。最終的にその目的を果たした副司令官クレ Courret の報告によれば、彼自身

が拘禁され、市長から脅かされ、広場の部隊も立ち去ることが妨げられていた。しかし部隊は「さまざまな口実のもとで少人数ずつ〔グレーヴ広場を〕離れるように小声でいわれ、もしあくまでいっせいに引き上げようとしたなら血なまぐさい結果をもたらしたかもしれない抵抗を引き起こすことなく、この方法によってすべての部隊がセクションにもどった fut averti à basse voix de se détacher partiellement sous divers prétextes ; par ce moyen tout le corps revint dans la section sans avoir donné lieu à une opposition qui auroit pu avoir des suites sanglantes, si on eût persisté à vouloir se retirer en masse」のだった[34]。

以上のように、シテとミュゼアムの2セクションのばあい、司令官や文民組織も了解のうえで国民衛兵がグレーヴ広場に派遣された。では、国民衛兵と砲兵がともにグレーヴ広場に派遣されたアルシとアミ・ドゥ・ラ・パトリの2セクションのばあいは、どうだったのであろうか。

アルシ・セクションでは、司令官報告によれば、9日午後3時半、周辺セクションで太鼓がたたかれ、騒々しい集まりもみられたので、司令官は民事・革命委員会にその理由を聞きに行く。こうして両委員会と合意のうえ、250人の兵士と一門の大砲とともに情報収集のためにコミューンに出発するのである。市庁舎に到着した司令官が、「裏切りの意図などつゆとも疑っていなかったレスコ Lescot dont j'étois loin de soupconner les intentions perfides」に話しかけると、国家財務局 Trésorerie Nationale を守れという指令を下される。司令官は、「この指令には国家や名誉を損ないかねないものは何もなく、逆にこの施設を確実な人間の手にゆだねるのは重要だ Ne voyant rien dans cet ordre qui pût compromettre la chose publique ni l'honneur, et qu'il étoit important au contraire que ce dépôt fut confié à des mains sures」と考え、いそいでその場にむかう。4時半にそこに到着し、その1時間後、オム＝アルメ・セクションの150人の兵士と2門の大砲も到着し、駐屯していた兵士とあわせて4門の大砲と400人の兵士で国家財務局を守った。そして翌10日の夜10時半まで国家財務局の警備をつづけている[35]。

最後に、アミ・ドゥ・ラ・パトリ・セクションをとりあげよう。このセクションでは、午後4時に、招集太鼓をたたき、部隊とともにグレーヴ広場に来るようにとの指令が司令官ティエリ Thierry のもとにとどく。司令官は民事委員会にこの指令を伝え、委員会はこの指令が誰によるものなのかを市長に問いただす手紙を書く。その結果、市長フルリオ Fleuriot と国家代理官ペイヤン Payan の署名で部隊の一部をグレーヴ広場に派遣するようにとの返事が来たため、7時に司令官は400人の部隊（部隊全体の三分の一）とともに市庁舎へと向かう。そこで、司令官ティエリは市長から国民公会に行進するよう命令をうけ、従っている。その夜の9～10時にグレーヴ広場にもどると忠誠の誓約をもとめられるが、このとき司令官は誓約を拒否している。なぜなら、「前述の大隊のわたしの仲間のひとりが意志強固に、自分はロベスピエールなどみとめず国民公会しかみとめないとのべて、自分の決意を表明したためにこうむったひどい扱いを目撃し la scéleratesse que jay vue de la maniere dont on traitoit un de mes

freres volontaire du dit bataillon pour avoir manifester son vœux, en disant qu'il ne connoissoit que la Convention, et non point comme Robespierre」、しかも国民公会を軽蔑することばをコミューンで聞いたからであった。司令官は自分の部隊のところにもどって起こったことを知らせ、セクションに帰還する。このかん、保安委員会の指示をうけた民事・革命委員会も、部隊召還のためにふたりの委員をコミューンに派遣している。いっぽう、このセクションの砲兵も、国民衛兵部隊と行動をともにしていた可能性が高い。司令官と思われる将校が「フォンテーヌ署名の指令」を見せたという証言があり、国民公会からグレーヴ広場にもどるさいに「数門の大砲 plusieurs canons と他の大隊」を率いていたという証言があるからである。また、夜 10 時に、（おそらくグレーヴ広場で）砲兵隊長が大砲をもちだそうとしたのを彼の指揮官が阻止したため、コミューンの指令でこの指揮官は投獄されたというティエリの報告もある。けっきょく、セクションに帰還したティエリは公安委員会の指令（アンリオの指令に従うな）をうけとり、その後、国民公会に大砲一門とともに部隊の半分を派遣している[36]。

（2） 軍隊の指揮命令系統が機能していたセクション

このカテゴリーに属するセクションは、ボン＝コンセイユ（砲兵）、フラテルニテ（国民衛兵・砲兵）、グラヴィリエ（国民衛兵）、アンヴァリド（砲兵）、ロンバール（国民衛兵・砲兵）、マラ（国民衛兵）、ポワソニエール（国民衛兵）、レユニオン（国民衛兵）、サン＝キュロット（砲兵）、キャンズ＝ヴァン（砲兵）の 10 セクションである。

これらのセクションは、さらに、①司令官の了解のうえで軍人組織がコミューンに派遣され、なおかつ文民統制もある程度機能していたセクション（ボン＝コンセイユ、キャンズ＝ヴァン、さらにマラ、ポワソニエールをくわえた 4 セクション）、②司令官の了解のもとで軍人組織がコミューンに派遣されたセクション（サン＝キュロット、フラテルニテ、アンヴァリドの 3 セクション）、③軍団レヴェルの指揮命令系統が機能した結果として軍人組織がコミューンに派遣されたセクション（グラヴィリエ、レユニオン、ロンバールの 3 セクション）に分かれる。

①司令官の了解のうえで軍人組織がコミューンに派遣され、なおかつ文民統制もある程度機能していたセクション（ボン＝コンセイユ、キャンズ＝ヴァン、マラ、ポワソニエールの 4 セクション）

ボン＝コンセイユ・セクションでは、午後 4 時半ごろ部隊召集の動きがあり、砲兵隊長プチ Petit が司令官にフォンテーヌ署名の指令をしめし、6 時に 2 門の大砲とともにコミューンに出発する。いっぽう、司令官も市民アンテリジャン Intelligent を情報収集のためにコミューンに派遣し、彼が「コミューンは反革命の精神のなかにある elle était dans un esprit de contrerévolution」と報告したため、国民公会にパトロール部隊（1000 ～ 1200 人）が派遣される。7 時前には、革命委員会の指令で秩序維持のために頻繁なパトロールもおこなっている。10 時には総会も、2 門の大砲の回収のために副司令官と 3 人の委員をコミューンに派遣するこ

とになる。そのかん、砲兵隊長プチも「コミューンの裏切り la trahison de la Commune」に気づき、セクション総会にもどって報告し、総会がプチに命令して、大砲とともに砲兵をセクションに帰還させている[37]。

キャンズ＝ヴァン・セクションのばあいも、同様である。夕方5時にとどいたフォンテーヌ署名の指令（砲兵・大砲）に司令官が署名し、おそらくその直後に砲兵隊がグレーヴ広場にむかっている。その後、副司令官がコミューンの通達（市門閉鎖）をうけとり、「これはその理由を知らずにすぐに実行された ce qui fut sur le champ executé ygnorant les causes」。いっぽう、部隊集結の動機を知るために革命委員会のメンバーとともに請願書をコミューンに提出する一員であった司令官が9～10時にコミューンからもどり、「コミューンがとっている自由を侵害する行為 la conduite liberticide que tenoit la Commune」について報告し、10時半には総会が招集される。この総会にはコミューンに派遣された砲兵も参加していた。司令官報告によれば、「コミューン広場にいたわれわれのセクションの砲兵は、コミューンのおぞましい企てに気づいて、彼らのなかの3人の市民をセクション総会におもむくために派遣した。総会はただちに当該の砲兵たちが大隊の司令官と相談することを決定した。わたしは3人の砲兵に彼らの仲間のところにもどり、2門の大砲を大隊にもどすようにいうように命じた。les canonniers de notre section étant sur la place de la Commune s'étant appercu du progets infames de la Commune, ont député trois citoyens d'entre eux pour se transporter à l'assemblée général de notre section, qui à l'instant a arretée que les dit canonniers se conserteroint avec le commandant en chef du bataillon. Je donné ordre au trois canonniers de retourner vers leurs camarades et de leurs dire de ramener les deux pièces de canon au bataillon」。そして大砲の護送のための部隊を指揮するように副司令官に命じている。そのかん、グレーヴ広場にいた砲兵は、公安・保安委員会の指令で、大砲とともに国民公会に移動している[38]。

以上の2セクションは、文民統制もある程度機能していたが、つぎにとりあげるマラとポワソニエールの2セクションのばあいは、文民統制がわずかに機能していたにすぎない。

マラ・セクションでは、夕方5時半ごろにコミューンの通達（役人の市庁舎への派遣、市門の閉鎖）がとどき、副司令官チフェーヌ Tiphaine が革命委員会と相談して、6時半に60人の部隊を市門に派遣する。その直後チフェーヌは、他のセクションの部隊が市庁舎に向かっていることを知り、部隊の半数をセクションに残して出発し、7時半ごろ市庁舎に到着する。到着後すぐにセクションの市役人ロラン Laurent から署名に行くようにいわれ、「このことばを聞いてあらゆる罠に対抗できる体勢をとり、署名せずにただちに自分の大隊のところにもどった à ce mot, je me mis en mesure contre tout piege, et revins soudain et sans signer, auprès de mon bataillon」。そこでセクションの国民衛兵司令官ジオ Giot に会うと、自分は総司令官に任命されたと告げられ、ジオの指令で9時ごろ市庁舎にふたたびもどった。しかしその入り口でふたりの副官 deux aides de camps に大隊とともに市庁舎の庭に入るように命じられたので、兵士数が多すぎて庭に入るのは不可能だとしつように抵抗し、セクションの部署に帰還してい

る[39]。

いっぽう、ポワソニエール・セクションでは、司令官ポチエ Potier が保安委員会によって逮捕されている。副司令官報告によれば、司令官と国民衛兵のコミューンへの出発は、第2軍団司令官の指令（国民公会だけに従い、アンリオを司令官として認めないこと）が届いたあとであり、ポチエはこの指令を知りながらコミューンに向かった可能性が高い。ポチエが保安委員会によって逮捕されたのも、当然というべきかもしれない。しかしポチエ自身の弁明によれば、夜9時ごろ、コミューンの通達（誓約要請）が届いたさい、「民事委員会の指令によって」50人の兵士とコミューンにゆくと、宣誓を要求されて誓約、さらに「犯罪的なものはなにもないと考えて qu'il pense n'avoir rien de criminel」署名もした。しかし「ほどなくこれらの役人の裏切りと彼らが国民衛兵部隊にしかけた罠に気づいて、この嫌悪すべき悪の巣窟を去った。そして公安委員会の指令にもとづき、60人の武装市民を国民公会防衛のために出発させた qu'il ne tarda pas à sappercevoir de la trahison de ces fonctionnaires publics et du piège qu'ils avoient tendu à la force armée. qu'il abandonna ce repair abominable et sur l'ordre du Comité du salut public fit partir soixante citoyens armés pour protéger la Convention」と主張している。この弁明内容は関連史料から得られる情報と一致しており、ポチエはコミューンでの経験を契機としてみずからの判断でセクションに帰還したと考えられる[40]。

②司令官の了解のもとで軍人組織がグレーヴ広場に派遣されたセクション（フラテルニテ、サン＝キュロット、アンヴァリドの3セクション）

フラテルニテ・セクションでは、午後5時半ごろ、司令官がセクションの砲兵隊長ラジョワ Lajoye からフォンテーヌの指令（砲兵・大砲）を見せられ、砲兵がグレーヴ広場に派遣されている。さらに夜の9時半に司令官は民事委員会によばれて、革命委員会のひとりからコミューンの指令（誓約要請）を見せられ、コミューンで「祖国をすくう誓約をする」が、「そうしたのは、共和主義的性格のもので、宣誓が単純だったからであった Ce qui a été fait, mais avec le caractere républicain. car le serment fut simple」。しかし「われわれは、何人かの市役人がわれわれに前述の宣誓に署名させようとしていることに気づき、罠だと考えて、セクションにもどる決断をした。そして市庁舎から出発するさい、わたしは2門の大砲とその護衛のために送った100人の兵士をいっしょに連れ帰った nous appercevant que plusieurs officiers municipaux cherchoient à nous engager d'aller signer le dit serment et voyant le piège, nous primes le parti de nous retirer à notre section, ou en sortant de la ville, j'emménay avec moy les 2 pieces de canons et les 100 hommes que j'avois donné pour les escorter」。その後、司令官は、公安・保安委員会からの指令を忠実に実行している[41]。

サン＝キュロット・セクションでも、午後4～5時に砲兵隊長がフォンテーヌ署名の指令（砲兵・大砲）を司令官トゥリカドー Triadeau に伝え、5時ごろ砲兵隊が出発している。しかし革命委員会はこの砲兵の出発を知らされていない。司令官は、5時ごろにうけたアンリオの指令（市門閉鎖）は署名がなかったので実施せず、その30分後にとどいた市長と書記の署名

がある市門閉鎖の指令は実行している。そして夜10時ごろ、砲兵隊の隊長が総会にやってきてコミューンの情況を報告し、「いっぽうでは法が公布され、たほうでは市役人がそれは偽の法だといっていたdun coté on publiet la loi, de lautre coté des municipaux diroit que cetoit une fauce loi」とのべたことをきっかけとして、グレーヴ広場から砲兵と大砲を国民公会に移動することが総会によって決定され、国民衛兵部隊も国民公会の防衛に出発するのである[42]。

アンヴァリド・セクションも、司令官の了解のもとで砲兵が派遣された可能性が高い。夜7時半にフォンテーヌの指令（砲兵・大砲）によって砲兵が大砲とともに出発し、民事委員会メンバーが司令官に事情をただしにいっている。それにたいして司令官は、「砲兵隊長はある指令によって大砲を持ちだしたle capitaine des canonniers avoit sorti les canons en vertu d'un ordre」と答えているからである。革命委員会は、この指令を公安委員会に送付している。夜8時ごろに第3軍団指令官マチスの署名入りの指令（アンリオの指令に従うな）がとどく。夜の10時ごろには、総会議長のルセルが民事委員会にやってきて、総会招集と国民衛兵部隊のグレーヴ広場への派遣を働きかけるが、成功しない。けっきょく国民衛兵部隊は、国民公会に派遣される。そしてコミューンに向かった砲兵も、夜の10時前には大砲とともにセクションに帰還していた可能性が高い。というのも、夜9時半にコミューンと国民公会に派遣された民事委員会委員の報告をうけて、200人の兵士と1門の大砲からなる部隊が国民公会に派遣されているからである[43]。

③軍団レヴェルの指揮命令系統が機能した結果として軍人組織がグレーヴ広場に派遣されたセクション（グラヴィリエ、レユニオン、ロンバールの3セクション）

このうち、ロンバールとレユニオンの2セクションは、セクション総会の招集さえ拒否し、文民組織のいずれもが委員をコミューンに派遣することがなかったセクションであった。

まず、従来、国民衛兵も砲兵もグレーヴ広場に派遣されなかったとされてきたグラヴィリエ・セクションからみてゆこう。司令官マルタンの報告書によれば、テルミドール9日午後3時に、グレーヴ広場に兵を派遣するよう指令がきたが、「文書による指令がなければそれはできないje ne le ferois point sans un ordre par écrit」と答えた。したがって4時に、召集太鼓をならし、部隊をグレーヴ広場に派遣するよう命じる通達を受けとったときには、「この文書による指令によって、わたしは公徳心で知られる40人を出発させたd'après cet ordre par écrit, j'ai fait partir 40 hommes connus par leur civisme」。しかしすぐに「オリヴィエとモンタラン署名の通達によってアンリオとその他の者を法の外におく法令を知りj'ai en connoissance du décret qui mettoit hors de la loi Hanriot et autres, par une lettre signé Olivier et Montalant」、司令官は副官を急派し、派遣した部隊を帰還させている[44]。

レユニオン・セクションでも、グラヴィリエ・セクションと同様、セクションの司令官の指令で国民衛兵部隊の動向が決定されている。副司令官報告によると、このセクションでは、夕方6時ごろ、司令官リシャールRichardの指令で部隊がグレーヴ広場に派遣されている。グレーヴ広場でひとりの将校が副司令官に公安委員会の指令（アンリオの指令に従うな）をしめし

たため、ただちに市庁舎に入って市長にこの指令を知らせると、市長はアンリオの命令にのみ従うことを強いた。しかし「わたしは彼の返答を考慮することなく、公安委員会の指令にしか従わないという意図をもって約200人からなる部隊の先頭に立って広場にもどった Sein egard a sa reponse je me rendis sur la place à la tête de mon detachement composé d'environ deux cents hommes, avec intention de n'obeir qu'aux ordres du Comité de Salut public」。その後夜10時ごろ、セクションに帰還せよとの司令官リシャールの指令が部隊につたえられて、ただちに実行されている[45]。

ロンバール・セクションでも、国民衛兵や砲兵が上官の命令に従うかたちで、グレーヴ広場に向かう結果となっている。革命委員会における砲兵の証言などから判断すると、テルミドール9日午後4時ごろ、このセクションの司令官であると同時に第6軍団司令官オリヴィエの指令（部隊派遣）と参謀副官フォンテーヌの指令（砲兵・大砲）をうけとり、国民衛兵400人と砲兵は大砲とともにグレーヴ広場に向かったのである。しかしオリヴィエ自身がその後コミューン認識を変え、セクションの副司令官にグレーヴ広場にいって部隊を帰還させるよう指令を出す。部隊はコミューンのメンバーの制止もあってなかなか帰還できなかったが、「そこを脱出するためにできるかぎりの手段を行使して de faire tous ce qui seroit a son pouvoir pour en sortir」、どうにかセクションへの帰還を果たしている。いっぽう、砲兵たちは、夜の11時ごろ、参謀本部副官のブリザール Brisard が部署にとどまるように促し、「手当と冷たいもの des indemnités et des rafraichissements」の提供を申し出たのにたいして、「隊長はこの申し出を軽蔑して、出発の指令を受けとるためにセクションに人を派遣した au mépris de ces offres le capitaine a envoyé à la section pour recevoir des ordres de partir」。そして夜の12時ごろ、「コミューンが法の外におかれたことを知って、砲兵隊はただちに立ち去ることに決めた en apprenant que la Commune était hors la loi la compagnie a décidé de partir sur le champ」。参謀副官のピオニエ Pionnier が砲兵隊長に、立ち去る前にコミューンにいって指令をもらうように促すが、隊長は「君自身がいけ！われわれはただちに出発する Vas y toi-même, nous, nous partons sur l'instant」と答え、砲兵隊はセクションに帰還するのである[46]。

以上のように、グラヴィリエ、レユニオン、ロンバールの3セクションはいずれも、司令官の指令で部隊が出発し、帰還するというかたちをとっている。とくにレユニオンとロンバールの2セクションは、文民組織のいずれもがコミューンに委員を派遣しなかったセクションであり、ロンバール・セクションは総会の招集さえ拒否したセクションであったが、軍の指揮命令系統にしたがって国民衛兵は動いたのである。そしてじつは、この3セクションの部隊は第6軍団に所属しており、第6軍団の司令官オリヴィエの派遣指令と帰還指令に従うかたちで、それぞれのセクションの司令官が部隊を派遣・帰還させたのだった。

（3） 司令官の了解なしに軍人組織（おもに砲兵）がコミューンの派遣指令に応じたセクション

このカテゴリーに属するセクションは、ミュチユス＝セヴォラ（砲兵）、ポパンクール（砲

兵)、フォブール・デュ・ノール（砲兵)、オム＝アルメ（国民衛兵・砲兵)、フィニステール（国民衛兵)、オプセルヴァトワール（国民衛兵〔推定〕・砲兵)、パンテオン・フランセ（砲兵）の7セクションである。

このうち、オム＝アルメ・セクションは、文民組織のいずれもが委員を市庁舎に派遣することがなかったセクションであった。また、オプセルヴァトワール・セクションは、国民公会側の働きかけがあったあとで市庁舎に委員を派遣したセクションであり、なかでも革命委員会は、かなり長い時間にわたってコミューンに近い立場をとりつづけた（このセクションの国民衛兵にかんしては推定)。さらに、パンテオン・セクションについては、すでにふれたように、砲兵は司令官の了解なしにグレーヴ広場におもむいたが、国民衛兵は、砲兵を連れ戻すために結果としてグレーヴ広場に向かった可能性が高い。

ミュチユス＝セヴォラ・セクションでは、司令官が夕方6時に第3軍団指令官からの通達（アンリオの指令に従うな）をうけ、これに忠実に従っている。しかし砲兵は、フォンテーヌの指令（砲兵・大砲）をうけて夜7時にセクションを出発し、7時半にグレーヴ広場に到着している。その30分後、ひとりの副官の指揮で大砲とともに国民公会にいき、10時ごろにグレーヴ広場にもどっている。だが彼ら砲兵は、11時ごろにフォンテーヌが飲食物を提供しようとしたさいに一致してこれを拒否しただけでなく、それまで「2度代表をセクションに派遣してセクションに指令を要求し、事態がどうなっているのかをたずねた avoir envoyé deux fois une députation prise parmi nous pour se rendre à la section, et lui demander ses ordres et quel étoit l'état des choses」。じっさい、夜8時に招集された総会では、コミューンの反乱や砲兵の「困惑」などが報告され、砲兵を帰還させるために4人の委員が任命されている。これらの委員がコミューンからもどって報告したところによれば、「砲兵たちは祖国の危機にかんする総会の決定と国民公会の指令を知るやいなや、裏切りが支配する場所から離れることができる喜びを思い切りあらわした。彼らは遭遇しえた障害にもかかわらず、ただちに大砲を運んでいった。・・・この使命のためにコミューンに派遣された委員のひとりが叛徒の何人かに捕らえられたが、しかしそれに気づいたふたりの砲兵が彼らの手から彼を奪いとった sitôt que les canonniers connurent l'arrêté de l'assemblée reglé sur les dengers de la patrie et les ordres de la Convention, ils temoignerent tout le plaisir qu'ils avoient a s'éloigner de ce lieu ou la trahison regnait, ils emmenerent sur le champ leur canon, malgré les obstacles qu'ils purent rencontrer et …… Un des commissaires envoyés à la Commune pour cette mission fut saisi par quelques uns des rebels, mais deux canoniers s'en étant apperçu l'ont arraché courageusement de leurs mains.」。この革命委員会の委員の証言は、ふたりの砲兵隊隊長の裁判における証言とも一致している。そこでは、「総会の勧告」が「われわれが最大の喜びをもって従った指令であった」と形容されている[47]。

ポパンクール・セクションでも、夕方5時ごろにフォンテーヌ署名の指令（砲兵・大砲）が砲兵隊長エノ Héno にとどき、砲兵が大砲とともにグレーヴ広場に向かったと考えられる。司

令官のコンスタン Constant がセクションの部隊本部にもどる途中でエノに遭遇してその事情を聞き、革命委員会でフォンテーヌの指令について報告している。部隊本部では太鼓をたたく提案が出されたのにたいして、司令官は「指令がないのでそれはできない que n'ayant pas d'ordre il ne le pouvoit faire」と拒絶している。以後も司令官は、革命委員会や国民公会の指令、第5軍団司令官ミュロ Mulot の指令（パトロール）などを忠実に実行している。いっぽう、グレーヴ広場に向かった砲兵隊は2門の大砲とともに国民公会前の広場で部署についていたことが、国民公会議員の指令で国民公会前の「国民宮殿」le Palais National〔チュイルリ宮殿〕にむかったセクションの国民衛兵部隊によって確認されている（砲兵隊は、おそらく「アンリオ解放」に参加したあとグレーヴ広場にもどらず、カルーゼル広場にとどまったのだと想定される）[48]。

フォブール・デュ・ノール・セクションのばあい、司令官は、夕方6時半ごろ民事委員会の許可を得て召集太鼓をたたき、その後第6軍団司令室で軍団司令官オリヴィエからコミューンの事情（国民公会の指令が踏みつけにされ、その使者が逮捕された）を聞き、「国民衛兵部隊を国民公会の指令の名においてしか動かさないことを軍団司令官と合意した le commandant du Nord est convenu avec le chef de legion de ne faire marcher sa force armée qu'en vertu d'ordre de la Convention」。しかしセクションにもどった司令官は、砲兵隊が大砲とともに出発したことを知る。セクションの砲兵隊長が市庁舎に大砲を送れという指令書に封印と署名がないという理由で砲兵の出動を断ったにもかかわらず、砲兵が7時ごろ別の指令をうけて出動してしまったのである。司令官は革命委員会でこれを報告し、委員会は司令官に「砲兵隊を見つけだし、ただちに大砲とともにセクションにもどるよう勧告した ont recommandé de decouvrir la compagnie de canonniers de se rendre sur le champ dans leur section avec leurs pieces」。総会では砲兵の召還のために3人の委員が任命され、彼らがコミューンで砲兵に総会の決定を見せると、隊長はただちにその決定にしたがった。ただし、「一個人がセクションはまちがっている」と主張したので、「コミューンは国民公会を無視したのだから、良き市民はもはやコミューンを認めるべきではない que les bons citoyens ne devaient plus connaître la Commune puisqu'elle avait méconnu la Convention」と答えた、と報告されている[49]。

以上3つのセクション（ミュチユス＝セヴォラ、ポパンクール、フォブール・デュ・ノール）では、砲兵が司令官の了解なしにフォンテーヌの指令（砲兵・大砲）に応じた。それにたいしてオム＝アルメとフィニステールの2セクションでは、文民当局のメンバーの指示に従うかたちで軍人組織の動員が実現されている。

オム＝アルメ・セクションでは、「国家 la chose publique をすくうことができるのはロベスピエールしかいない」と考えた革命委員会議長シャランドン Chalendon の独断で、国民衛兵部隊と砲兵・大砲がグレーヴ広場に派遣された。司令官や民事委員会議長などの報告によれば、この日司令官は吐血のために休んでおり、大隊副官がシャランドンから参謀本部に行くようにいわれ、参謀本部でアンリオの指令（部隊派遣）をうけとっている。副官がセクションに

もどってこれを報告すると、シャランドンはいそいで兵を召集し、5時ごろ、司令官の「希望に反して」兵士200（150）人と2門の大砲とともに市庁舎に向かう。そして参謀本部において国家財務局の防衛にあたるようにいわれ、そこで任務についている。兵士たちは、革命委員会と司令官に自分たちの行動を知らせ、「この部署を国民公会の指令があるまで離れない」と伝えている。いっぽう、司令官ブシュー Bouchou は部隊と大砲の出発後に第5軍団司令官ミュロの指令（アンリオの指令に従うな）をうけとり、グレーヴ広場に大砲をとりもどしにいき、6時ごろにセクションに帰還している[50]。

フィニステール・セクションの国民衛兵の行動にかんしては、中隊長ルグラン Legrand の革命委員会における報告がくわしい。ルグランによれば、テルミドール9日にセクションの司令部に行くと、革命委員会メンバーのアルドン Hardon が指令があるというのでその後についていくと、グレーヴ広場に到着し、その後市役人とともにフォルス監獄などにいったりしてコミューンにもどったという。ルグランの態度を変えたのは、同じセクションの国民衛兵部隊の一員ルロワ Leroy が「コミューンは法の外におかれた la Commune étoit hors la loi」とのべたことで、「ただちに将校と部隊は立ち去ることに決めた sur le champ les officiers et le détachement résolurent de se retirer」。その途中、見知らぬ司令官に、とどまれば「諸君に十分な報酬が支払われよう ils seroient bien payés」といわれたので、「自分たちは金のための兵士ではないし、コミューンも総司令官も認めない、法の外におかれたのだから qu'ils n'étoient point des soldats d'argent, qu'ils ne reconnoissoit ni Commune, ni General, qu'ils étoient mis hors la loi」と答え、それ以上その司令官の話を聞かずに、セクションに帰還している[51]。

さて、パンテオン・フランセ・セクションについてはすでに触れたので、最後にオプセルヴァトワール・セクションをとりあげよう。このセクションの革命委員会は、かなり長時間にわたってコミューンに近い立場をとりつづけた。ではこのセクションの軍人組織は、どう動いたのであろうか。

司令官シュレの報告によれば、夕方6時にパリの騒擾を知らされてすぐにセクションにいき、7時にコミューンの手紙（市門の閉鎖）を受けとって実施している。その後、夜の10時と11時のあいだに革命委員会に情報の確認にいくと、市庁舎から戻ったばかりのラルマン Lallemand からコミューンで誓約していないことを非難される。また、解放された国民代表をパリの市長と国家代理官の保護のもとにおく法令が出されたことを知らないのか、といわれ、「その文書を要求するとただちに与えられた J'en demandai acte qui me fut accordé sur le champ」、さらに他の司令官もほとんど市庁舎にいるなどといわれたため、「わたしは総評議会にいって、全力で祖国を守るという純粋かつ単純な誓約をした Je fut donc au conseil général où je prêtai le serment pure & simple de défendre de tout mon pouvoir ma patrie」。そして真夜中の12時に、セクションの大隊のところにもどったという。問題となるのは、司令官シュレがコミューン総評議会にいって誓約をしたさいに、国民衛兵部隊の一部を連れていったかどうかであるが、この点は史料的に確認できない。ただし、シュレが総評議会を出るときにア

ンリオに出くわし、セクションにもどってワイン商を徴用し、「われらの勇敢なサン＝キュロットに酒を飲ませろ tu feras boire nos braves sans-culottes」といわれたと報告している。また、コミューンの誓約要請にたいして、ポワソニエール・セクションの司令官ポチエが50人の部隊をひきいて市庁舎に向かったという事例もある（本論22頁参照）。したがって、数十人程度の国民衛兵をともなっていた可能性が高いとみるべきであろう。いっぽう、このセクションの砲兵は午後の5時か6時にフォンテーヌの指令（砲兵・大砲）をうけとり、おそらくその指令への対応をめぐって革命委員会と相談した結果、革命委員会の指示によって市庁舎に出発した。しかし、「市庁舎では事態は好ましい状態にはなく les choses n'étoient pas dans un bon état à la maison commune」、砲兵たちは何度か革命委員会にもどって「どのような行動をとるべきかたずね demander qu'elle marche ils avoit à tenir」、けっきょく、午前1時半ごろに独断でセクションに帰還している（結果として革命委員会を総会に告発した）。こうしてこのセクションの国民衛兵と砲兵は、午前3時に国民公会防衛に出発するのである[52]。

（4） 司令官や文民組織の反対を押しきって砲兵がコミューンの派遣指令に応じたセクション

このカテゴリーに属するセクションは、ボネ＝ルージュ（砲兵）、マルシェ（砲兵）、ドゥロワ・ドゥ・ロム（砲兵）の3セクションである。このうち、マルシェとドゥロワ・ドゥ・ロムの2セクションは、いずれの文民組織も市庁舎に委員を派遣しなかったセクションであった。

ボネ＝ルージュ・セクションでは、砲兵がやや強引にグレーヴ広場に出発している。夕方5時半に司令官がフォンテーヌの指令（砲兵・大砲）を民事委員会に報告し、6時には民事委員会議長と司令官がこの指令を革命委員会に報告している。その結果、革命委員会は「その点について国民公会の命令はうけとっていないので待機すべし」と返答するが、砲兵がつよく出発を要求したために司令官は反対できず、大砲一門と民事委員会の議長と革命委員1人が大砲の用途を監視するために砲兵とともにグレーヴ広場へ出発する。その後、民事委員会議長はセクションにもどってコミューンでの経験を革命委員会で報告し、その結果、委員会は砲兵を連れ戻し、国民公会防衛の任務につかせている。セクションの意向にしたがってグレーヴ広場から帰還した砲兵は、こう報告している。「悪党アンリオは彼らの出発に反対し、あくまでも退出することにこだわるなら逮捕させるぞ、と彼らにいった。彼らは自分たちをセクションに召還するセクションの指令に従いたいと答えた。それにたいしてアンリオは、諸君がコミューンとその指令を見捨てるほど意気地がないなら、大砲一門を残しておけばよい、と彼らにいった。しかし彼らは、コミューンとその司令官の意向に関わらずその大砲をもってゆく、どちらも裏切り者でしかないのだから、と断言した le scelerat Henriot s'est opposé à leur départ, leur a dit que s'ils persistoient à vouloir se retirer ils les ferait arreter, Ils ont répondu vouloir obéir aux ordres de leur section qui les rappeloit dans son sein, qu'Henriot leur avait dit si vous êtes assés laches pour abandonner la Commune et ses ordres vous n'avez qu'à laisser la

pièce de canon mais qu'ils lui avoit declaré qu'ils l'emmeneroit malgré la Commune et son Commandant ne les reconnoissant l'un et l'autre que pour des traîtres」と[53]。

マルシェ・セクションのばあい、文民組織のいずれもがコミューンの派遣要請に応じておらず、国民衛兵もグレーヴ広場に派遣されていない。にもかかわらず、砲兵が強引にコミューンの派遣指令に応じたのである。このセクションでも、司令官が召集太鼓をたたくことを禁止している。しかし砲兵は、副司令官や准尉の忠告を無視して大砲とともに出発してしまう。これを聞いた司令官はただちに大砲をとりもどしにグレーヴ広場にいき、そこで「アンリオは解任されており、わたしは諸君がセクションにもどることを欲しているのに、諸君は誤りを犯している qu'ils étoient dans leur tort davoir enmené les pieces sur un ordre qu'ils ne devoient plus connoitre puisque le général étoit destitué et que je voulois quils reviennent avec moi dans la section」と説得する。しかしながら砲兵たちは「セクションの司令官にではなく、参謀本部に従わなくてはならない ils ne devoient point obeÿr au commendant de section mais à leur État major」と答え、司令官はあらゆる手をつくして彼らを帰還させようとするが、けっきょく成功せず、9時に招集された総会でそのことを報告する。これにたいして総会は、グレーヴ広場の砲兵たちに部署にもどるように伝える委員を派遣する。しかしこれらの委員が出発した直後、砲兵隊長 le capitaine et le lieutenant des canonniers が総会にやってきて、「彼の中隊の砲兵と彼らとともにいる武装市民は、国民公会に心から結集するつもりであり、国民公会を自分たちの身体と武器をもって守るつもりである que l'intention des hommes qui composent sa compagnie et des citoyens armés qui sont avec eux sont de ce reunir de cœur et desprit à la Convention nationalle et de lui faire un rampart de leurs corps et de leurs armes」ことを伝える。そしてじっさい、夜の10時半ごろ、砲兵がセクションにもどってくるのである。その直後、国民公会に部隊を派遣する指令がきて即座に実施されている。マルシェ・セクションの砲兵は、司令官の帰還指令と説得をいったんは拒否したにもかかわらず、その後にみずからの判断で国民公会支持に転じたのである。その理由を史料から正確に知ることはできないが、司令官の説得ののちのなんらかの経験（おそらくは「アンリオ解放」への参加）が砲兵たちの政治的態度を変えることになったことは確かであろう[54]。

ドゥロワ・ドゥ・ロム・セクションも、文民組織のいずれもがコミューンの要請に応じず、国民衛兵もコミューンの派遣指令に応じなかったにもかかわらず、砲兵だけがコミューンの派遣指令に応じたという点で、マルシェ・セクションに酷似している。このセクションでは、午後3時ごろ、司令官は太鼓がたたかれているのを聞いて停止させている。その直後、第5軍団副官補フイロワ Feuilloy, sous adjudant général de la cinq légion が民事委員会にやってきてアンリオの指令（部隊派遣と革命委員派遣）を司令官に手渡すが、これも司令官は無視している。さらに夕方7時ごろ、砲兵隊長ウード Eude がフォンテーヌの指令（砲兵・大砲）をもって民事委員会にあらわれるが、司令官は「大砲は出さないと隊長に断固としてのべた je dit formelment au capitaine que les pieces ne sortiroit pas」。民事・革命委員会のメンバーも説

得にのりだし、国民衛兵も砲兵の出発に反対する。これに激怒した砲兵はコミューンにいってパリ市長の大砲搬出指令をもってくるが、司令官は「大砲は国民公会の指令によってしか出さない」とのべて搬出を許可しない。砲兵たちがコミューン総評議会にもどってそのことを報告すると、総評議会は大砲とともに司令官を連れてくるように命令し、5人のメンバーを任命する。彼らと砲兵は、国民衛兵の一部が夕食で不在のときに司令官を逮捕し、コミューンに連行する。その後、国民公会からもどった2人の革命委員が砲兵に遭遇し、国民公会の法令（法の外におく）を手に説得をこころみるが、砲兵たちは「われわれは国民公会も公安・保安委員会もみとめない、われわれには頭が必要なのだ nous ne reconnoissons point la Convention ni les Comités, il nous faut un chef」と主張し、説得は成功しない。こうしてドゥロワ・ドゥ・ロム・セクションの21人の砲兵は、「わが司令官の指令への砲兵たちの頑強な不服従とコミューンとアンリオの指令だけに服する彼らの反乱 la désobéissance obstiné de nos canonniers aux ordres de notre commandant en chef et leur révolte pour n'obéir qu'aux ordres de la Commune et d'Henriot」のゆえに逮捕され、フォルス監獄に収監されることになる。逮捕された司令官らも最終的には解放される[55]。

以上のように、国民衛兵なり砲兵なりがコミューンの派遣指令に応じた24セクションのばあい、部隊派遣の時点で文民統制が貫徹、ないしはほぼ貫徹していたセクションは、シテ、ミュゼアム、アルシ、アミ・ドゥ・ラ・パトリの4セクションにすぎなかった。文民統制が多少なりとも機能していたボン＝コンセイユ、キャンズ＝ヴァン、マラ、ポワソニエールの4セクションをくわえても、計8セクションにすぎない。それ以外の16セクションにかんしては、文民組織が知らないうちに、あるいは文民組織の反対を押しきって、軍人組織がコミューンの派遣指令に応じたのである。そのうち、司令官の了解のもとで国民衛兵や砲兵がグレーヴ広場に派遣されたフラテルニテ、サン＝キュロット、アンヴァリド、グラヴィリエ、レユニオン、ロンバールの6セクションは、違法ではあるが、軍隊の指揮命令系統に従っていたという点では、ある意味での秩序が維持されていたといえよう。しかしこれら14セクション以外の10セクション（ミュチユス＝セヴォラ、ポパンクール、フォブール・デュ・ノール、オム＝アルメ、フィニステール、オプセルヴァトワール、パンテオン・フランセ、ボネ＝ルージュ、マルシェ、ドゥロワ・ドゥ・ロム）は、司令官の了解もなく、場合によっては、司令官や文民組織の反対を押しきって軍人組織が出動したセクションであった。さらに注目されるのは、これら10セクションのばあい、革命委員会議長シャランドンの指示によって国民衛兵・砲兵が動員されたオム＝アルメ・セクションと革命委員会委員アルドンの指示で砲兵が動員されたフィニステール・セクションをのぞけば、コミューンの派遣指令に応じたのはすべて砲兵であったという点である。その点で、砲兵の自律性は際立っていたといえよう。

四　コミューンの派遣指令に軍人組織が応じた意味

前章では、テルミドール 9 日に国民衛兵と砲兵のすくなくともどちらかがコミューンの派遣指令に応じた 24 セクション 48 組織を、文民統制を基準にして 4 つのカテゴリーに分け、各組織の政治的態度が変化する契機とそれをめぐる言説に焦点をあてながら、セクションごとにその動向を検討した。もっとも、それら 24 セクション 48 組織がすべて、コミューンの派遣指令に応じたわけではなく、48 組織のうち国民衛兵は 13（推定もふくむ）、砲兵は 17、あわせて 30 の軍人組織がコミューンの派遣指令に応じたのである。いったいどうして、これら 30 の軍人組織は、コミューンの派遣指令に応じることになったのであろうか。ここでは、その要因について検討することにしよう。

（1）　指令の時間差と軍団の指揮命令系統

軍人組織がコミューンの派遣指令に応じた要因のひとつは、コミューンの指令が国民公会の指令よりもかなり先に届いたことによる。ロンバール・セクションの司令官で第 6 軍団司令官でもあったオリヴィエ Olivier の説明を聞いてみよう。

オリヴィエは、テルミドール 9 日の午後 3 時ごろ、砲兵隊長から、近隣のセクションで太鼓がたたかれていることを知らされる。その後オリヴィエは、第 6 軍団所属セクションの兵士をグレーヴ広場に派遣せよという参謀副官フケ Fouquet による口頭での指令と、国民公会に出頭せよとの国民公会の指令とを、同じ時刻に受けとっている。このためオリヴィエは、副官たちに自分の任務をゆだね、第 6 軍団所属の司令官宛の通達に署名する。3 時半にとどいたアンリオの部隊派遣指令は副官が実施したという。また同じ時刻に、第 6 軍団司令官と副官が市庁舎にいってコミューンの指令をうけるようにとのアンリオ署名の指令もとどく。オリヴィエは、これらの指令とその後についてこう述べている。

「これらのさまざまな指令は、実施されようとしていた。統合参謀本部司令官などの逮捕にかかわる国民公会の法令がわれわれのもとに届いたのは 6 時だった。われわれは、その法令をいそいで第 6 軍団所属の他の 7 セクションに伝えた。・・・（その後オリヴィエは、国民公会の法令をコミューンに伝えにゆき、逮捕状態におかれることになる）・・・騒ぎに乗じて、われわれはなんとか国民公会の法令を取りもどし、退出した。階段の下のところまできて、わたしに小包をもってきた准尉をみかけ、それを開けた。それは公安・保安合同委員会の決定で、われわれの首をかけて市庁舎広場に 400 人の兵士を派遣しないようにとの指令が記されていた。しかし不幸なことに、この決定をわれわれが受けとったときは 7 時であり、部隊は 5 時ごろ派遣されてしまっていた。・・・われわれは一時も心がゆれることなく、ロンバール・セクションのわれわれの部署、マルタン通りの第 6 軍団本部にとどまり、人民の代表の指令をまった。ただちにわれわれは、第 6 軍団の他の 7 セクションに、国民公会の法令を知らせた。そしてわれわれは、コミューンから届く可能性のある指令に従うことをはっきりと禁じた。Ces dif-

férents ordres, alloit étre mis à execution, il étoit pour lors six heures du soir lorsque le decret de la Convention nationale nous est parvenu consernant l'arestation de l'état major général et autre; lequel nous nous sommes empressé de communiquer aux sept autres sectons de la légion, ... Profitant du tumulte, nous parvimme a reprendre le décret, et nous retirer. Etant au bas de l'escalier Japperçux mon adjudant qui m'apportait un paquet que j'ouvris. C'étoit l'arretté des deux Comités réunis de comité de SP, et SG. portant ordre sur la responsabilité de nos têtes de ne pas envoyer les quatre cents hommes a la place de la maison commune mais malheureusement il étoit sept heure quand nous recument cette arretté et les troupes avoit été envoyé sur les cinq heure, ... nous ne balançames pas un moment de rester a notre poste section des Lombards rue Martin chef lieu de la légion. pour attendre les ordre des réprésentants du peuple. Sur le champ nous donnames connoissance au sept autre secton de la légion, du decret de la Convention ; nous deffendimes expressement dobéir aux ordres qui pourait emaner de la Commune. 」[56]（傍点は筆者による、以下同様）

以上のように、オリヴィエによれば、アンリオの指令（部隊派遣）をはじめとするコミューンの指令が届いたのは午後3時半から5時にかけてであったのにたいして、「統合参謀本部司令官〔アンリオ〕などの逮捕にかかわる国民公会の法令がわれわれのもとに届いたのは6時ごろ」であり、「市庁舎広場に400人の兵士を派遣しないようにとの指令」を受けとったのは7時であった。そしてただちに第6軍団所属の7セクションの司令官に国民公会の法令を知らせたが、「部隊は5時ごろ派遣されてしまっていた」というのである。

じっさい、第6軍団所属のセクションにコミューンの部隊派遣指令が届いた時間を史料から確認できる範囲でしめせば、アルシが3時半、アミ・ドゥ・ラ・パトリが4時、グラヴィリエが4時、ボンディが4時、ロンバールが4時、レユニオンが6時、フォブール・デュ・ノールが7時であった（メゾン・コミューンは不明）。つまり、オリヴィエが指摘するように、第6軍団所属の8セクションは、国民公会の指令が届く以前にコミューンの部隊派遣指令をうけ、国民衛兵や砲兵がグレーヴ広場に向かったのである（ただし、文民統制が貫徹していたボンディとメゾン・コミューンの両セクションの軍人組織は出動しなかった）。コミューンの指令が7時と遅くとどいたフォブール・デュ・ノール・セクションの場合も、国民公会の指令を知らされたのは、その30分後であった[57]。

第6軍団所属のセクションでおこったことと同様の事態は、第1軍団所属のセクションでもおこった。すでに指摘したように、第1軍団司令官フォコニエは、公安委員会によって臨時の総司令官に任命されながら、ミュゼアム・セクションで100人の国民衛兵を徴募して市庁舎に向かい、そこで逮捕されたのだった。その結果として、国民公会の指令は第1軍団所属のセクションには伝達されず、コミューンの部隊派遣指令に応えて、あるいはその意図の確認のために、シテ（6時）、フラテルニテ（5時半）、オプセルヴァトワール（5～6時）、サン＝キュロット（4～5時）の各セクションの軍人組織がグレーヴ広場に向かうことになったのである

（カッコ内は、コミューンの部隊派遣指令が届いた時間。以下、同様）。マラ・セクション（6時半）のばあいは、他のセクションの部隊の動きにつられての出動であり、フィニステール・セクション（不明）のばあいは、革命委員会委員の指示による出動であったが、いずれのセクションでも部隊出動の時点では、国民公会の指令は届いていなかった。また、パンテオン・フランセ・セクション（3時）は、7時すぎに他のセクションの部隊の動きに応じての出動で、しかもグレーヴ広場ではなく国民公会に向かうことになったが、いずれにしろ、この時点でも国民公会の指令は届いていない。ただし、文民統制が貫徹していたシャリエ・セクションでは、国民衛兵（砲兵は不在）は出動しなかった[58]。

このように、第1軍団と第6軍団に所属するセクションのばあい、軍人組織がグレーヴ広場にむけて出発した時点では、国民公会の指令（アンリオの指令に従うな）がとどいていなかった。そのために、両軍団所属のセクションの軍人組織は、文民統制の原則が貫徹していたボンディ、メゾン・コミューヌ、シャリエの3セクションの軍人組織をのぞいて、コミューンの派遣指令などに応じてグレーヴ広場に向かうことになったのである。とくに第6軍団に所属するセクションでは、軍団の指揮命令系統とネットワークにしたがって、各セクションの軍人組織がコミューンの派遣指令に応じてグレーヴ広場に向かい、またセクションに帰還する結果となったのだった[59]。

第1軍団と第6軍団に所属するセクションとは対照的に、第3軍団と第5軍団に所属するセクションでは、各軍団の指揮命令系統とネットワークが逆に、グレーヴ広場への軍人組織の派遣を阻止する方向に機能した。両軍団の司令官はいちはやく国民公会の指令を知り、各軍団所属セクションの司令官に比較的早い時間に伝達したからである。

第5軍団司令官でオム＝アルメ・セクションの司令官でもあったミュロ Mulot によれば、テルミドール9日午後3時に太鼓がたたかれているのを聞き、その確認のために外出しようとしたとき、国民公会が出頭を求めていることを伝令から知らされる。すぐに国民公会に向かったミュロは、ロベスピエールらの逮捕がまさに決議されたときに議場に到着する。こうして議長のチュリオからアンリオ逮捕の法令などを知らされたミュロは、第5軍団の本部に午後5時ごろにもどり、第5軍団所属の司令官たちにアンリオ逮捕の法令をただちに伝え、アンリオの指令に従うことを禁じたのである。しかしすでに、オム＝アルメ・セクションの国民衛兵と砲兵は、革命委員会議長シャランドンの指示で出動していた。その後ミュロは、第5軍団所属の司令官宛の指令書を「統一の中心であり、あらゆる善良な市民の結集点としての国民公会名で au nom de la convention nationale comme centre de l'unité et le point de ralliement de tous les bons citoyens」書いた。「国民公会の名前を出すだけでも、時間がなくて書いたものを補ってくれるだろうと思った je crus que le nom seul de la convention nationale que j'invoquois suppléroit à ce que je n'avois pas le temps d'écrire」からであった。この指令書は第5軍団所属の各司令官に、午後の6時から7時にかけて手渡された[60]。

第3軍団所属のセクションでも、同様であった。ユニテ・セクションの司令官で第3軍団の

司令官でもあったマチス Mathis によれば、テルミドール 9 日の午後 3 時半ごろ、マチスもまた、国民公会が自分の出頭を求めていることを知らされる。そこでマチスはただちに国民公会に向かうが、その途中でコミューンへの部隊派遣を命じるアンリオの指令をうけとる。しかしマチスは、その指令の実施は放置したまま、国民公会におもむくのである。そこで議長のチュリオからアンリオ逮捕の法令などの情報を得て、セクションの本部に帰還する。アンリオの指令に従うことを禁止するマチス署名の通達が第 3 軍団所属セクションの司令官に向けて送られたのは、午後 5 時 15 分であった[61]。

以上のように、第 3 軍団と第 5 軍団に所属するセクションでは、軍団司令官がかなり早い時間に国民公会に召喚されてアンリオ逮捕の法令などの情報を入手し、午後 5 時をすこし回ったころには各軍団所属セクションの司令官にアンリオの指令に従うことを禁止する指令を伝えたのである（ただし、じっさいにこの指令が各司令官のもとに届くのは、午後の 6 時から 7 時にかけてであった）。もちろんこの時間でも、すでにコミューン側の派遣指令が届いていて、それに応えて軍人組織が出発してしまっていたセクションもあった。とりわけ、パリの最東部に位置し、国民公会よりも市庁舎により近い第 5 軍団所属セクションの軍人組織のばあいは、そうであった。しかしそれでも、第 3・第 5 軍団司令官の所属セクション司令官宛の指令は、ある程度有効に機能したことは否定できない。たしかに、第 3 軍団に所属する 8 セクション（アンヴァリド、シャンゼリゼ、チュイルリ、ミュチユス＝セヴォラ、レヴォリュショネール、フォンテーヌ・ドゥ・グルネル、ユニテ、ボネ＝ルージュ）では[62]、アンヴァリド（7 時半）、ミュチユス＝セヴォラ（7 時）、ボネ＝ルージュ（6 時）の 3 セクションの砲兵が、フォンテーヌの指令（砲兵・大砲）に応えてグレーヴ広場に向かった[63]。いっぽう、第 5 軍団に所属する 8 セクション（アルスナル、オム＝アルメ、ドゥロワ・ドゥ・ロム、アンディヴィジビリテ、タンプル、ポパンクール、モントルィーユ、キャンズ＝ヴァン）のばあいは、ポパンクール（5 時ごろ）、キャンズ＝ヴァン（5 時）、ドゥロワ・ドゥ・ロム（7 時ごろ）の 3 セクションの砲兵がフォンテーヌの指令（砲兵・大砲）に応じて出動した。そしてオム＝アルメ・セクション（5 時ごろ）では、革命委員会議長シャランドンの指示によって国民衛兵と砲兵が動員された[64]。けれども、両軍団所属セクションの軍人組織がコミューンの派遣指令に応じた比率は、第 1 軍団と第 6 軍団に所属するセクションの軍人組織のそれよりも低かった。つまり、第 1 軍団と第 6 軍団に所属する 16 セクションのばあい、13 セクションがコミューンの派遣指令に応じたのにたいして、第 3 軍団と第 5 軍団に所属する 16 セクションのばあいは、7 セクションにとどまったのである。

さらに、以上とりあげた 4 軍団以外の 2 軍団、つまり第 2 軍団と第 4 軍団に所属する 16 セクションに目をやれば、コミューンの部隊派遣指令に応じたセクションはさらに少ない。クーデタ当日、第 2 軍団所属セクションの 8 セクション（ボン＝コンセイユ、ボンヌ＝ヌゥヴェル、コントラ＝ソシアル、ガルド＝フランセーズ、アール・オ・ブレ、マルシェ、ミュゼアム、ポワソニエール）では、ボン＝コンセイユ（砲兵：6 時）、マルシェ（砲兵）、ポワソニエ

ール（国民衛兵：9時）の3セクションがコミューンの派遣指令に応じ、ミュゼアム・セクション（5時半）では、第1軍団司令官フォユニエの要求に応じて国民衛兵が出動した[65]。そして第4軍団所属の8セクション（ブリュチュス、フォブール＝モンマルトル、ギヨーム＝テル、ルペルチエ、モンターニュ、モン＝ブラン、ピク、レピュブリク）では、どのセクションの軍人組織もコミューンの派遣指令に応じることがなかった。これら第2・第4軍団に所属するセクション、とくに地理的にコミューンよりも国民公会に近い第4軍団に所属するセクションのばあいは、国民公会の指令がコミューンの指令よりもはやく届いたり、国民公会の情報がいちはやく伝達されたりしたうえに、軍人組織のほとんどが文民統制に服した結果、コミューンの派遣指令に応えることがなかったのである[66]。

以上のように、テルミドール9日に国民衛兵と砲兵のすくなくともどちらかがコミューンの派遣指令に応じた24セクション30 組織のばあい、その多くは、国民公会の指令が届く以前にコミューンの派遣指令をうけ、グレーヴ広場に向かったのである。そのようなセクションとその組織を、軍団ごとに具体的に指摘するならば、第1軍団では、シテ（国民衛兵）、フラテルニテ（国民衛兵・砲兵）、オプセルヴァトワール（国民衛兵・砲兵）、サン＝キュロット（砲兵）、パンテオン・フランセ（砲兵）、マラ（国民衛兵）、フィニステール（国民衛兵）、第2軍団では、ボン＝コンセイユ（砲兵）、マルシェ（砲兵：推定）、ミュゼアム（国民衛兵）、第3軍団では、ボネ＝ルージュ（砲兵）、アンヴァリド（砲兵）、第5軍団では、オム＝アルメ（国民衛兵・砲兵）、ポパンクール（砲兵）、キャンズ＝ヴァン（砲兵）、第6軍団では、アルシ（国民衛兵・砲兵）、アミ・ドゥ・ラ・パトリ（国民衛兵・砲兵）、グラヴィリエ（国民衛兵）、レユニオン（国民衛兵）、フォブール・デュ・ノール（砲兵）、ロンバール（国民衛兵・砲兵）ということになる。つまり、30の軍人組織のうち27組織が、国民公会の指令（アンリオの指令に従うな）よりも前にコミューンの部隊派遣指令をうけとって、グレーヴ広場に向かったのである（推定もふくむ）。この30組織のなかには、文民組織や司令官などの反対を押しきって出動したボネ＝ルージュ・セクションやマルシェ・セクションの砲兵もふくまれているが、それらの砲兵が出動した時点では、国民公会の指令はまだ届いていなかったのだった。

したがって、国民公会の指令よりもコミューンの部隊派遣指令のほうが遅かったにもかかわらず、コミューンの指令に応じたことが確実なセクションとその組織は、ミュチユス＝セヴォラ（砲兵：7時）、ドゥロワ・ドゥ・ロム（砲兵：7時ごろ）、ポワソニエール（国民衛兵：9時）の3セクション3組織にすぎなかった。ミュチユス＝セヴォラ・セクションでは、司令官が第3軍団司令官マチスの指令を6時にうけとったが、砲兵は司令官の知らないうちに7時に出動した。またポワソニエール・セクションでは、第2軍団司令官の指令（国民公会だけに従い、アンリオを司令官として認めるな）をおそらく知っていながら、司令官が午後9時にコミューンの誓約要請に応えて国民衛兵とともにコミューンに向かった。そしてドゥロワ・ドゥ・ロム・セクションの砲兵は、第5軍団司令官の指令（アンリオの指令に従うな）がとどいた後で、文民組織や司令官などの制止を無視して、強引に出動したのだった。とくにこのセク

ションでは、アンリオの指令に従うことを禁じる第5軍団司令官ミュロの指令のゆえに、司令官はグレーヴ広場への砲兵の派遣に断固反対し、その結果、司令官の逮捕という事態まで発生したのである[67]。

(2) コミューン経験とコミューン認識の変化

24セクション30の軍人組織がコミューンの派遣指令に応じた要因のふたつめは、コミューンの指令に応じた時点では、その意味が理解されていなかったということである。すくなくとも、コミューンの部隊派遣指令に応じることは、国民公会に反旗をひるがえすことを意味するとは考えられていなかったと思われる。したがって、グレーヴ広場に向かった30の軍人組織の多くは、コミューンでの経験（さらには「アンリオ解放」）をとおしてある時点でコミューン認識を変え、セクションに帰還したり、国民公会防衛に向かったりしたのである。

もちろん、30の軍人組織のなかには、所属セクションに帰還した形跡がみられない組織もあった。アルシとオム＝アルメの2セクションの国民衛兵と砲兵は、翌テルミドール10日の夜まで国家財務局で警備についていたし、ポパンクール・セクションの砲兵は、国民公会前の広場で部署についていたことが確認されている。また、文民組織や司令官の制止を無視して出動したドゥロワ・ドゥ・ロム・セクションの砲兵21人は、逮捕されている。

しかしながら、これら4セクション6組織をのぞく20セクション24組織は、コミューンでの経験によってコミューン認識を変え、セクションに帰還したり国民公会の防衛に向かったりした。これら20セクション24組織を、どのような事情でセクションに帰還したのか（あるいは国民公会の防衛に向かったのか）を基準にして分類するならば、①コミューン経験（さらには「アンリオ解放」）ののちにみずからの判断でセクションに帰還したのが、シテ（国民衛兵）、アミ・ドゥ・ラ・パトリ（国民衛兵・砲兵）、マラ（国民衛兵）、ポワソニエール（国民衛兵）、フラテルニテ（国民衛兵・砲兵）、フィニステール（国民衛兵）、オプセルヴァトワール（国民衛兵・砲兵）、マルシェ（砲兵）の8セクション11組織、②コミューン経験（さらには「アンリオ解放」）ののちにセクションに指令を求めて帰還したり国民公会防衛に向かったりしたのが、ボン＝コンセイユ（砲兵）、ボネ＝ルージュ（砲兵）、キャンズ＝ヴァン（砲兵：公安・保安委員会の指令で国民公会防衛）、サン＝キュロット（砲兵：総会の指令で国民公会防衛）、ミュチユス＝セヴォラ（砲兵）の5セクション5組織、③セクションの指令による帰還が、ミュゼアム（国民衛兵）、フォブール・デュ・ノール（砲兵）、パンテオン・フランセ（砲兵）の3セクション3組織、④軍団司令官・セクション司令官の指令による帰還が、グラヴィリエ（国民衛兵）、レユニオン（国民衛兵）、ロンバール（国民衛兵・砲兵）の3セクション4組織、⑤どのような事情によるのか不明であるがセクションに帰還したアンヴァリド・セクションの砲兵、ということになる。

これら20セクション24組織、とくに①②に分類される13セクション16組織は、コミューンでの経験（さらには「アンリオ解放」）をとおしてある時点でコミューン認識を変え、セク

ションに帰還したり国民公会防衛に向かったりしている。この点については、第6軍団司令官オリヴィエの説明をふたたび聞くことにしよう。オリヴィエは、当初は第6軍団所属セクションの司令官にグレーヴ広場への派遣指令を出しながら、自分自身のコミューン経験によってコミューン認識を変え、所属セクションの司令官に帰還指令を出した当の軍団司令官であった。オリヴィエは、国民公会の指令がとどいたのちの自分の対応を、こうのべている。

「われわれ共和主義者はパリ市の大罪など思いもよらなかったので、第6軍団の長であるわれわれは、この国民公会の法令〔統合参謀本部司令官などの逮捕にかかわる国民公会の法令〕をコミューン総評議会に伝えるのは自分たちの義務であると思った。総評議会に到着して所持していた法令を市長に見せたときのわれわれの驚きをどう表現できよう。そのとき議長をやっていた市長は、かなり皮肉な口調でその法令を引きちぎらせたのだ。法令が読まれ、わたしが名前を知らない総評議会のメンバーが、それは忌まわしい12人委員会の再現だ、要するに、愛国者を根絶する陰謀が露わになったことをあきらかにするものだ、といった。・・・この瞬間から30分間、われわれは総評議会でいわば逮捕された状態にあった。／この間、卑劣なペイヤンは、われわれの前で国民代表にたいする侮辱的なことばをおびただしく吐き、国民代表にたいして人民を扇動し、自分たちを人民の唯一の代表だと形容し、こうしてその目的のために彼らの手のなかで忠誠の誓約を誓わせた。そのために彼らは、たまたま市庁舎にいた兵士たちを入室させ、彼らのおぞましい企てをおそらく知らないこの善良な者たちをだまして、忠誠の誓約を誓わせた。同じ時間に悪党のペイヤンとランピュダンスが国民公会の法令をもってきた将校を逮捕させ、人民の大義を放棄し、強盗の大義に奉仕する悪党・卑劣漢としてあつかい、彼の手から法令をもぎとり、なにもいわずにそれを踏みつけた。これらの事実はすべて、まったく正しい真実である。騒ぎに乗じて、われわれはなんとか国民公会の法令を取りもどし、退出した。attendu que nous républicains étiont loin de présumer les forfaits de cette municipalité. Nous chef de cette légion avons cru qu'ils étoient de notre devoir de communiquer ce décert de la Convention au Conseil general de la Commune; quel fut représentant notre surprise lors qu'arivé au Conseil ayant montre au maire le decret dont nous étiont porteur; Le maire, qui présidoit alors, en fait déchirer d'un ton assez hironique, lecture faite, un membre du Conseil dont jignore le nom, dit que c'étoit la le renouvellement de cette abominable comité des douze, et en un mot, que cetoit l'éclairecissement du complot decouvert d'anéantir les patriotes, ... Des cette instant nous fummes pour ainsy dire en arestation dans le Conseil pendant une demie heure. ／ Pendant cette intervalle, que linfame Payan a vomi en notre présence une infinité d'horeur contre la représentation nationale, et quil a provoqué le peuple contre elle, ce qualifiant eux, d'être la seul et unique répresentation du peuple, et ce faisant a cette effet prêter le serment de fidélité entre leurs mains, ils firent entrer pour cela la gendarmerie, qui pouvoit être dans la maison commune, et en abusant ces braves gens, qui ignoraient probablement leur odieux projets, leur fit pretter le ser-

ment de fidélité. Au meme moment le scélérats Payan et Limpudence, de faire arretter l'officier de la gendarmerie porteur d'un decret de la Convention nationale, le traitant de scelerat, de gueux, qui abandonnoit la cause du peuple, pour servir celle des brigands, ils lui arracherent le decret des mains, le foullerent aux pieds, sans meme le vouloir dire, tous ces faitte sont de la plus exacte vérité. Profitant du tumulte, nous parvimme a reprendre le décret, et nous retirer.」(68)

以上のように、オリヴィエは、統合参謀本部司令官アンリオの逮捕にかんする法令を受けとったあとで、その法令をわざわざコミューン総評議会に伝えにいっている。すくなくともその時点まで、コミューンを信頼しており、国民公会にたいしてコミューンが反乱しているとは認識していない。コミューン総評議会で市長が「国民公会の法令を引きちぎらせた」のを見てはじめて、コミューンの反乱を認識するにいたったのである。軍団司令官レヴェルでも事態の意味を掌握するまでかなりの時間がかかったということである。したがって、オリヴィエによれば、「市庁舎にいた兵士たち」も自分の行動の意味を知らずに、だまされて「忠誠の誓約」をおこなったのだ、ということになる。

この報告に見られる状況認識は、第6軍団司令官オリヴィエだけのものではなかった。第1軍団司令官フォコニエが国民公会によって臨時の総司令官に任命されたあとで（おそらく臨時の総司令官に任命されたことを知らせに）コミューン総評議会におもむき、結果的に逮捕された背景にも、そのような状況認識があったはずである。それだけではない。コミューンの部隊派遣指令に応じたセクションの司令官や隊長のレヴェルでも、同様の状況認識がしめされているのである。ふたつの事例をあげよう。

まず、オプセルヴァトワール・セクションの司令官シュレの弁明である。オプセルヴァトワール・セクションは、クルトワによって最悪のセクションとされ、コミューンで誓約した司令官シュレも、はげしい非難の対象となった。コミューン総評議会で祖国を守る誓約をおこない、真夜中12時にセクションに帰還して以後の事態にかんするシュレの説明は、こうである。

セクションに帰還後、午前1時15分前に副司令官から自分宛の公安委員会の通達が革命委員会にあるはずだと知らされ、革命委員会にいくと、そんな通達はうけとっていない、と返答される。シュレはおおいに不安にかられて、起こっていることを何も知らせないのは奇妙だ、とのべると、問題の通達が提示された。しかし「わたしが読もうとした瞬間、その書類はわたしの手からもぎ取られ、騒々しいなかで読み聞かせられたため、わたしはその内容を完全に知ることができなかった au moment où j'allois l'a lire, elle me fut arrachée des mains l'on m'en fit la lecture au milieu d'un bruit qui m'empêcha d'en prendre une entière connoissance」。そして通達はコミューンに送られてしまう。こうしてシュレは副司令官などに懸念を表明し、国民公会の盾になれればとのべるが、「みずから率先して思い切って国民公会におもむくことはしない。なぜなら、そこに行進することをわたしに命じる書類がなく、存在するといわれる新たな指令もないからだ je n'ose pas m'asarder à y aller de mon propre mouvement, parce

que je n'ai pas la pièce qui me commande d'y marcher, & que je n'ai pas le nouveau mot d'ordre que l'on dit exister」。けっきょく、公安委員会の通達は、テルミドール 10 日午前 3 時に革命委員会のメンバーによって「ジェマップ広場」でシュレに手渡された。その直後にシュレは、国民衛兵や帰還した砲兵隊とともに国民公会に向かい、そこで夕方の 5 時ごろまで国民公会防衛の任務についた。この任務を、シュレは、「じつに残酷にわたしをだました悪党によって引きずり込まれた誤ちを償い、国民代表が攻撃されれば命をかけて彼らを守るという断固たる決意をもって avec la ferme résolution de réparer l'erreur où j'avois été entraîné par les scélérats qui m'avoit si cruellement trompé & de défendre la représentation nationale si elle étoit attaquée, jusqu'à la dernière goûte de mon sang」遂行した。そして「卑劣なコミューンの手のなかで祖国を防衛する誓約をおこなったときまで、コミューンは、国民公会から逃れたいくにんかの悪党とではなく国民公会といっしょに歩んでいるのだ、と確信していた。それが、わたしがテルミドール 9 日から 10 日にかけての夜にセクションで表明したとおりの告白であり、もっとも純粋な真実である。祖国への愛のためにわたしは過ちを犯してしまった。しかしわたしは償おうと思う。過ちは犯罪ではないのだから jusqu'àu moment ou j'ai prêté le serment de défendre ma patrie, entre les mains de l'infâme commune, j'étois persuadé que la Commune marchoit de niveaux avec la Convention nationale & non avec quelques scélérats échappés de son sein. Voilà mes aveux; voilà la vérité la plus pure, tels que je l'ai manifesté à ma section dans la nuit du 9 au 10, l'amour de ma patrie m'a fait faire un faux pas; mais je le réparerais, erreur n'est pas crime」と弁明している[69]。

このように、司令官シュレは、コミューンで「祖国を防衛する誓約をおこなったときまで、コミューンは、国民公会から逃れたいくにんかの悪党とではなく国民公会といっしょに歩んでいるのだ、と確信していた」と強調し、自分は国民公会のために行動していると信じていた、と弁明している。このシュレの弁明だけなら、「コミューンの反乱」に荷担した罪をできるだけ軽減するためのたんなる言い逃れとみなすことも可能であろう。しかしこのような弁明は、すでにみた第 6 軍団司令官オリヴィエの解釈を裏付けるような弁明となっているばかりでなく、以下でみるように、フィニステール・セクションの国民衛兵第 9 中隊長ルグラン Legrand がおこなった報告にもみられたものであった。

ルグランによれば、革命委員会メンバーのアルドンの指示でコミューンに向かったが、グレーヴ広場で、部隊の一員ルロワが「コミューンは法の外におかれた」と述べたので、「ただちに将校と部隊は立ち去ることに決めた」。その後、ルグランはセクションにもどって、テルミドール 10 日午前 1 時に革命委員会でこう報告している。「彼が市役人によって任務を課されてフォルス監獄やコミューンや市庁舎に行ったりして派遣がずっと続いていたあいだ、すべてはきわめて平穏にすぎたが、彼は国民公会の指令に従っていると信じていたのだった。朝の国民公会の法令によってパリ市長がテルミドール 9 日にパリで起こるあらゆる事件の責任者であるとされていたために、いっそうそう思っていたのである que pendant tout le temps qu'a duré

l'expédition dont il était chargé par les municipaux, tant en allant à la force, à la Commune et à la Mairie, le tout s'était passé dans le plus grand calme, et qu'il croyait à obéir aux ordres de la Convention, d'autant plus que le maire de Paris avoit été rendu le matin responsable par un decret de la Convention nationale des evenements qui auroient pu arriver a Paris dans le journée du 9 thermidor」[70]。

このように、フィニステール・セクションの中隊長ルグランも、コミューンの役人の指示によって行動しているあいだ、「国民公会の指令に従っていると信じていた」と述べている。つまり、「祖国を防衛する誓約をおこなったときまで、・・・国民公会といっしょに歩んでいるのだと確信していた」と弁明したオプセルヴァトワール・セクションの司令官シュレとほとんど同じ弁明をおこなっている。軍団司令官からセクションの司令官、そして中隊長にいたるまで、コミューンの部隊派遣指令に応じてグレーヴ広場に向かったのちもある時点までは、コミューンの指令に従うことは国民公会の指令に従うことであると信じていた、と一様に弁明しているのである。立場のことなる軍人の弁明がこれだけ一致しているのをみれば、この弁明をたんなる言い逃れと解することはできまい。彼らは、グレーヴ広場への出動後ある時点までは、自分の行動が国民公会への反乱を意味するとは思っていなかったのである。

このような状況認識は、司令官レヴェルに限定される認識ではなく、じつは兵士レヴェルにも共通する認識であった。以下では、コミューンの部隊派遣指令に応じてグレーヴ広場に集結しただけでなく、そこから国民公会にむかい、保安委員会での「アンリオ解放」に参加した兵士や砲兵の証言を検討することにしよう[71]。従来、彼らは明白な「コミューン派」と解釈されてきたが、はたしてそうだったのであろうか。

まず、ミュチユス＝セヴォラ・セクションの大砲の一門を率いていた中尉補カルリエ Carlier, lieutenant en second の証言を聞いてみよう。「もう一門の大砲と離れ、国民宮殿 palais national の中に入って、われわれは保安委員会と向き合った。11 門の大砲があった。准尉のピオニエが彼の目の前でわれわれに砲弾を装填させ、その直後に砲兵に自分とともに保安委員会に入るように要求した。わたしはただちに、それは部署を離れることだといって彼らに要求に応じることを禁止した。アンリオとともに保安委員会から出たすこし後で上述のピオニエは、大砲のノズルを洗浄し、雷管を装着し、〔砲撃を〕準備するようにわれわれに命じた。そのような指令の危険性を知って、左の砲兵はそれを実行する代わりに、砲尾をふさぐ閉鎖機のあたりにくくられたハンカチで大砲の照明を覆った。約 10 分後、准尉のブリザールが前車にすえられた大砲に砲弾を装填させ、コミューンまでアンリオについていくように命じた。ほぼ 10 時にコミューンにつくと、参謀副官のフォンテーヌがわれわれの大砲のところにやってきて、伍長の市民ルヴァスールに言葉をかけ、準備ができているか、とたずねた。すると伍長は彼にこう答えた。つまりどのような準備か、国家のためならまったく準備はできている、と。フォンテーヌは、コミューンの指令を受けたときには行進しなければならないと繰りかえした。それにたいしてルヴァスールは、しかしながら国民公会がわれわれの結集点であり、われわれは国

民公会の指令によってのみ行進すべきだ、と答えた。この言葉を聞いて、酔っていたフォンテーヌはひきさがり、そこにいた別の砲兵に同じことをしようとした。われわれはだまされていることがわかって、仲間をセクションに派遣し、セクションにわれわれを召還させようとしたが、そうしなければ准尉が退出を妨げていたために外に出ることができなかったからである。Après nous etre séparés de l'autre piece après notre entrée dans la cour du palais national, nous fûmes en face du Comité de Sureté générale : ou nous étions onze pièces de canon; L'adjudant Piaunier nous fit charger en sa présence, un instant après il vint demander les canonniers pour entrer avec lui au Comité de sureté génerale, je fit aussitôt la défense à qui que ce fut de quitter son poste,un peu de temps après ressortant du comité avec Henriot le dit Piaunier nous fit le commandement de dégorger et amorcer et de préparer les lances ; voyant le danger d'un pareil ordre au lieu de l'exécuter, le canonnier de gauche couvrit la lumiere avec un mouchoir lié autour de la culasse; environ dix minutes après l'adjudant Brizard nous fait charger les pieces sur leur avant train et nous ordonna de suivre Henriot à la Commune, ou étant sur les dix heures à peu près, l'adjudant général Fontaine vint à notre piece et adressant la parole au citoyen Levasseur caporal lui demanda s'il étoit en état demarcher, qui lui répondit, à savoir de quelle manière, que pour la chose publique il étoit tout pret; Fontaine reprit que quand il recevroit des ordres de la Commune il faudroit marcher, à quoi Levasseur répondit que cependant la Convention est notre point de ralliement et que nous ne devons marcher que d'après ses ordres; à ces mots Fontaine yvre se retire et va faire la même chose aux autres canonniers qui étoient la; Nous voyant trompés nous envoyons des camarades à notre section pour nous rappeler dans son sein, ne pouvant sortir sans cela à cause des adjudans qui en empéchoient. 」[72]

このように、グレーヴ広場から国民公会に向かい、「アンリオ解放」に参加したとされているミュチユス＝セヴォラ・セクションの砲兵も、コミューンを支持してそのように行動したわけではなかった。「指令の危険性」を知った砲兵が指令を実行せずに「砲尾をふさぐ閉鎖機のあたりにくくられたハンカチで大砲の照明を覆った」、つまり、国民公会への砲撃が不可能になる行動をとっただけでなく、コミューンの指令に従うべきだという参謀副官フォンテーヌに対しても、伍長ルヴァスールは「国民公会がわれわれの結集点であり、われわれは国民公会の指令によってのみ行進すべきだ」と答えて、コミューンの指令に従うことを拒否している。さらに砲兵たちは、「だまされていることがわかって、仲間をセクションに派遣し、セクションにわれわれを召還させようとした」のである。したがって、ミュチユス＝セヴォラ・セクションの砲兵がその後のセクションの帰還指令に喜んで応じたのは、当然であった[73]。

さらに、おなじく「アンリオ解放」に参加したアミ・ドゥ・ラ・パトリ・セクションの兵士や砲兵の証言も聞いてみよう。このセクションの司令官ティエリ Thierry は、クーデタ後のテルミドール 18 日、コミューンの反乱に参加した廉で逮捕されている。この逮捕までにセク

ションの革命委員会でティエリの言動をめぐってなされた証言は全部で22証言、さぞかしティエリに不利な証言が連綿とつづくのではと思えば、そうではない[74]。

まず印象的なのは、司令官ティエリや兵士・砲兵は、アンリオを解放するために国民公会に向かったのではなく、「国民公会の安全を保証するために pour assurer la Convention」、「国民代表の防衛 la deffence de la représentation nationale」のために国民公会に向かっている、と信じていたことである。したがって兵士たちは、国民公会に向かう前にグレーヴ広場で「共和国万歳、国民公会万歳 Vive la Republique, vive la Convention」と叫んでいるし、「そうとは知らずにアンリオの脱走に手を貸したと知ったとき、なんと驚いたことか quel fut son étonnement quand il a vu qu'il servoit l'évasion d'Henriot sans le savoir」と証言することになる。しかしこの認識の変化は、一挙にではなく、じょじょに生じたようだ。ある兵士はこう証言している。「8時半か9時ごろに市庁舎広場〔グレーヴ広場〕をはなれて、保安委員会の横のカルーゼル広場に向かうとき、彼は司令官である市民ティエリに自分たちはどこにいこうとしているのか、この動きをどう思うか、とたずねた。彼は、よくわからない、しかし市長が自分に国民公会の近くにいけという命令をあたえたばかりだ、とだけ答え、さらに、国民公会は部署についている、何も恐れることはない、とのべた。それから少ししてコミューン広場〔グレーヴ広場〕前にもどったとき、市民ティエリは、他にふたりの市民がいる前でコミューンの行動にいくらか不安と不満をしめし、セクションの司令部に戻ることができるようにもっと十分な情報がえられる機会だけを待っていた。だから〔コミューン側から〕武器をとれと大声で命じられたときでも、大隊の市民を即座に帰還させるために行進させることを司令官に思いとどまらせることはできなかったのである。sur les huit heures et demie a neuf heures en quittant la place de la maison commune pour nous porter au Carousel du côté du Comité de sûreté general, il a demandé au citoyen Thierri commandant ou nous allions aller et luy demanda ce qu'il pensoit de ce mouvement; il ne repondit qu'il ne comprenoit pas grand chose, mais que le maire venoit de luy donner des ordres de se porter pres de la Convention et luy a dit de plus que la Convention étoit a son poste et qu'il ni avoit rien a craindre, ensuitte quelque temps apres, étant retourné devant la place de la Commune, le citoyen Thierri témoigna quelqu'inquiétude et mecontentement sur les opérations de la Commune en presence de deux autres citoyens et n'attendoit que le moment d'être plus amplement instruit pour pouvoir rentrer au quartier general de la section, même dans le moment ou l'on a crié aux armes cela n'a put empeché au commandant de bataillon de faire deffiler les citoyens du bataillon pour s'en retourner promptement」

こうして国民公会からグレーヴ広場にもどる頃には、司令官や兵士・砲兵はみな、コミューンにだまされていたことに気づき、グレーヴ広場にとどまるべきではないと思いはじめる。「国民公会を支援するためにのみ武器をとったと信じていた je ne croyois avoir pris les armes que pour soutenir la Convention」にもかかわらず、「国民公会にたいして蜂起している en in-

surection contre la convention」ことに気づいたからである。こうして「司令官はどのような決断をするべきかを知るためにセクションに手紙を書こうとし il alloit ecrire a la section pour savoir qu'el parti il falloit qu'il prenne」、兵士のなかには、セクションにもどって部隊の窮状を知らせようとする者もあらわれる。当然のことながら、セクションの帰還指令が伝えられたときには、司令官をはじめとして兵士・砲兵はみな、喜んでこの指令を受けいれたのだった。

以上のように、コミューンの派遣指令で国民公会に向かった国民衛兵や砲兵も、ロベスピエールら逮捕された議員やアンリオを解放するためではなく、「国民公会の安全を保証するために」「国民代表の防衛」のために、国民公会に向かっている、と信じていたのである。したがって、「国民公会を支援するためにのみ武器をとったと信じていた」にもかかわらず、保安委員会で「それとは知らずにアンリオの脱走に手を貸し」、自分たちの行動は「国民公会にたいして蜂起している」ことを意味するのだ、と気づいた時点で、コミューン認識を変え、セクションに帰還することになるのである。

（3）コミューンの派遣指令に軍人組織が応じた意味

以上、テルミドール 9 日にアンリオの指令（部隊派遣）とフォンテーヌの指令（砲兵・大砲）にすくなくとも国民衛兵と砲兵のどちらかが応じた 24 セクション 30 組織を対象に、その意味を検討してきた。ここでごく簡単に、これまでの検証結果をふりかえっておこう。

まず指摘しておかねばならないのは、テルミドール 9 日にコミューンの部隊派遣指令に応じた 24 セクション 30 組織のうち 21 セクション 27 組織が、国民公会の指令（アンリオの指令に従うな）がとどく前にコミューンの部隊派遣指令をうけとり、コミューンに向かったということである。国民公会の指令よりもコミューンの指令が遅くとどいたにもかかわらず、コミューンの指令に応じたことが確実なセクションとその組織は、ミュチユス＝セヴォラ（砲兵）、ドゥロワ・ドゥ・ロム（砲兵）、ポワソニエール（国民衛兵）の 3 セクション 3 組織にすぎなかった。

もちろん、これら 24 セクション 30 組織のほとんどは、文民組織による了解がないにもかかわらず、アンリオやフォンテーヌの指令に応じて軍人組織をグレーヴ広場に派遣したという点で、あきらかに違法であった。文民統制が貫徹していて、文民組織の了解のもとで軍人組織がグレーヴ広場に派遣された 4 セクション 6 組織（シテの国民衛兵、ミュゼアムの国民衛兵、アミ・ドゥ・ラ・パトリの国民衛兵・砲兵、アルシの国民衛兵・砲兵）のばあいも、共和暦 2 年フリメール 14 日の法令の第 19 条、つまり、「文民組織による文書での指令 un ordre écrit et émané de ces autorités」がなければ軍人組織は動員されえないという規定を満たしていないという点で、厳密にいえば違法であった。

第二に、文民組織による「文書での指令」なくしてコミューンの部隊派遣指令に応じることが違法だという認識がなければ、コミューンの指令に応じて軍人組織をグレーヴ広場に派遣することは、国民公会支持と両立しうる――すくなくとも国民公会に反旗をひるがえすことを意

味しない――と考えられていたのではないかと思われる。多くのセクションのばあい、コミューンによる部隊派遣指令がかなり早い時間にとどいたこともあって、「コミューンの反乱」を情報として知るよしもなかったから、なおさらであった。すでに指摘したように、軍団司令官からセクションの司令官、さらには一介の兵士や砲兵にいたるまで、コミューンが国民公会に対して反乱しているとは思わず、コミューンの指令に従いながらも「国民公会といっしょに歩いている」「国民公会の指令に従っている」と信じていたのである。

しかしながら、コミューンを国民公会と同一視するそのような軍人組織の見方は、コミューンでの具体的な経験によって変化せざるをえない。たしかに、コミューンの派遣指令に応じた24セクション30組織のうち4セクション6組織（アルシとオム＝アルメの2セクションの国民衛兵・砲兵、ポパンクール・セクションの砲兵、ドゥロワ・ドゥ・ロム・セクションの砲兵）は、セクションに帰還した形跡もみられないし、セクションなどの指令で国民公会の防衛に向かった様子もない。しかしながら、それ以外の20セクション24組織は、コミューン経験（さらには「アンリオ解放」）をとおしてある時点でコミューン認識を変え、みずからの判断によるにしろ、セクションの指令などによるにしろ、セクションに帰還したり、国民公会防衛に向かったりしたのである。

国民公会の指令よりもコミューンの指令が遅くとどいたにもかかわらず、コミューンに向かったミュチユス＝セヴォラ・セクションの砲兵やポワソニエール・セクションの国民衛兵も、例外ではなかった。ポワソニエール・セクションの国民衛兵は、コミューンの役人による「裏切り」と「罠」に気づいてセクションに帰還し（本論22頁）、ミュチユス＝セヴォラ・セクションの砲兵は、国民公会で「アンリオの解放」に参加したことを契機に「だまされている」ことを知り、国民公会支持に転じて、セクションに代表を派遣して帰還をはたした（本論40～41頁）。さらに、文民組織や司令官などの反対をおしきって出動したボネ＝ルージュ・セクションやマルシェ・セクションの砲兵も、すでにみたように、コミューン経験ののちにコミューン認識を変え、セクションに帰還している。ボネ＝ルージュ・セクションの砲兵は、コミューンとその司令官アンリオを「裏切り者」と断罪して、セクションの帰還指令にしたがった（本論28頁）。他方、マルシェ・セクションの砲兵は、司令官の帰還指令と説得をいったんは拒否したにもかかわらず、その後のコミューン経験（おそらく「アンリオ解放」）をとおして国民公会支持に転じ、みずからの判断でセクションへの帰還をはたしたのである（本論29頁）。結局のところ、文民組織や司令官などの制止を無視して出動したドゥロワ・ドゥ・ロム・セクションの砲兵21人だけが、最後までコミューン側の指令に服しとおし、司令官への「頑強な不服従」と「反乱」の廉で逮捕されたのであった（本論29～30頁）。

したがって、コミューンの派遣指令に応じて軍人組織が出動したからといって、それじたいがこれらの組織のコミューン支持を意味するわけではなかった。じっさい、すでに紹介した各セクションの軍人組織のふるまいがしめすように、これらの軍人組織のほぼすべては、コミューンでのさまざまな経験をとおしてコミューン認識を変え、国民公会支持に転じたのである。

これらの軍人組織のふるまいにおいてとりわけ注目されるのは、セクションの軍人組織がコミューン側の人物と交わした言説である。というのも、両者の言説のやりとりをつうじて、両者の争点が明瞭に浮かびあがることもあったからである。次節では、この両者の具体的な言説のやりとりに焦点をあてて、両者の争点のありかを検討したい。

五　セクションの軍人組織とコミューン側の人物との言説のやりとり

セクションの軍人組織とコミューン側の人物との言説のやりとりでまず印象的なのは、コミューン側の人物にとっても、セクションの軍人組織にとっても、議会がさだめた実定法やそれに由来する指令がみずからの言動を正当化する根拠となっていたという点である。すでにみたように、グラヴィリエ・セクションとフィニステール・セクションの国民衛兵、ロンバール・セクションの砲兵は、コミューンを「法の外におく」という法令によって国民公会支持に転じ（本論 23、27、24 頁）、レユニオン・セクションの国民衛兵は公安委員会の指令（アンリオの指令に従うな）によって国民公会支持に転じたのである（本論 23 ～ 24 頁）。

このように国民公会の法令や指令を重視するセクションの軍人組織にたいして、コミューン側が国民公会の法令を否定し、国民公会にたいするコミューンの蜂起を正当化する論理としてもちだしたのが、「人民」の主権の行使というレトリックであった。第 6 軍団司令官オリヴィエは、こう報告している。

「それから軍団司令官であるわたしは、セクションの副司令官に市庁舎広場にいってわれわれの部隊を退出させる指令をあたえた。しかし彼はそこに到着すると、コミューンのメンバーであり警察局員であるリエーヴルという名前の者に出会った。彼は副司令官に、どのような命令で部隊を退出させようとしているのかと尋ねたので、軍団指令官の命令によると答えた。するとリエーヴルは彼にこう言い返した。「今日指令を出すのは軍団司令官ではなく、人民だ。ただちに当該の部隊に市庁舎に戻るように命令せよ」と。この命令は実行された。Alors moi chef de la légion, donne ordre au commandant en second de ma section d'aller sur la place de la maison commune pour retirer nos troupes mais y ayant été arivé, il y trouva le nommé Lievre membre de cette Commune et administrateur de police qui demanda audit commandant, de quel ordre il venoit retirois les troupes, celui-ci, ayant répondu de lordre du chef de légion, Lievre lui repartit, Ce nest pas le chef de legion qui commande aujourdhuy, mais bien le peuple, et sur le champ donne ordre a ladite troupe de se rendre a la mairie, ce qui fut éxécuté.」(75)

以上のように、ロンバール・セクションの副司令官は、軍団司令官の指令をうけてグレーヴ広場の部隊を退出させようとしたとき、コミューンのメンバーによって「今日指令を出すのは軍団司令官ではなく、人民だ。ただちに当該の部隊に市庁舎に戻るよう命令せよ」と命じられ、その命令に従わざるをえなかった。主権を行使して蜂起した「人民」の命令は、いまだ軍

団司令官の命令よりも力をもちえたということであろう。

ドゥロワ・ドゥ・ロム・セクションの革命委員会を場としておこった騒動でも、同様のレトリックが行使された。議事録によれば、コミューンのメンバーでもあるウード Eude が砲兵とともに革命委員会にやってきて、副官 adjudant major であるラリヴィエール Larivierre に飛びかかり、胸ぐらをつかんで「コミューンの命令に従わなかったので逮捕する je tarrete pour navoir point obbeye aux ordres du Commune」と叫んだという。さらにウードは、砲兵によって支持されていると確信し、「国民代表と法律によってさだめられた権力機関 la représentation national et les autorités constitués」を尊重していないという革命委員の非難に対して、「コミューンが宣言した蜂起にたちあがったのはまさに人民であり、人民はもはや公安・保安委員会も国民公会も認めないと述べることによって en disant que soitoit vraiment le peuple qui oitoit en insurrection que la Commune si soitoit déclaré et quil ne connoissoient plus de Comité de SP et de SG ni de Convention」、自分の行為を正当化しようとした(76)。

ここでは、「コミューンの命令に従わなかった」という理由で、副官ラリヴィエールが逮捕されている。そして「国民代表と法律によってさだめられた権力機関」を尊重していないという非難にたいしては、人民が蜂起し、「人民はもはや公安・保安委員会も国民公会も認めない」と述べることによって、国民公会や公安・保安委員会に対するコミューンの蜂起が正当化されている(77)。しかし、ウードによる「人民」の主権の行使としての蜂起のレトリックは、ドゥロワ・ドゥ・ロム・セクションでのみ、このセクションの砲兵のコミューン支持という特殊な条件のもとでのみ、機能したにすぎなかった。そのことは、他のセクションの軍人組織とコミューン側の人物との言葉のやりとりからも、あきらかである。

まず、マラ・セクションの副司令官チフェーヌの報告を聞こう。チフェーヌは、コミューンからセクションにもどる途中、11 時ごろに「オルフェーヴル河岸」のところでレヴォリュショネール・セクションの警察委員による「国民公会の宣言」を聞いたときの情景を、こう描写している。この宣言にたいして、チフェーヌの指揮する大隊は「国民公会万歳、共和国万歳 Vive la Convention nationale, Vive la République」と叫んだ。しかしそのとき、武装部隊を連れたふたりの市役人がやってきて「それは偽の宣言だ、それを読み公にした者を逮捕しなければならない que c'étoit une fausse proclamation et qu'il falloit arrêter celui qui l'avoit lue et publiée」と叫んだ。しかしこれにたいして、「私の大隊は、こもった、はげしい不満の声をもらし、警察委員にたいするあらゆる厳しい仕打ちに反対した。警察委員は、上述の市役人の主張とは相反して、自分の任務が正当であることを協議するために自分の委員会にもどることを要求した。そしてこれは一致した意見で実現した。mon bataillon, après un sourd et violent murmure, s'opposa à toute acte de rigueur envers le commissaire de police qui demanda à se rendre à son comité pour y faire consulter la légitimité de sa mission, contradictoirement avec les dits officiers municipaux, ce qui s'effectua d'une voix unanime」(78)。

この報告にあきらかなように、自他の言動を正当化するさいの根拠として「国民公会」とい

う観念がもつ力は大きかった。「国民公会の宣言」がただちに「国民公会万歳、共和国万歳」という兵士の叫びを引き起こしただけでなく、コミューンの役人も「国民公会の宣言」を「偽の宣言」とせざるをえなかった。これはなによりも、「国民公会」による宣言ならば正当性をもつという観念がコミューン側の役人にも浸透していたことをしめすものであった。

自他の言動を正当化する根拠としての「国民公会」という観念は、シテ・セクションの司令官がコミューンでロベスピエールの護衛をタンションに頼まれて拒否したさいにも、鮮明に表現されていた。司令官は、セクション総会で、そのいきさつをこう報告している。タンションが「友よ、団結しなければならない。国民公会は自由を失わせようとしている。その内部に新しい沼沢派が形成された・・・ほら、見ろ、あれがロベスピエールだ。われわれは、彼を失墜させようとした者の手から彼を救い出した。そして彼の護衛のために君を選んだのだ Mon ami, il faut nous réunir ; la Convention veut perdre la liberté, il s'est formé dans son enceinte un nouveau marais ..... Tiens, regardes; voilà Robespierre; nous l'avons sauvé des mains de ceux qui voulaient le perdre ; et nous t'avons choisi pour le garder」と述べたのにたいして、司令官はこう対応した。「この言葉を聞いてわたしはおどろき、ロベスピエールは国民公会によって重大な嫌疑をかけられ、逮捕を宣告されたのだから、告発された嫌疑にたいして完全に自分の無実を証明しないかぎり、わたしの信頼を獲得することはできない。しかも、わたしが国民衛兵部隊を市庁舎に連れてきたのは、国家＝国事を防衛するためであって、ロベスピエール個人や彼をとりまく支持者を守るためではない、と答えた Surprise de ces propos, j'ai répondu que Robespierre étant inculpé grievement par la Convention et décreté d'arrestation, il n'auroit ma confiance que quand il se seroit pleinement justifié de ce dont il étoit accusé ; qu'au surplus je n'avois amené de la force armée à la Mairie que pour protéger la chose publique & non un individu Robespierre ainsi que ses partisans qui l'environnoient」と[(79)]。

ここでも、「国民公会」によるロベスピエールの逮捕が、ロベスピエールの護衛を拒否する根拠となっている。「国民公会」による嫌疑と逮捕にたいして「完全に自分の無実を証明しないかぎり」、ロベスピエールは信頼できないというのである。と同時に注目されるのは、国民衛兵部隊をグレーヴ広場に動員した目的は、ロベスピエール個人やその支持者を守ることではなく、「国家＝国事 la chose publique」を防衛することにあると明言している点である。自他の言動を正当化する根拠は、ロベスピエールなどの個人や集団ではなく、国家＝国事、つまり共和国や共和国の中心としての「国民公会」なのであった。

最後に、レヴォリュショネール・セクションの革命委員会における委員ボドゥソン Bodson の報告を紹介しよう。ボドゥソンによれば、セクションの市民シュマンとタローが「国民公会の宣言」をセクション内のさまざまな場所で公表し、「カランドル通り〔現在は存在しないが、サン・ミッシェル広場とプチ・ポンのあいだにかつてあった通り〕に向かいあった門の鉄柵のところに着いて、教会の庭に入ろうとすると、約 200 人の兵士からなる部隊が妨害した。そこ

で、タローとシュマンが彼らに国民公会の宣言を読み聞かせた。このかん総評議会のメンバーで市長の書記のベルナールという名前の者が・・・われらの仲間〔タローとシュマン〕のほうに向かって叫んだ。ベルナールは、『人民の名において君を逮捕する』と叫びながら、宣言を読んでいたタローの頸部に飛びかかった。同時にシュマンが、『国民公会の名において君を逮捕する』と叫びながら、ベルナールの喉元をつかまえた。部隊を指揮していた指揮官は国民公会の宣言を尊重させ、ベルナールを連行させた。ベルナールに付き添っていた部隊はすぐにまちがいから醒め、ベルナールを見捨てたのだ。こうしてベルナールは、われわれの〔革命〕委員会に無理やり連れていかれた。Arrivés à la grille de la porte visavis la rue Calandre et voulant entrer dans la cour de la chapelle, une force armée denviron deux cent hommes si est opposée, Tarreau et Chemin leur ont alors donné lecture de la proclamation pendant ce moment le nommé Bernard membre du Conseil general et secretaire du maire, ... ont crié sur nos collegues, Bernard a sauté au collet de Tarreau qui fesoit la proclamation en lui criant, Je tarrete au nom du peuple, au meme instant Chemin a saisi Bernard a la gorge en luy criant, je tarrete au nom de la Convention nationale mais qui commandoit le detachement a fait respecter la proclamation et a laissé entrainer Bernard, la troupe qui laccompagnent detrompée a linstant a abandonné Bernard qui a été trainé a notre comité」[80]。

このように、コミューン側の人物とセクション側の人物との抗争において、みずからの言動を正当化する根拠は、おたがいにことなっていた。コミューン側の人物ベルナールにとって、相手を逮捕する根拠となっていたのは「人民」であった。他方、セクションの委員シュマンにとって、ベルナールを逮捕する根拠となっていたのは、「国民公会」であった。しかし自他の言動を正当化する根拠をめぐってのこの抗争は、意外なかたちで決着がつけられることになった。なぜなら、総評議会メンバーであるベルナールに従っていた部隊が、「国民公会の宣言」を尊重してベルナールを見放したからである。こうしてベルナールは孤立無援となり、逮捕・連行されることになった。自他の言動を正当化する根拠としての「国民公会」という観念をまえにしては、権力の正当性の根拠としてかつて大きな力を発揮した「人民」の観念は、すっかり影がうすくなっていたといえよう。すでにみたように、第５軍団司令官のミュロが所属司令官宛の指令書を「〔共和国の〕統一の中心であり、あらゆる善良な市民の結集点である国民公会名で」書き、その理由を「国民公会の名前を出すだけでも、時間がなくて書いたものを補ってくれるだろうと思った」からだ、と述べていたが、その見通しはまちがってはいなかったというべきであろう。上述の事例がしめすように、たしかに、「国民公会の名前を出すだけでも」、コミューン側の人物に従っていた兵士の政治的態度が一変することがあったからである。

以上のように、コミューン側の人物とセクション側の軍人組織との接触によって実現した両者の言説のやりとりから争点として浮かび上がるのは、国民公会が制定した法やそれに由来する指令、そして共和国の中心としての国民公会という観念であり、それらが軍人組織の行動を正当化する根拠となっていたことであった。その点で、軍人組織の言動を正当化する根拠は、

文民組織の言動を正当化する根拠とまったく同じであったといってよい[81]。

とはいえ、軍人組織のばあい、自他の言動を正当化する根拠として重要なのは、そのような法や共和国における「国民公会」の中心性だけでなく、みずからに課された指令であり、その合法性や真偽であった。軍人組織には固有の指揮命令系統があり、組織としての軍人組織の機能は、指令の遵守によって保証されていたからである。そして軍人組織にとって指令とその合法性や真偽が重要であったことも、セクションの軍人組織とコミューン側の人物との言説のやりとりから浮かびあがる点であった。タンプル・セクションの司令官は、革命委員会でこう述べている。テルミドール9日午後3時にコミューンのメンバーであるタルボ Talbot の求めでコミューンにいったところ、アンリオからコミューンと彼の指令にだけ従えという指令をうけたため、「文書による指令 cet ordre par ecrit を要求した」。しかし「口頭での指令 des ordres verbaux しか与えることができない」とアンリオにいわれたため、セクションにもどって革命委員会に報告した、と。その結果司令官は、委員会の意向で自分の部署にもどることになったのである[82]。

しかし、軍人組織における指揮命令系統と指令の重要性をとりわけ象徴的にしめすのが、ロンバール・セクションの第一中隊長クヴルーの報告である。彼はこう述べている。「わたしは、副官の署名のある指令書によってある部隊を指揮して市庁舎にいく役目を課された。わたしは市庁舎にいき、そこにとどまった。5時半ごろ、ポパンクール・セクション所属の予備隊を指揮していたある上官が、わたしのところに来て、われわれに出発するよう口頭での指令をあたえた。わたしは彼に、文書による指令が必要だと指摘した。彼はすぐにそれを送ろうと答えたが、これは彼のほうからは実現されなかった。7時ごろ、ある司令官がやってきて、わたしに知らせることなく・・・200人の部隊を引き連れてゆこうとした。わたしはそれに気づき、この部隊の指揮官としてのわたしに問い合わせるべきだ、と主張して全力で反対した。われわれは言葉を交わした。彼は、君は悪い市民だ、市長に文句をいうぞ、国民公会によって逮捕されたばかりのロベスピエールと他の何人かの良き議員を解放するためのものだ、といいながら、名前、等級、セクション名をわたしにたずねた、わたしは彼に、自分は法しか認めない、法にしか従わない、さらに自分は、ロンバール・セクションの第一中隊長クヴルー Quevreux という名前だ、といった。／8時ごろ、コミューンのメンバーでかつ警察局員、そしてわがセクションの市民ルリエーヴルが、ある上官とともにあらわれて、他の2セクション〔の部隊〕とともに、2，3門の大砲を先頭にして彼の後について市庁舎にいくように私に命じた。わたしは彼に、指令書を受けとっていないと指摘した。それにたいして彼は、時々刻々変わることがあると答えた。市庁舎で指令書をもらえるだろうと思って、わたしは心穏やかだった。J'ai été chargé par un ordre signé de ladjudant major de commander un détachement et de me rendre à la maison commune. Je me suis rendu, nous y avons resté et sur les 5 heures le 1/2 un officier superieur qui commandoit a la reserve qui est de la section de Popincourt vient me donner un ordre verbal de nous faire partir. Je lui ai representé quil me la falloit par écrit, il

m'a fait reponse quil alloit me l'envoyer, ce qui n'a pas été fait de sa part, sur les 7 heures un commandant vient me prendre ..... un détachement de 200 hommes sans m'en prevenir, Je m'en apperçois et je me oppose de toute mes forces en lui disant qu'il falloit quil sadressat a moi comme commandant du détachement, nous primes de mots et m'a demandé mon nom mon garde et le nom de ma section me disant que je sois un mauvais citoyen quil en feroit ses plaintes au maire que cétoit pour delivrer Robespierre et plusieurs autres bons députés que la Convention venoit de métre en etat d'arestation. Je lui ai dit que je ne connois que la loy et que je nobeirai qu'à la loi, qu'au surplus que quand a moi moi je m'appelois Quevreux capitaine de la premiere compagnie de la section des Lombards. ／ Sur les 8 heures le citoyen Lelievre de notre section, membre de la Commune et administrateur de police se presente avec un officier superieur et me dit que jallois le suivre avec deux autres sections et deux trois pieces de canons à notre tête et nous rendre a la mairie, je lui ait representé que je n'avois point l'ecrit dordre, il m'a fait reponse que d'un moment à l'autre il pouvoit être changé et que je soit tranquil que l'on me le donneroit à la mairie」(83)

このロンバール・セクションの中隊長クヴルーの報告にみられるように、軍人組織において重要なのは、法と法に由来する指令とその合法性であった。クヴルーが、「副官の署名のある指令書によってある部隊を指揮して市庁舎にいく役目を課された」がゆえに、指令の重要性がいっそうきわだったのかもしれない。クヴルーは、自分がひきいる部隊を無断で動かそうとした「ある司令官」に対して猛烈に抗議し、ロベスピエールらを解放するための動員だ、という司令官の説明にたいしても「自分は法しか認めない、法にしか従わない」と応じている。そして法に由来する指令の合法性にも厳密である。「口頭での指令」には従わず、「文書による指令が必要だ」と主張しているからである。しかしながら逆に、指令の合法性が確保されていれば、それ以外のことには無頓着である。そのことは、市庁舎で「指令書」をうけとって、安心して指令に従っている点からもうかがえよう。軍人組織には、文民統制に服すとともに、軍隊の指揮命令系統のもとで合法的な指令に無条件にしたがう習性のようなものが少しずつ形成されつつあったのであろう。

六　軍人組織における政治的態度の変化の契機

以上、パリの48セクションの96の軍人組織（国民衛兵、砲兵）がテルミドール9日にどのように行動し、どのような契機で国民公会支持に転じたのか、という点に焦点を当てて検討してきた。その結果をもう一度簡単にふりかえっておこう。

まず、48セクションのうち24セクションは、国民衛兵も砲兵もグレーヴ広場に派遣された様子がみられないセクションであり、その意味でコミューンに与することがなかったセクションであった。具体的には、アルスナル、ボンディ、ボンヌ＝ヌゥヴェル、ブリュチュス、シ

ャリエ、シャンゼリゼ、コントラ＝ソシアル、フォブール＝モンマルトル、フォンテーヌ・ドゥ・グルネル、ガルド＝フランセーズ、ギヨーム＝テル、アール・オ・ブレ、アンディヴィジビリテ（司令官だけ誓約）、ルペルチエ、メゾン・コミューヌ、モンターニュ、モン＝ブラン、モントルィーユ、ピク、レピュブリク、レヴォリュショネール、タンプル、チュイルリ、ユニテの24セクション（推定もふくむ）である。

これら24セクションのうち、下線でしめした16セクションは、文民組織のいずれもが委員をコミューンに派遣しなかったセクションであった。それらの16セクションでは、文民組織と軍人組織とのあいだに密接な関係が維持され、軍人組織の動員は文民組織の了解や指示のもとで対処がなされた。そのような文民統制の結果として、これら16セクションでは国民衛兵も砲兵もコミューンの派遣指令に応じることがなかったのである。他方、これら16セクション以外の8セクションは、文民組織のうちひとつ以上の組織がコミューンに委員を派遣したセクションであった。その意味でこれらの8セクションでは、コミューンの派遣要請にたいする文民組織と軍人組織の対応にズレがあったということになる。しかしこのズレは、文民統制が機能しなかったことを意味するものではなかった。これらの8セクションのうち6セクション（シャリエ、コントラ＝ソシアル、フォブール＝モンマルトル、アンディヴィジビリテ、メゾン・コミューヌ、モントルィーユ）は、軍人組織が文民組織に服してコミューンの派遣指令に応じることがなかったにもかかわらず、文民組織が情報収集などの理由で委員を市庁舎に派遣したのである。そして残りの2セクション（ボンディ、ガルド＝フランセーズ）でも、ひとつ以上の文民組織がコミューンの誓約要請に応じて委員を市庁舎に派遣したにもかかわらず、文民統制とは別個に、軍人組織の指揮命令系統やネットワークが機能したために、軍人組織はグレーヴ広場に派遣されることがなかったのである。

パリの48セクションのうち、以上の24セクションの軍人組織がコミューンの派遣指令に応じなかったか、応じた形跡がないのにたいして、残りの24セクションのばあいは、国民衛兵か砲兵の少なくともどちらかがコミューンの派遣指令に応じた。そのセクション名と組織名を具体的にしめせば、アミ・ドゥ・ラ・パトリ（国民衛兵・砲兵）、アルシ（国民衛兵・砲兵）、ボン＝コンセイユ（砲兵）、ボネ＝ルージュ（砲兵）、シテ（国民衛兵）、ドゥロワ・ドゥ・ロム（砲兵）、フォブール・デュ・ノール（砲兵）、フィニステール（国民衛兵）、フラテルニテ（国民衛兵・砲兵）、グラヴィリエ（国民衛兵）、オム＝アルメ（国民衛兵・砲兵）、アンヴァリド（砲兵）、ロンバール（国民衛兵・砲兵）、マラ（国民衛兵）、マルシェ（砲兵）、ミュゼアム（国民衛兵）、ミュチユス＝セヴォラ（砲兵）、オプセルヴァトワール（国民衛兵・砲兵）、パンテオン・フランセ（砲兵）、ポワソニエール（国民衛兵）、ポパンクール（砲兵）、キャンズ＝ヴァン（砲兵）、レユニオン（国民衛兵）、サン＝キュロット（砲兵）の24セクション30組織ということになる。

従来の研究では、これら24セクション30組織――グラヴィリエ・セクションの国民衛兵をのぞく――は、コミューンの派遣指令に応じてグレーヴ広場に出動したことをもって「コミュ

ーン派」とされてきた。この従来の解釈が、一定の妥当性をもっていることは確かである。というのも、これら24セクション30組織の多くは、文民組織の了解がないにもかかわらずコミューンの派遣指令に応じたという点で、文民統制を逸脱していたからであった。文民組織の了解のもとで軍人組織がグレーヴ広場に派遣された4セクション6組織（アルシの国民衛兵・砲兵、アミ・ドゥ・ラ・パトリの国民衛兵・砲兵、シテの国民衛兵、ミュゼアムの国民衛兵）も、文民組織による「文書での指令」なくしてコミューンの派遣指令に応じたという点で、厳密には違法であった。

しかしながら、文民組織による「文書での指令」なくコミューンの部隊派遣指令に応じることが違法だという認識がなければ、コミューンの指令に応じることは国民公会支持と両立しえた――すくなくとも、国民公会に反旗をひるがえすことを意味するとは思っていなかった――のではないかと思われる。24セクション30組織のうち、ミュチユス＝セヴォラ（砲兵）、ドゥロワ・ドゥ・ロム（砲兵）、ポワソニエール（国民衛兵）の3セクション3組織をのぞく21セクション27組織のばあいは、国民公会の指令（アンリオの指令に従うな）よりもコミューンの部隊派遣指令がはやくとどき、「コミューンの反乱」を知りえなかったから、なおさらであった。すでにしめしたように、軍団司令官から一介の兵士にいたるまで、コミューンが国民公会にたいして反乱しているとは思わず、コミューンの指令に従いながらも国民公会の指令に従っていると確信していたのである。

したがって、24セクション30組織の軍人組織がコミューンの派遣指令におうじてグレーヴ広場に出動したからといって、これらの軍人組織がコミューンを支持したことをただちに意味するわけではなかった。じっさい、コミューンの派遣指令におうじた24セクション30組織のうち20セクション24組織は、コミューン経験（さらには「アンリオ解放」への参加）をとおしてある時点でコミューン認識を変え、セクションに帰還したり、国民公会防衛に向かったりしたのである。これら20セクション24組織が国民公会支持に転じることになった契機はさまざまであった。その内訳を具体的にしめせば、「祖国を防衛する宣誓」だけでなく署名をもとめられたことによるものが2セクション3組織（フラテルニテの国民衛兵・砲兵、マラの国民衛兵）、国民公会の指令（アンリオの指令に従うな）や「コミューンは法の外におかれた」という法令をコミューンで知ったことによるものが3セクション4組織（フィニステールの国民衛兵、ロンバールの国民衛兵・砲兵、レユニオンの国民衛兵）、コミューンやアンリオの「裏切り」などと形容されるコミューン経験（さらには「アンリオ解放」）によるものが6セクション7組織（ボン＝コンセイユの砲兵、ボネ＝ルージュの砲兵、オプセルヴァトワールの国民衛兵・砲兵、ポワソニエールの砲兵、サン＝キュロットの砲兵、キャンズ＝ヴァンの砲兵）、「ロベスピエールの護衛」を頼まれたことによるものがシテ・セクションの国民衛兵、コミューン経験にくわえて「アンリオ解放」に参加したことによるものが3セクション4組織（アミ・ドゥ・ラ・パトリの国民衛兵・砲兵、マルシェの砲兵〔推定〕、ミュチユス＝セヴォラの砲兵）、セクションの文民組織や司令官の指令によるものが4セクション4組織（フォブール・

デュ・ノールの砲兵、グラヴィリエの国民衛兵、ミュゼアムの国民衛兵、パンテオン・フランセの砲兵)、国民公会支持に転じることになった契機が史料的に不明なのがアンヴァリド・セクションの砲兵ということになる。

これらの軍人組織は、コミューン側の人物の言動を見聞するという具体的経験をとおしてコミューン認識が変化し、国民公会支持に転じた点に、最大の特徴があった。その点で、市庁舎に派遣した委員の報告や国民公会側の指令などを契機として国民公会支持に転じた文民組織とは、決定的にことなっていた。セクションの文民組織や司令官の指令に従ってセクションに帰還したようにみえる4組織でさえも、その前提として、コミューン経験によるコミューン認識の変化があったはずであった。

以上の20セクション24組織は、コミューン経験をとおしてある時点でコミューン認識を変え、セクションに帰還したり、国民公会防衛に向かったりした。では、それ以外の4セクション6組織（アルシの国民衛兵・砲兵、ドゥロワ・ドゥ・ロムの砲兵、オム＝アルメの国民衛兵・砲兵、ポパンクールの砲兵）はどうだったのだろうか。

たしかに、これらの4セクション6組織は、セクションに帰還した形跡も見られないし、セクションなどの指令で国民公会防衛に向かった様子もない。アルシとオム＝アルメの2セクションの国民衛兵と砲兵は、コミューンの指示でテルミドール10日の夜まで国家財務局の警備についていた。したがってこの2セクションの国民衛兵・砲兵のコミューン認識は、基本的に当初から変化していないと思われる。けれども、アルシ・セクションの司令官がコミューンの「裏切りの意図」などつゆとも思わず、国家財務局を「確実な人間の手にゆだねるのは重要だ」と考えて警備につき、オム＝アルメ・セクションの兵士たちが「この部署を国民公会の指令があるまで離れない」と宣言したように、両セクションの国民衛兵と砲兵は、コミューンの指示に従いながらも国民公会のために行動しているのだ、と当初から信じていたふしがある(本論19、27頁)。また、ポパンクール・セクションの砲兵は、国民公会前の広場（カルーゼル広場）で部署についていたことが確認されている（本論26頁)。これは、ポパンクール・セクションの砲兵が「アンリオ解放」に参加してコミューン認識を変え、国民公会を防衛するために（グレーヴ広場にもどらずに）カルーゼル広場にとどまったためだと想定されよう。結局のところ、コミューン経験によってもコミューン認識に変化がみられず、コミューン支持を変えなかったことが確実な組織は、ドゥロワ・ドゥ・ロム・セクションの砲兵21人だけだったということになる。その結果として彼らは、司令官への「頑強な不服従」と「反乱」の廉で逮捕されることになるのである（本論29～30頁)。

したがって、コミューンの派遣指令に軍人組織が応じたからといって、それじたいがこれらの組織の最終的なコミューン支持を意味したわけではなかった。すでにしめしたように、コミューンの派遣指令に応じた24セクション30組織のうち20セクション24組織は、コミューンでのさまざまな経験（さらには「アンリオ解放」）をとおしてコミューン認識を変え、国民公会支持に転じたのである。そして残りの4セクション6組織にかんしては確実なことはいえな

いとはいえ、コミューン支持に固執しつづけたことが確実な軍人組織は、ひとりドゥロワ・ドゥ・ロム・セクションの砲兵だけだったわけである。

コミューンに出動した軍人組織がそのように国民公会支持へと政治的態度を変えるさいの契機となっていたのは、つまり自己の言動を正当化する根拠となっていたのは、セクションの文民組織とおなじく、国民公会が制定した法やそれに由来する指令、そして共和国の中心としての国民公会という観念であった。それをもっとも象徴的にしめすのが、「アンリオ解放」に参加したミュチユス＝セヴォラの砲兵が、国民公会への砲撃を命じられたさいにそれを具体的な行動によって拒否した点であろう。そして「コミューンの指令を受けたときには行進しなければならない」と繰りかえしたフォンテーヌにたいして、「しかしながら国民公会がわれわれの結集点であり、われわれは国民公会の指令によってのみ行進すべきだ」、と答えたという事実であろう。軍人組織においても、共和国における国民公会の中心性はきわだっており、コミューンよりも国民公会のほうが上位の権力であるという、権力機関の上下関係をめぐる「権力地図」が定着していたのである。しかし同時に、軍人組織の言動を正当化する根拠として重要だったのは、すでにふれたように、みずからに課された指令であり、その合法性や真偽であった。

軍人組織の言動を正当化する根拠としての命令とその合法性や真偽は、コミューンの派遣指令に応じることがなかったセクションの軍人組織にとっても重要であった。たとえば、ブリュチュス・セクションでは、多くのセクションで召集太鼓がならされているとの報告がなされたさいに、司令官ヴァレらは「われわれは召集太鼓をならす指令をもらっていない que nous n'avions point dordres pour faire rapeller」と答え、情報をもとめて革命委員会におもむいている[(84)]。また、チュイルリ・セクションでは、副司令官が民事委員会で第3軍団司令官マチス署名の公安・保安委員会の通達（アンリオの指令に従うな）を受けとったが、開封されていたので通達の真偽を確認するためにわざわざマチスに問い合わせている[(85)]。

コミューンの派遣指令に応じた軍人組織においても、命令とその合法性や真偽がつねに問題とされた。すでにみたように、サン＝キュロット・セクションの司令官は、5時ごろにうけとったアンリオの指令（市門閉鎖）は署名がないので実施せず、その30分後にとどいた市長と書記の署名がある市門閉鎖の指令は実行している（本論22～23頁）。グラヴィリエ・セクションの司令官マルタンも、コミューンへの部隊派遣をもとめる口頭での指令には応えず、その後に受けとった同様の指令は、「文書による指令」だったために従っている（本論23頁）。また、フォブール・デュ・ノール・セクションの砲兵隊長は、市庁舎に大砲を送れという指令書に封印と署名がないという理由で、砲兵の出動を断った（本論26頁）。そしてオプセルヴァトワール・セクションの司令官シュレが「国民公会におもむくこと」をしなかった理由も、「そこに行進することをわたしに命じる書類がなく、存在するといわれる新たな指令もないから」であった（本論38～39頁）。

以上のように、軍人組織の言動を正当化する根拠となっていたのは、国民公会が制定した法

や共和国における「国民公会」の中心性だけでなく、みずからに課された指令であり、その合法性や真偽であった。軍人組織にとって、指令とその合法性はきわめて重要であり、それが、軍人組織の行動一般、さらにはグレーヴ広場への「出動」やセクションへの「帰還」を左右する一面をもったのである。

おわりに

これまで本稿では、テルミドール9日のクーデタにおいてパリの48セクションの軍人組織がどのような契機で国民公会支持に転じ、それをどのような言説で正当化したのかという点に焦点を当てて検討してきた。とりわけ、コミューンの派遣指令に応じてグレーヴ広場に出動し、これまで「コミューン派」と解釈されてきた国民衛兵や砲兵の行動と言説に注目して、詳細な検討をおこなった。その結果として明らかになったのは、国民公会がさだめた法やそれに由来する指令、そして国民公会（とその内部の公安・保安委員会）の中心性が、コミューンの派遣指令に応じたかどうかを問わず、軍人組織がみずからの言動を正当化する根拠となっていたということであった。と同時に明らかになったのは、コミューンの派遣指令に応じてグレーヴ広場に向かった軍人組織はほとんど、コミューンでのさまざまな実体験（さらには「アンリオ解放」）をとおしてみずからコミューン認識を変え、国民公会支持に転じたということであった。

したがって、これまで主張されてきたように、コミューンの派遣指令に応じてグレーヴ広場に向かった国民衛兵や砲兵は、かならずしも「コミューン派」を意味するわけではなかった。グレーヴ広場に出動した24セクション30組織のうち、ドゥロワ・ドゥ・ロム・セクションの砲兵、さらに確実なことはいいにくい3セクション5組織をのぞく20セクション24組織は、コミューン経験をとおしてコミューン認識を変え、国民公会支持に転じたからである。さらに、テルミドール9日の午後7時ごろから午後10時ごろまでは、蜂起コミューン側が軍事的に圧倒的に優勢であったため、蜂起が失敗した根本的な原因は、蜂起を先導しなかったロベスピエールらコミューン側の指導者にあった、という従来の見解も、妥当性を欠いているといえよう[86]。そもそも、コミューンの派遣指令に応じた軍人組織は、司令官から一介の兵士にいたるまで、コミューンの指令に従いながらも「国民公会の指令に従っている」「国民公会といっしょに歩んでいる」と信じていた。このような状況認識は、「アンリオ解放」に参加した国民衛兵や砲兵にも共有されていたものであった。アミ・ドゥ・ラ・パトリ・セクションの国民衛兵や砲兵は、「国民代表の防衛」のために国民公会に向かっていると信じていたにもかかわらず、自分たちの行動は「国民公会にたいして蜂起している」ことを意味するのだと気づいた時点で、コミューン認識を変え、セクションに帰還することになった。そしてミュチユス＝セヴォラ・セクションの砲兵は、国民公会への砲撃準備の指令にたいして砲撃を不可能にする行動をとり、コミューンの指令に従うべきだという参謀副官フォンテーヌに対しても、「国民

公会がわれわれの結集点であり、われわれは国民公会の指令によってのみ行進すべきだ」と答えて、コミューンの指令に従うことを拒否したのである。じっさいにコミューンによって下された国民公会への攻撃指令がこのように拒否されたことを考えれば、ロベスピエールらコミューン側の指導者が蜂起を先導したとしても、蜂起が成功した可能性は限りなく低かったといえよう。

最後に、本稿の検証結果をもとに、「テルミドール9日のクーデタ」のあらましを暫定的に再構成しておきたい。

共和暦二年テルミドール九日（一七九四年七月二七日）、ちょうど正午ごろ、国民公会の演壇に立ったサン＝ジュストは演説をさえぎられ、つづいてロベスピエールとその仲間にたいする告発がつづくなか、午後4時ごろ、ロベスピエールら5人の逮捕が決定される。このニュースをうけてパリ・コミューン総評議会が5時半に招集され、国民公会にたいする蜂起をパリ市民によびかける。すでに、アンリオの指令（部隊派遣）やフォンテーヌの指令（砲兵・大砲）が、午後3時半から6時半にかけて第1軍団と第6軍団に所属するセクションの軍人組織を中心にとどいていた。この指令に応じて部隊をグレーヴ広場に派遣したのは、わずか13セクションにすぎなかったが、それでも午後7時には、11セクション二千人ぐらいの国民衛兵と29門の大砲を装備した15セクションの砲兵がグレーヴ広場に集結し、この時点でのコミューン勢力は、国民公会勢力よりも優勢であった。しかも、逮捕されたロベスピエールらも解放され、コミューン総評議会につぎつぎと合流する。これに対して、国民公会側の対応は迅速であった。午後10時半ごろ、ロベスピエール派を「法の外におく」（裁判なしで処刑する）ことを決定し、議員のなかで唯一の軍人であったバラースにパリの国民衛兵の指揮がゆだね、国民公会の決定を説明して支持を得るためにセクションに委員を派遣したのである。これにたいしてロベスピエールらは、グレーヴ広場の部隊に命令をくだすことに躊躇していた。

いっぽう、グレーヴ広場に集結していた国民衛兵や砲兵も、午後10時ごろまでには、コミューンでのさまざまな経験（さらには「アンリオ解放」への参加）をとおしてコミューン認識を変え、国民公会の防衛に向かったり、セクションに帰還したりしはじめる。コミューン側は、軍人組織のセクションへの帰還をくいとめるため、糧食や報酬を提供しようと申し出たが、糧食の提供の申し出は「軽蔑」され、報酬の提供は「自分たちは金のための兵士ではない」として拒否され、軍人組織のセクションへの帰還を阻止することはできなかった。とはいえ、軍人組織のセクションへの帰還じたいも、さほど容易ではなかった。ふたたび、第6軍団司令官オリヴィエの証言を聞こう。

「われわれは、部隊を退出させるのに特別な困難を味わった。真夜中12時ごろにも、まだ部隊はあの場にとどまっているとわれわれは知らされたほどである。うまく退出した将校がそのことをわたしに知らせに来て、何をなすべきかとたずねた。わたしは、部隊を退出させるためにできることはすべておこなうよう彼に促した。この将校がそこに戻ってとった行動と部隊に語りかけたさいの断固とした口調によって、部隊をとどまらせるために出口に配置された歩哨

に打ち勝ち、このおぞましい悪の巣窟から退出することができたのだ。Nous éprouvûmes une dificulté singulier a pouvoir retiré nos troupes, au point que sur le minuit l'on vint nous avertir qu'ils étoient retenus dans ce lieu. Un officier qui avoit eu l'adresse de s'échapper vint m'annoncer cela et me demada ce quil avoit a faire. Je les invite de faire tous ce qui seroit a son pouvoir pour en sortir en effet, l'activité qu'employa cette officier et la fermeté avec laquelle il parla a son détachement lorsquil y fut retourné, fit quil forca les sentinelles que lon avait mis aux issues pour les réténir et sortir de cette infames repaires」[87]

このように、国民衛兵や砲兵をセクションに帰還させることも容易ではなかった。国民衛兵部隊のなかには真夜中の1時すぎまで広場にとどまらざるをえない部隊もあったのである。最後の兵士がグレーヴ広場を後にしたのは、テルミドール10日の午前1時半ごろであった。こうして、午前2時ごろ、バラースが指揮する部隊はなんなく市庁舎におしいり、ロベスピエールらを再逮捕したのだった。そして、その日の夕、ロベスピエールは、21人の仲間とともに、36年のみじかい生涯を断頭台上に終えることになるのである。

注

(1) Sainte-Claire Deville, P., *La Commune de l'an Ⅱ: Vie et mort d'une assemblée révolutionnaire,* Paris, Plon, 1946 ; Soboul, A., *Les Sans-culottes parisiens en l'an Ⅱ: Mouvement populaire et gouvernement révolutionnaire* (*1793-1794*), Paris, Clavreuil, 1958, pp. 996-1025. なお、テルミドール9日のクーデタにいたるまでの国民公会と公安・保安両委員会の動きについては、Brunel, F., *1794: Thermidor,* Bruxelles, 1989 を参照。

(2) *Atlas de la Révolution française 11 Paris,* sous la direction de Ducourdray, E., Monnier, R., Roche, D., Paris, Éditions de l'EHESS, 2000, p. 66.

(3)一般的には la garde nationale の意味で la force armée が使用されているので、la force armée を「国民衛兵部隊」と訳した。拙著『「テルミドール9日のクーデタ」とは何だったのか』(以下では、『テルミドール9日』と略記) 一橋大学社会科学古典センター、2011年、55頁を参照。

(4)ただし、16セクションのうち3セクションは部隊を派遣せず、司令官が市庁舎で誓約しただけであり、部隊を市庁舎に派遣したのは実質的には13セクションであった。部隊を派遣したセクションは、Amis de la Patrie, Arcis, Cité, Finistère, Fraternité, Homme-armée, Lombards, Marat, Museum, Observatoire, Panthéon français, Poissonière, Réunion の13セクション、部隊を派遣せず司令

官だけ誓約したセクションは、Indivisibilité, Sans-Culottes, Qinze-Vingt の 3 セクション。

⑸ Deville, *op. cit.*, p. 211; Soboul, op. cit., p. 1003. カルノーが市街戦において重要で危険な砲兵部隊を軍における火器の必要性を理由にパリから遠ざけようとしたため、テルミドール 9 日のクーデタの時点では 12 の砲兵隊がパリを離れていたと指摘されている。だがG・エルロの論文に依拠したこの指摘は、かなり問題である。Cf. Herlaut, G., "Carnot et les compagnies de canonniers des Sections de Paris au 9 Thermidor", *A. H. R. F.*, Vol., 23, 1951, pp. 9-16. まず、レヴォリュショネール・セクションとポン・ヌフ・セクションは同一セクションであるにもかかわらず（92 年 8 月～ 93 年 9 月までがポン・ヌフ、それ以後共和暦 3 年フリメールまではレヴォリュショネールと時期によって名称がちがう）、重複して数えられている。さらに、この重複をのぞく 11 の砲兵隊とは、シャリエ、シャンゼリゼ、フォブール・デュ・ノール、グラヴィリエ、オム＝アルメ、モントルィーユ、ミュゼアム、オプセルヴァトワール、ポワソニエール、レヴォリュショネール、タンプルの各セクションの砲兵隊であるが、この 11 セクションの砲兵隊のうち、クーデタへの関与が史料的に確認できないのは、シャリエ、グラヴィリエ、モントルィーユ、ポワソニエール、レヴォリュショネールの 5 セクションの砲兵隊にすぎない。残りの 6 セクション、つまりシャンゼリゼ、フォブール・デュ・ノール、オム＝アルメ、ミュゼアム、オプセルヴァトワール、タンプルの 6 セクションの砲兵隊は、コミューンと国民公会のどちらの側についたかは別にして、クーデタに参加したのである。ただし、この 6 セクションのうち、オム＝アルメ・セクションのばあいは（ソブールによれば、さらにシャンゼリゼ・セクションのばあいも）、砲兵ではないが、大砲を扱うことができる市民が大砲を動員したと考えられている。Cf. Deville, op. cit., p. 212; Soboul, op. cit., p. 1003.

⑹コミューン側についたのは、Amis de la Patrie, Arcis, Bon-Conseil, Bonnet-Rouge, Droits de l'Homme, FB. Nord, Fraternité, Homme-Armée, Invalides, Lombards, Marchés, Mutius-Scœvola, Obeservatoire, Panthéon français, Popincourt, Qinze-Vingts, Sans-Culottes の 17 セクション。

⑺国民公会側についたのは、Bondy, Bonne-Nouvelle, Champs-Elysées, FB.-Monmartre, Fontaine de Grenelle, Gardes-Françaises, Gravilliers, Guillaume-Tell, Halle au Bled, Lepeletier, Montagne, Mont-Blanc, Tuilleries の 13 セクション。なお、ソブール自身は 11 セクションとしているが、これはモンターニュ・セクションを数え落としたうえに、6 時から公安委員会の指令下にあったチュイルリ・セクションの部隊をくわえていないためであり、国民公会側についたのは全部で 13 部隊である。Soboul, *op. cit.*, pp. 1000, 1005. Cf. *Atlas de la Révolution française 11 Paris,* p. 66.

⑻ Soboul, A., *op. cit.*, p. 1012 ; Slavin, M., *The French Revolution in Miniature: Section Droits-de-l'Homme, 1789-1795*, Princeton, Princeton University Press, 1984, pp. 160, 165 ; *Atlas de la Révolution 11 Paris*, p. 66. これらの研究以後、B・バチコが、国民公会がロベスピエールたちを「法の外におく」という決定をくだした午後 10 時半には、街頭、とくにグレーヴ広場に、ロベスピエールが王になろうとしており、ルイ 16 世の娘と結婚する意志さえもっているといううわさが流布し、国民公会側の勝利を確実にした、と主張している。Cf. Baczko, B., *Comment sortir de la Terreur?: Thermidor et la Révolution,* Paris, NRF, 1989, pp. 17-23. このバチコの主張の妥当性についてはすでに論じたので、本稿では再論しない。松浦『テルミドール 9 日』53 ～ 54 頁を参照。

⑼ Archives nationales（以下では、A. N. と略記）, F^7 4433, plaq. 1, pièce 10.

⑽ A. N., AF II 47, dossiers 368, pièce 38.

⑾ A. N., F^7 4432, plaq. 1, pièce 25. Cf. Soboul, *op. cit.*, p. 997 ; Deville, *op. cit.*, p. 213.

⑿ *Archives Parlementaires*（以下、*A. P.* と略記）, *première série,* t. 80, Ed. du CNRS, pp. 629-635.

⒀ Deville, *op. cit.*, p. 197.

⑭ただし、事実認識としては従来の研究とちがいはない。Cf. Soboul, *op.cit.*, p. 1000, note (45).

⑮ A. N., F^7 2479 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 366, pièce 26.

⑯アルスナル・セクションの副司令官ヴァンスノ Vincenot による部隊の配備報告によれば、30 人の砲兵と 2 門の大砲がアルスナルに配備されていた。Cf. A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièce 4.

⑰ Courtois, E. B., *Rapport sur les événements du 9 thermidor an Ⅱ, précédé d'une préface en réponse aux détracteurs de cette mémorable journée, 8 thermidor an Ⅲ*, Paris, an Ⅳ, pp. 180-182.

⑱ A. N., F^7 4432, plaq. 3, pièce 3; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 365, pièce 45. なお、以下で原文を引用するばあいは、文法や綴りの誤りがあっても修正せず、原文をできるだけ忠実に再現している。

⑲ A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièces 19, 22 ; A. N., F^7 4432, plaq. 3, pièce 24.

⑳たとえば、ボンヌ＝ヌゥヴェル・セクションの副司令官（司令官は国民公会の警備で不在）は「セクションの革命的監視委員会に相談し、文書での許可を受けとったあとで d'après avoir consulté le comité de surveillance révolutionnaire de la section et ayant reçu l'autorisation par ecrit」召集太鼓をたたいているし（A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 39)、ピク・セクションの司令官も革命委員会の求めにおうじてしばしば世論の様子を報告している（A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 37 ; A. N., F^7 2475)。また、レヴォリュショネール・セクションにおける司令官と革命委員会、チュイルリ・セクションの副司令官と革命委員会とのやりとりも参照。A. N., F^7 4432, plaq. 9, pièce 30 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 365, pièce 52 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 32.

㉑ A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièce 2.

㉒ A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 16.

㉓ A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 21 ; A. N., F^7 4432, plaq. 4, pièce 24. A. N., F^7 2484 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 51. なお、ギヨーム＝テル・セクションの司令官デエ Deshayes は、6 時にコミューンからきた市門閉鎖指令は実施せず、8 時の誓約要請は文民当局とともに拒否した。アール・オ・ブレ・セクションの副司令官は、6 時の市門閉鎖指令は無視、6 時半のフォンテーヌの指令（砲兵・大砲）は拒否した後に革命委員会に報告している。Cf. A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 21; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 52.

㉔ A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 365, pièce 20.

㉕ A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 12.

㉖ A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 365, pièces 36-37 ; A. N., 79 ; A. N., 80.

㉗ A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièces 36-37 ; A. N., F^7 2511 ; A. N., W 79 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 365, pièce 15.

㉘ A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièce 16. なお、このセクションの砲兵は、隊長がアンリオなどと昼食をとったこと、革命軍の参謀本部と親密だったこと、アンリオの指令を部隊に知らせなかったこと、などの理由で、隊長を告発している。Cf. A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièce 15.

㉙ A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièce 31 ; A. N., F^7 4432, plaq. 5, pièce 35.

㉚ A. N., F^7 2521 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 366, pièce 24. なお、シャリエ・セクションの国民衛兵部隊がパンテオン・フランセ・セクションにやってきた理由はわからないが、シャリエ・セクションの部隊がコミューンに向かった形跡はない。Cf. A. N., F^7 2511.

㉛ Soboul, *op. cit.,* pp. 1002, 1004 ; Walter, G., *La conjuration du neuf Thermidor,* Paris, Gallimard, 1974, Troisième Partie, p. 155 ; Burstin, H., *Une Révolution à l'œuvre : Le faubourg Saint-Marcel (1789-1794)* Seyssel, Champ Vallon, 2005, p. 835.

㉜ *A. P.*, t . 80, pp. 629-635.

(33) A. N., AF II 47, dossiers 365, pièce 29 ; A. N., F^7 4432, plaq. 7, pièce 33. シテ・セクションの総会議事録には司令官ヴァネクの総会冒頭の発言が脱落しているという告発が、このセクションの住民ルブランによってなされている。脱落していると告発されたヴァネクの発言とは、国民公会において法的手続きが無視されてロベスピエールたち5人が逮捕されたという発言と、国民衛兵総司令官が人民の意志によって部隊の先頭にたっているという発言であった。松浦『テルミドール9日』10～11頁を参照。しかし同時にルブランは、「タンション〔史料ではタンシュー Tanchoux と表記されている〕が・・・わたし〔ヴァネク〕にロベスピエールの護衛をもちかけた。しかしわたしは、ロベスピエールはわたしの考えでは無実だが、彼がうけた容疑にかんして自分の無実を証明するよう配慮しなければならない、とタンションにのべて彼の提案を拒否した。わたしはアリストクラート呼ばわりされ、ロベスピエールはタンションに『あれが、君がわたしに話していた男なのか』といった」とヴァネクが発言したとしており、ヴァネクがロベスピエールの護衛を拒否したことは確実である。Cf. A. N., F^7 4432, plaq. 7, pièce 34.

(34) A. N., F^7 4432, plaq. 5, pièce 14 ; A. N., AF II 47, dossiers 367, pièces 47, 49. 第1軍団指令官フォコニエが公安委員会によって臨時の総司令官に任命されたのは、他の史料からも確認される。ユニテ・セクションの市民で第3軍団指令官マチス Mathis の報告を参照。A. N., AF II 47, dossiers 364, pièce 14. ただし、フォコニエがなぜ第2軍団所属のミュゼアム・セクションにやってきて兵士を要求し、コミューンに向かったのかは、よくわからない。結果的にフォコニエは、コミューンで「悪人」として逮捕されることになる。Cf. A. N., AF II 47, dossiers 365, pièce 8. なお、副司令官クレはテルミドール10日の革命委員会において、グレーヴ広場には第19中隊中尉ヴォワエンヌ Voyenne の指揮のもと約50人の兵士がいたと証言している。A. N., W 80.

(35) A. N., AF II 47, dossiers 366, pièces 20, 22.

(36) A. N., AF II 47, dossiers 367, pièce 5 ; A. N., F^7 4585, dossier Bance, pièces 12, 14 ; A. N., F^7 4775^{28}, dossier Thierry.

(37) A. N., AF II 47, dossiers 365, pièces 30, 32-33.

(38) A. N., AF II 47, dossiers 364, pièce 24.

(39) A. N., AF II 47, dossiers 365, pièce 44.

(40) A. N., F^7 4432, plaq. 4, pièces 29, 32 ; A. N., AF II 47, dossiers 367, pièce 52. なお、革命委員会の報告書には、午後9時半ごろ、司令官がコミューンの通達（誓約要請）を委員会に報告し、司令官だけがこの要請にこたえてコミューンにいった、と記されている。Cf. A. N., AF II 47, dossiers 367, pièce 53.

(41) A. N., AF II 47, dossiers 365, pièce 9.

(42) A. N., AF II 47, dossiers 366, pièces 7-10.

(43) A. N., AF II 47, dossiers 366, pièces 39-41 ; A. N., F^7 4432, plaq. 8, pièce 35. A. N., W 80. 民事委員会の議事録および民事・革命委員会メンバーと司令官の合同報告書によれば、民事委員会は、夜の9時半に情報収集のために2名の委員をコシューンに派遣するとともに、国民公会が危険な状態にないかを確認するために2名の委員を国民公会に派遣している。そしてこれらの委員の報告をうけて、200人の兵士と1門の大砲からなる部隊を国民公会に派遣したとしている。Cf. A. N., F^7 4432, plaq. 8, pièces 35, 38 ; A. N., AF II 47, dossiers 366, pièces 39-41.

(44) A. N., AF II 47, dossiers 366, pièce 27 ; A. N., F^7 4432, plaq. 6, pièce 3. なお、グラヴィリエ・セクションとグレーヴ広場との距離を考えれば、副官が急派されたとき、部隊はすでにグレーヴ広場に到着していた可能性が高いといえよう。

(45) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièce 18.

(46) A. N., F^7 4432, plaq. 6, pièces 27-29 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièces 46, 48.

(47) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 366, pièce 15 ; A. N., F^7 4432, plaq. 9, pièce 3 ; A. N., W 80. 革命委員会でも、11 時ごろに砲兵のひとりジュルダン Jourdain が砲兵の「困惑 l'embaras」を報告している。Cf. A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 366, pièce 16.

(48) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 366, pièces 29, 37.

(49) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 365, pièce 56 ; A. N., F^7 4432, plaq. 5, pièces 40-42, 44-45.

(50) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 366, pièces 1, 4-6. グレーヴ広場に派遣された兵士数は、革命委員会の報告（150 人）と民事委員会議長の報告（200 人）でことなっている。ただし、アルシ・セクションの司令官報告によれば、150 人である（本論 19 頁参照）また、兵士が大砲とともに国家財務局にむかった理由は、民事委員会議長による説明（本文）と革命委員会の説明では食い違っている。革命委員会の報告では、兵士たちはグレーヴ広場を支配する動揺に気づき、広場にとどまるよりも公共建造物を守るほうが有用だと考えて国家財務局に向かった、とされており、参謀本部の指令によってではなく、あくまで兵士の自主的判断でグレーヴ広場を離れたことになっている。Cf. A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 366, pièce 1. なお、グレーヴ広場に大砲をとりもどしにいった司令官がセクションに帰還したとき、大砲をともなっていなかった可能性が高い。というのも、アルシ・セクションの司令官報告にあるように、オム＝アルメ・セクションの国民衛兵部隊と砲兵は、夕方 5 時半には国家財務局に移動しており、そこで翌日夜 10 時まで警備についていたとされているからである（本論 19 頁参照）。

(51) A. N., F^7 4432, plaq. 10, pièce 4.

(52) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 366, pièces 42-43. Cf. A. N., F^7 4432, plaq. 4, pièce 32

(53) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 365, pièces 22, 24; A. N., F^7 4432, plaq. 8, pièces 3-4.

(54) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 366, pièces 47, 50; A. N., F^7 4432, plaq. 5, pièce 3.

(55) A. N., W 79 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièces 42-43; A. N., F^7 2496. なお、司令官が逮捕されたとき、「司令官の地位を剥奪すべきではない、司令官が有罪であるかどうかを決定するのはセクションだ que l'on ne devoit pas me degrader, que cetoit a la section a le faire si j'étois coupable」と主張した第 8 中隊の少尉ミション Michon, sous lieutenant de la 8e compagnie も同時に逮捕されている。Cf. AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièces 42.

(56) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 46.

(57) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 22 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièce 5 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 46 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 366, pièce 27 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièce 31 ; A. N., F^7 4432, plaq. 6, pièce 27 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièce 18 ; A. N., F^7 4432, plaq. 5, pièce 43. もちろん、第 6 軍団司令官オリヴィエが国民公会の召還にただちに応じ、副官たちにコミューンの指令を実施させることがなかったならば、その後の事態はことなった展開をとっていたであろう。しかしオリヴィエは、副官たちに自己の任務をゆだね、第 6 軍団所属セクションの司令官にグレーヴ広場への部隊派遣を指示する指令書に署名したのである。

(58) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 365, pièce 29 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 365, pièce 9 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 366, pièce 42 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 22 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 366, pièce 10 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 366, pièce 24 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 365, pièce 44 ; A. N., F^7 4432, plaq. 10, pièce 4 ; A. N., F^7 2511.

(59)たとえば、第 6 軍団所属のフォブール・デュ・ノール・セクションの司令官は、午後 6 時半すぎに、

ボンディ・セクションの副司令官と第6軍団司令部にいき、軍団司令官のコミューンにたいする懸念を聞かされたとき、こう報告している。「そこで〔第6軍団司令部で〕ボンデイの司令官と自分は、軍団の他の司令官とおたがいに連絡をとり、一致して行動することを約束し、グラヴィリエの司令官とアミ・ドゥ・ラ・パトリの司令官への通達をもって退出した。その通達は、軍団司令部にしばしばおたがいに集合して、事件について連絡をとりあい、一致して行動することを彼らに促すためのものだった。là le commandant ainsi que celui du Bondy se sont promis de se communiquer et de se concerter avec les autres commandants de la legion et se sont retirés en portant une lettre au commandant des Gravilliers et a celui des Amis de la patrie pour les inviter a se reunir souvent au meme lieu, tous pour communiquer les evenements que pour se concerter.」その後も、フォブール・デュ・ノール・セクションの司令官はセクションと軍団司令部を往復し、コミューン経験によってコミューンの反乱を認識した第6軍団司令官と、国民公会の指令によってのみ部隊を動かすことで合意している。Cf. A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 365, pièce 56.

(60) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièce 41. アンリオの指令に従うことを禁じる公安・保安委員会の正式の指令をミュロが副官から受けとったのは、夜8時半ごろだった。したがって、ミュロによれば、「2時間以上前に上記の指令と合致する指令をあたえていたIl y avoit alors plus de deux heures que j'avois donné des ordres conformes à l'arrêté ci-dessus」のである。

(61) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 14.

(62) *Atlas de la Révolution française 11 Paris*, p. 68によれば、1792年8月19日の法によって、パリの48セクションの国民衛兵は、それぞれ8セクションからなる6軍団に組織され、48セクションによって選出される総司令官とともに、パリ市の指揮のもとにおかれた。しかし同じ頁に掲載されている地図では、第2軍団が7セクション、第3軍団が9セクションから成っており、地図には明らかなまちがいがある。この地図において第2・第3軍団以外の4軍団をそれぞれ構成する8セクションがすべて正確だとすれば、地図で第3軍団を構成している9セクションのうち1セクション（おそらく第2軍団に隣接するミュゼアム・セクション）は、第2軍団に所属するはずであるが、今はそれを確認する手立てがない（*A. P.* や *Moniteur* も調査したが、6軍団のセクション構成については不明である）。上記の著作の編者のひとり、レイモンド・モニエ氏にこの点を問いただしたところ、当該地図の責任者（Emile Ducoudray）はすでに亡くなっており、しばしば典拠として用いられてきた地図（たとえば、Bédollière, *Histoire de la garde nationale,* Paris, 1848）もまちがっているが、ミュゼアム・セクションを第2軍団に加えるのが妥当であろうという返答であった。本稿でも、ミュゼアム・セクションは第2軍団を構成するセクションとみなして、とりあえず議論をすすめたい。

(63) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 14 ; A. N., W 80 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 365, pièce 22.

(64) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 366, pièce 29, 37 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièces 24-25 ; A. N., W 79 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièce 42 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 366, pièce 5.

(65) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 365, pièces 30, 32-33 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 366, pièce 47 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièce 52 ; A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièce 49.

(66) たとえば、ブリュチュス・セクションでは、午後6～7時に第4軍団司令官シャルダン Chardin の指令（アンリオの指令に従うな）を司令官ヴァレ Vallet が受けとったが、その時点でセクションの態度はすでに国民公会支持で固まっていた。また、モンターニュ・セクションでは、革命委員会のメンバーのひとりが夕方4時に国民公会からもどってその法令（ロベスピエールらの逮捕）について報告したため、委員会は全メンバーに部署にとどまることを指示している。Cf. A. N., AF Ⅱ 47,

dossiers 364, pièce 5 ; A. N., F^7 4432, plaq. 4, pièce 6 ; A. N., AF II 47, dossiers 367, pièces 11-12 ; A. N., F^7 4432, plaq. 3, pièce 31.

(67) A. N., AF II 47, dossiers 367, pièce 41.

(68) A. N., AF II 47, dossiers 364, pièce 46.

(69) A. N., AF II 47, dossiers 366, pièce 42.

(70) A. N., F^7 4432, plaq. 10, pièce 4.

(71)ソブールによれば、ボン＝コンセイユ、マルシェ、ポパンクール、キャンズ＝ヴァン、ミュチユス＝セヴォラの5セクションの砲兵が「アンリオ解放」に参加した。Cf. Soboul, *op. cit.*, p. 1004. この5セクションのうちミュチユス＝セヴォラ・セクションの砲兵の「アンリオ解放」への参加は史料的に確認できるが、それ以外のセクションの砲兵については、あくまで推定である。しかしこれ以外に、アミ・ドゥ・ラ・パトリ・セクション（さらにはパンテオン・セクション）の砲兵も、「アンリオ解放」に参加した可能性が高い。このセクションの砲兵の動きについては、A. N., F^7 4585 dossier Bance も参照。

(72) A. N., W 80.

(73) A. N., F^7 4432, plaq. 9, pièce 3. なお「11門の大砲があった」とする中尉補・カルリエの証言からすると、すくなくとも6セクションの砲兵が「アンリオ解放」に参加したことになる。

(74)もちろん、22証言がすべてティエリに好意的なのではなく、やや不利な証言も存在する。ある中隊長は、事態の意味を知って、「自分たちは部署についておらず、国民公会に対して反乱しているようにみえると司令官のティエリに進言し、それにたいして司令官ティエリは彼に説明すべきことはなにもないといったこと、当該の申立人〔中隊長〕の二度目の要求にたいして当のティエリが市長の命令に従っているのだといい、当該の申立人は、司令官が自分たちを〔セクションに〕帰還させないとわかって、彼の中隊に立ち去るように忠告した qu'il avoit representé au commandant Thierri qu'ils n'étoient pas la a leur poste et quil sembloit qu'ils fussent en insurection contre la convention, sur quoy le commandant Thierri luy dit qu'il n'avoit aucun compte a luy rendre, sur la seconde demande que luy dit le dit declarant le dit Thierri luy dit qu'il obeissoit aux ordres du maire, le dit declarant voyant que le commandant ne les renvoyoit pas, a conseillé sa compagnie de s'en aller」と革命委員会で申し立てている。A. N., F^7 4775^{28} dossier Thierry. ただし、この証言はティエリに不利な唯一の証言であり、ティエリは、共和暦3年ヴァンデミエール21日（1794年10月12日）に保安委員会によって釈放されている。

(75) A. N., AF II 47, dossiers 364, pièce 46.

(76) A. N., F^7 2496.

(77)キャンズ＝ヴァン・セクションでの副司令官トゥルヴィル Trouxville とコミューンの役人ペルカ Pellecat とのやりとりでは、「国民代表」と「コミューン」との権力関係が争点となった。トゥルヴィルが司令官のいないあいだ受けとったいくつかの指令（たとえば、太鼓をたたくことを禁止する公安・保安委員会の通達）を司令官ブルボー Bourbeau に報告したとき、その場にいたペルカがその内容を知り、コピーしてコミューンに送らなければならないというので、トゥルヴィルが「わたしはニュースをコミューンに送るつもりはない、国民公会はコミューンに従属するためにあるのではない que je n'enverrois pas de nouvelle a la Commune et que la Convention n'étoit pas faite pour être subordonnée a la Commune」というと、ペルカは「君は革命においては若い。コミューンが警鐘を鳴らし、召集太鼓をたたかせたとき、コミューンの何たるかを知らないのだ。代表たち（と彼はこう名指した）は、代行権を根拠づけられていないのでその義務を果たすことができない。

コミューンは彼らを更迭し、追放する権利をもっているのだ que j'étois jeune en revolution, que je ne savoit pas ce que c'étoit qu'une Commune quand elle faisoit sonner le tocsin et battre le général que representants（qu'il nommoit ainsi）car le mot propre étoit non fondé de procuration ne faisant pas leur devoire, la Commune avoit le droit de les renvoyer et de les chasser」と答えた。これにたいしてトゥルヴィルは、「それは、自分には同じことだ。通達はコミューンに送るつもりはない cela m'est égal ; mais je n'enverrai pas la lettre a la Commune」とだけ答えている。Cf. A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 23.

(78) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 365, pièce 44.

(79) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 365, pièce 29. ヴァネクが「ロベスピエール護衛」を拒否した理由は、ヴァネク自身による報告書にもとづいている。というのも、すでにセクション総会におけるヴァネクの同趣旨の報告を紹介したが（本論 15 ～ 16 頁）、「護衛」拒否の理由はヴァネクの報告書がもっとも詳細であるからである。

(80) A. N., F^7 4432, plaq. 9, pièce 30.

(81)松浦『テルミドール 9 日』44 ～ 48 ページを参照。

(82) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièce 27 ; A. N., F^7 4432, plaq. 6, pièce 38. なお、タンプル塔に援軍を送ってパトロールを強化せよという指令など、公安委員会からこのセクションだけに向けた指令が出されている。Cf. A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 367, pièces 24, 26, 29.

(83) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 48. なお、この史料には判読不能な箇所がある。

(84) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 5.

(85) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 32.

(86)テルミドール 9 日の午後 7 時ごろから午後 10 時ごろまで、グレーヴ広場に三千人以上の国民衛兵と 32 門の大砲を装備した 17 セクションの砲兵が集結していたというこれまでの見解も、若干の修正が必要であろう。グレーヴ広場に集結していた国民衛兵と大砲・砲兵の数には、パンテオン・フランセ・セクションの国民衛兵 1200 人（10 時ごろに砲兵の連れ戻しに一時的にグレーヴ広場にいっている）、国家財務局で警備についていたアルシ・セクションの国民衛兵・砲兵（4 時半から大砲 1 門と兵士 250 名）とオム＝アルメ・セクションの国民衛兵・砲兵（5 時半から大砲 2 門と兵士 150〔200〕名）が含まれているので、これを差し引かなければならない。問題は部隊の半数を派遣したとされるマラ・セクションの国民衛兵の数であるが、パンテオン・フランセ・セクション（住民数 24977、貧民数 2630）の国民衛兵が 2400 人、アミ・ドゥ・ラ・パトリ・セクション（住民数 16648、貧民数 521）の国民衛兵が 1200 人であることを考慮すると、マラ・セクション（住民数 14400、貧民数 846）の国民衛兵は、アミ・ドゥ・ラ・パトリ・セクションとほぼ同じ 1200 人、その半数は 600 人ぐらいだったと想定されよう。したがって、当該時間のグレーヴ広場には、約二千人の国民衛兵と 29 門の大砲を装備した 15 セクションの砲兵が集結していたということになる。Cf. Soboul, A., Monnier, R., *Répertoire du personnel sectionnaire parisien en l'an Ⅱ*, Paris, Publications de la Sorbonne, 1985.

(87) A. N., AF Ⅱ 47, dossiers 364, pièce 46.

「テルミドール９日のクーデタ」における 48 セクションの軍人組織の行動

セクション名	組織	報告書	コミューン指令	市庁舎への司令官・部隊の派遣	市庁舎での誓約・署名	政治的態度の変化の契機など	文民統制	文民組織の行動（委員の派遣など）
Amis de la Patrie	国民衛兵	有（司令官）	一部実行・報告	派遣(400):19時	誓約拒否	「アンリオ解放」への参加、誓約要求→部隊引揚げ	○	総会・民事委員会・革命委員会
	砲兵			派遣？				
Arcis	国民衛兵	有(総･副司令官)	実行	確認･派遣(250･砲１)→Trésorerie:4時半	署名(副司令官)：７時半	コミューンの意図を疑問視せず？→国家財務局警備	○	民事委員会
	砲兵							
Arsenal	国民衛兵	有(総･副司令官)	一部実行・報告	無：誓約の必要なし	無	誓約要求の手紙	○	総会未招集
	砲兵	有		無：アルスナルの警備				
Bon-conseil	国民衛兵	有(総･副司令官)		派遣せず（情報）	無	派遣委員 (Intelligent) の報告	△	民事・革命委員会
	砲兵			派遣:砲２(18時)		砲兵隊長のコミューン経験→認識変化→総会報告		
Bondy	国民衛兵	有(副司令官)	一部実行	派遣せず(動機確認)	無	公安・保安委員会の決定？	○	民事・革命委員会
	砲兵			派遣拒否（19 時）		命令にサインなし		
Bonne Nouvelle	国民衛兵	有(副司令官)	実行せず	派遣せず	無	革命委員会命令(6時)→国民公会支持(7時)	○	委員派遣せず
	砲兵			派遣せず		議員からの命令？		
Bonnet Rouge	国民衛兵	有		派遣せず	無	委員会の決定	×	総会
	砲兵			派遣(砲兵･砲１門)		コミューン経験→セクションの帰還命令→帰還		
Brutus	国民衛兵	有（司令官）	報告	派遣拒否	無	第４軍団司令官指令と適法性	○	委員派遣せず
	砲兵			不明				
Chalier	国民衛兵	無	実行せず・報告	派遣せず	無	総会・委員会に従属	○	革命委員会
	砲兵					不明		
Champs-Elysées	国民衛兵	有(副司令官)	実行せず・報告	派遣せず	無	市門閉鎖指令→民事委員会	○	委員派遣せず
	砲兵							
Cité	国民衛兵	有（司令官）	実行・報告	派遣（50）	無	コミューン経験：ロベスピエール護衛の依頼	○	委員派遣せず
	砲兵			司令官→派遣拒否				
Contrat social	国民衛兵	有（司令官）	実行せず	派遣せず	無	本部で公安委員会の決定の抜粋（19 時）	○	総会・民事委員会
	砲兵							
Droits de l'Homme	国民衛兵	有（司令官）	実行せず	派遣せず	無	合法性:砲兵との対立→コミューン側により逮捕	×	委員派遣せず
	砲兵		実行	派遣（命令違反）		アンリオの指令→司令官らの制止に反して行動→21人逮捕		
F. B. du Nord	国民衛兵	有（司令官）	一部実行・報告	派遣せず	無	第６軍団本部でのコミューン反乱情報	×	民事委員会・革命委員会
	砲兵			派遣(19時半ごろ)		革命委員会・総会の帰還指令		
F. B. Montmartre	国民衛兵	無		派遣拒否		コミューンの指令（大砲・砲兵）	○	民事委員会・革命委員会
	砲兵							
Finistère	国民衛兵	無	実行	派遣	無	コミューンでの「法の外におく」情報→帰還	△	総会・民事委員会
	砲兵							
Flontaine Grenelle	国民衛兵	有(総･副司令官)	一部実行	派遣拒否	無	コミューンの行動の情報→市門閉鎖解除	○	総会未招集
	砲兵			派遣拒否		司令官の指示に従う		

Fraternité	国民衛兵	有(総・副司令官)	実行	派遣	誓約？	コミューン体験（署名要求）→帰還	△	総会・民事委員会・革命委員会
	砲兵			派遣(砲２:100人)				
Gardes-Française	国民衛兵	有(総・副司令官)		派遣拒否	無	アンリオ逮捕情報と合法性	○	民事委員会
	砲兵	有		派遣せず		正副司令官の命令		
Gravilliers	国民衛兵	有（司令官）	実行(ただし･･･)	派遣(40人):16時	無	「法の外におく」のデクレ→司令官の帰還指令	×	民事委員会
	砲兵			不明				
Guillaume Tell	国民衛兵	有	実行せず	派遣拒否	無	コミューンの誓約要求指令	○	委員派遣せず
	砲兵							
Halle au Bled	国民衛兵	有(副司令官)	実行せず・報告	派遣拒否(18時30分)	無	合法性→革命委員会に報告	○	委員派遣せず
	砲兵			派遣拒否		砲兵隊長が副司令官に報告→大砲の持ち出し禁止		
Homme armé	国民衛兵	有(総・副司令官)	一部実行（ただし･･･）	派遣(200/150):17時	無	革命委員会議長(Rob.支持)が動員→国家財務局警備	△	委員派遣せず
	砲兵			派遣（２門）				
Indivisibilité	国民衛兵	無	無	派遣せず	誓約(司令官)	合法性：司令官だけ誓約	○	民事・革命委員会
	砲兵							
Invalides	国民衛兵	有		派遣せず	無	文民統制	×	民事委員会
	砲兵			派遣(19時30分)		不明		
Lepeletier	国民衛兵	無		派遣拒否？			○	委員派遣せず
	砲兵			派遣拒否？				
Lombards	国民衛兵	有(司令官･軍団)	実行	派遣(400?)	無	司令官のコミューン経験→帰還指令	×	総会未招集
	砲兵	有		派遣	誓約？	コミューンでの「法の外におく」情報→帰還		
Maison commune	国民衛兵	無	報告	派遣せず	無	文民統制(革命委員会の命令を要求)	○	革命委員会
	砲兵	有						
Marat	国民衛兵	有(副司令官等)	実行・報告	派遣(部隊の半数)	署名拒否	コミューン経験（署名要求など）	△	総会
	砲兵							
Marchés	国民衛兵	有（司令官）	実施せず	派遣拒否	無	合法意識？	×	委員派遣せず
	砲兵			派遣（命令無視）		コミューン経験(「アンリオ解放」)→国民公会防衛		
Montagne	国民衛兵	有		派遣せず	無	アンリオの議員逮捕→砲２門と200人を国民公会に派遣	○	委員派遣せず
	砲兵			派遣拒否		アンリオの大砲要求→公安委員会に拒否の理由を説明に		
Mont-Blanc	国民衛兵	有(総・副司令官)	一部実行・報告	派遣せず		公安・保安委員会にコミューンの指令を報告→命令遵守	○	委員派遣せず
	砲兵							
Montreuil	国民衛兵	有（司令官）	実施せず・報告	派遣せず	無	文民統制:民事･革命委員会に報告など	○	民事委員会
	砲兵							
Muséum	国民衛兵	無		派遣（100）	無	民事委員会による帰還命令→困難をともなう帰還	○	総会未招集
	砲兵			派遣拒否		民事･革命委員が大砲の持ち出しを禁止		
Mutius Scœvola	国民衛兵	有（司令官）	一部実行	派遣拒否	無	第３軍団司令官の指令	×	民事委員会
	砲兵	有(裁判での証言)		派遣（砲２）		「アンリオ解放」への参加→セクションの帰還指令		

Observatoire	国民衛兵	有（司令官）	実行（ただし‥）	派遣	誓約	コミューン経験？公安委員会の通達？	△	革命委員会
	砲兵			派遣（17/18 時）	不明	コミューン経験→セクションに独断で帰還		
Panthéon français	国民衛兵	有（副司令官）		派遣せず？（1200）	無	コミューン経験→公安委員会に指示を仰ぐ	△	総会・革命委員会
	砲兵			派遣（砲２）		司令官の帰還指令		
Piques	国民衛兵	無		派遣せず	無	合法性・規律	○	委員派遣せず
	砲兵							
Poissonnière	国民衛兵	有（総・副司令官）	実施せず	派遣（50）：民事委指令	誓約・個人署名	コミューン経験（役人の裏切り・罠）→セクションに帰還	△	総会・民事委員会
	砲兵							
Popincourt	国民衛兵	有（司令官）	一部実行	派遣せず	無	文民統制：第５軍団司令官の指令	△	総会・革命委員会
	砲兵			派遣（17 時）		「アンリオ解放」？→カルーゼル広場		
Quinze-vingt	国民衛兵	有（正・副司令官）	一部実行	派遣せず	誓約（司令官）？	司令官報告？	△	民事委員会・革命委員会
	砲兵			派遣（砲２）		コミューン経験（コミューンのおぞましい企て）→総会に代表		
République	国民衛兵	有（司令官）		派遣せず？	無	コミューンの派遣指令？	○	総会未招集
	砲兵							
Réunion	国民衛兵	有（総・副司令官）	一部実行？	派遣（約200）：18時	司令官誓約・署名	国民公会の指令（アンリオに従うな）→司令官の帰還指令	×	総会未招集
	砲兵							
Révolutionnaire	国民衛兵	有（司令官）	実地せず・報告	派遣せず	無	コミューン指令（市門）を革命委に報告→革命委員会の指令	○	総会未招集
	砲兵							
Sans-culottes	国民衛兵	有（司令官）	一部実行・報告	派遣せず	誓約（司令官）	砲兵隊長の報告	△	総会・民事委員会・革命委員会
	砲兵			派遣（17時）←司令官		隊長のコミューン経験→総会報告		
Temple	国民衛兵	有	実行せず・報告	派遣せず（司令官）	無	文民統制：革命委員会に報告	○	委員派遣せず
	砲兵			タンプル塔の警備				
Tuileries	国民衛兵	有（副司令官）	一部実行・報告	派遣せず	無	文民統制：委員会に報告・規律（第３軍団司令官の指令）	○	総会未招集
	砲兵	有		派遣せず		不明		
Unité	国民衛兵	有（総・副司令官）	実施せず	派遣拒否	無	第３軍団司令官の指令	○	委員派遣せず
	砲兵							